

# 事 業 概 要

令 和 5 年 版



東京都第三建設事務所



**環状第3号線整備事業(薬王寺町地区)  
(新宿区市谷薬王寺町から同区市谷柳町地内)**

事業区間延長400m、幅員27mの幹線道路です。令和4年11月に4車線で交通開放しました。



**環状第3号線整備事業(弁天町地区)  
(新宿区原町一丁目から同区弁天町地内)**

事業区間延長580m、幅員27mの幹線道路です。現在、電線共同溝及び排水管設置工事等を進めています。



**環状第4号線整備事業(河田町地区)  
(新宿区余丁町から同区河田町地内)**

事業区間延長330m、幅員27~30mの幹線道路です。令和4年5月に交通開放しました。



**補助第74号線整備事業(山手線立体地区)  
(新宿区大久保三丁目から同区高田馬場四丁目地内)**

事業区間延長650m、幅員28mの地域幹線道路です。JR山手線、西武新宿線との立体交差部の躯工事は平成27年度に完了しました。現在、街路築造工事等の整備を進めています。



**環状第4号線整備事業(河田町地区)  
(新宿区余丁町から同区河田町地内)**

事業区間延長330m、幅員27~30mの幹線道路です。令和4年5月に交通開放しました。



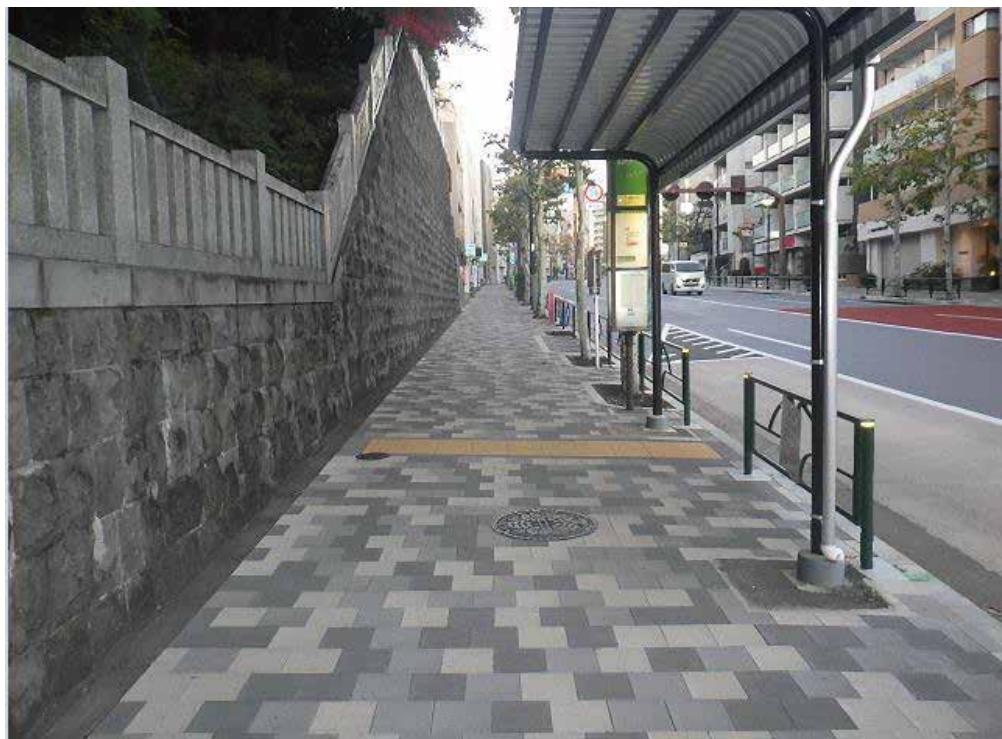
**補助第74号線整備事業(山手線立体地区)  
(新宿区大久保三丁目から同区高田馬場四丁目地内)**

事業区間延長650m、幅員28mの地域幹線道路です。JR山手線、西武新宿線との立体交差部の駆逐工事は平成27年度に完了しました。現在、街路築造工事等の整備を進めています。



### 橋梁の長寿命化(上高井戸陸橋)

今後長期間にわたり供用するため、主桁外ケーブル補強、主桁当板補強、支承取替等を行います。



### 無電柱化後の舗装復旧に併せた歩道のバリアフリー化(早稲田通り)

無電柱化後の舗装復旧に併せて、視覚障害者誘導用ブロックの設置などのバリアフリー化を行っています。



### 路面補修に併せた車道の遮熱性舗装と歩道のバリアフリー化(大久保通り)

傷んだ路面の補修に併せて、暑さ対策が必要な箇所では、路面温度の上昇を抑制する遮熱性舗装を整備し、沿道環境の改善を図っています。歩道部では、視覚障害者誘導用ブロックの設置や段差解消などのバリアフリー化を行っています。



不健全木と診断されたサクラ  
(根株の腐朽)

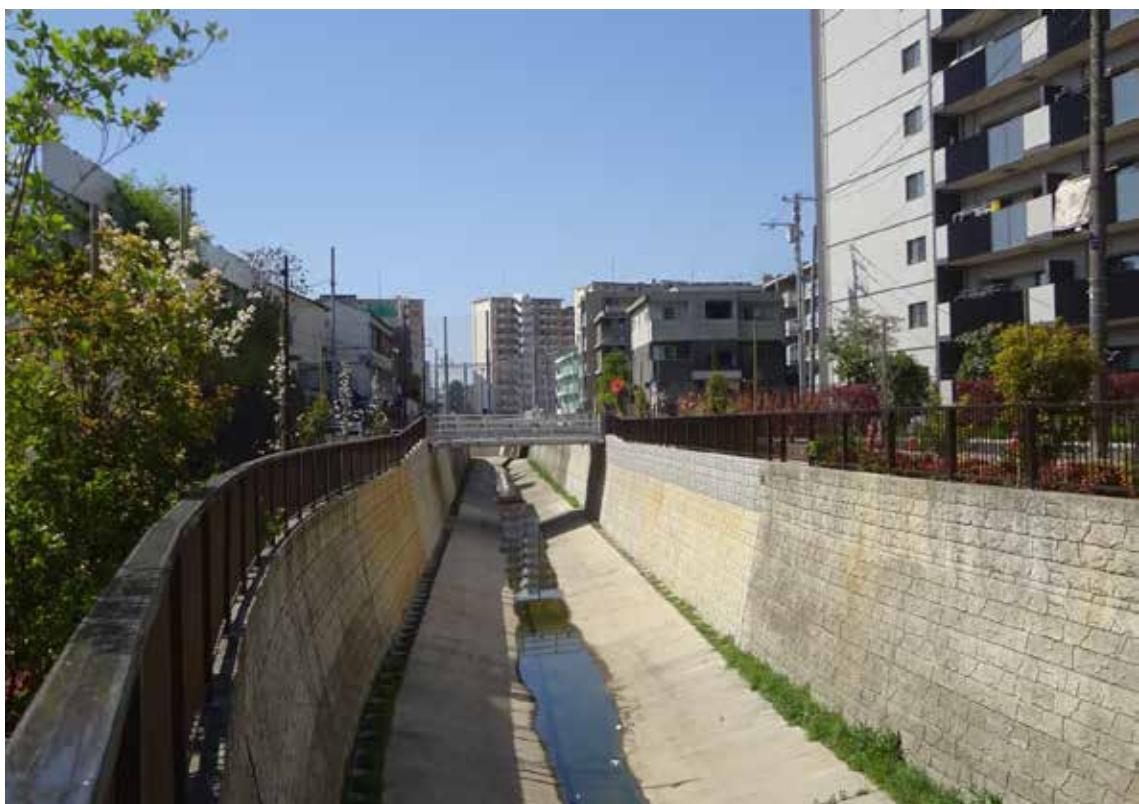
植替えたサクラ

**街路樹の植替え工事 (中野通り)【 樹種:ソメイヨシノ 】**  
不健全木と診断されたサクラを順次植え替えて、倒木等の事故防止を図っています。



神田川整備工事(宮前橋～栄泉橋)【杉並区和泉二丁目地内】

井ノ頭通りの神泉橋から河川の上に仮桟橋を設置し、隣接する小中学校の建替も含め工事用搬入路として利用しながら工事を進めました。工法を工夫し、左岸側の桜並木を極力保全しました。



妙正寺川整備工事(下鷺橋上流～オリーブ橋上流)【中野区若宮三丁目・白鷺一丁目地内】

川沿いに住宅が連なる現地状況のため、河川の上に仮桟橋を設置して作業ヤードを確保し、その下で護岸を整備しました。令和5年3月に丸山橋の架け替えを含む整備が完了しました。



**環状七号線地下広域調節池(石神井川区間)工事**〔中野区野方五丁目地内〕  
妙正寺川立坑からシールドマシンが発進し、環状七号線の地下でトンネル掘進を進めています。



**神田川・環状七号線地下調節池(稼働中)** 本体トンネルと遠方監視操作システム  
神田川、善福寺川および妙正寺川の3河川から洪水を取水して、このトンネル内に貯留します。  
各河川の水位監視や取水の際のゲート操作等は、善福寺川取水施設の監視室で行います。

## ま　え　が　き

第三建設事務所は、23区の西側に位置する新宿区、中野区、杉並区の三区を所管し、道路、河川といった都市基盤の効果的・重点的な整備と効率的・計画的な管理を担っています。

管内の人口は約129万人、人口密度は、23区平均15.6千人/km<sup>2</sup>を上回る19.0千人/km<sup>2</sup>で、エリア内には、東京都庁などの超高層ビル街、乗降客数が世界一の新宿駅、歌舞伎町など繁華街を抱える新宿副都心や再開発の進む中野駅周辺地域が所在する一方で、比較的緑豊かで閑静な住宅街地域、環状六号線、環状七号線沿いの木造住宅密集地域を抱えるなど多様な地域特性を有しています。

当所は、幹線道路ネットワークの形成や河川整備をはじめとした高度防災都市づくりなど様々な施策に取り組んでいます。

具体的には、放射第5号線、放射第25号線、環状第3号線、環状第4号線、環状第5の1号線等の幹線道路のほか、補助第26号線、補助第74号線、補助第133号線等の地域幹線道路の整備を銳意進め、首都東京の渋滞解消、環境改善、防災性の向上を図っています。

また、道路監察パトロール、道路巡回などによる日常管理を行うとともに、新宿副都心施設の改修や、路面補修、橋梁の長寿命化、歩道改善、無電柱化、街路樹の充実（質の向上）、自転車通行空間整備などを推進し、安全で快適な道路環境の提供に取り組んでいます。

河川事業では、流域の急激な市街化に伴う都市型水害に対応するため、都内最大規模の中小河川である神田川及び支川の善福寺川・妙正寺川で、1時間あたり50mm規模の降雨に対応できる護岸の整備を進めてきました。しかし、近年では目標整備水準を超える集中豪雨が増加し、それに伴う水害が発生しています。このことから、区部では1時間あたり75mm規模の降雨に対応できるよう目標整備水準を引き上げ、河道整備による50mm対応に加え、公園及び幹線道路下等を利用した地下式調節池の設置を進め、中流域の水害多発地帯を早期に解消するように努めています。

このうち、神田川・環状七号線地下調節池は、環状七号線の路面下約40mに設置した内径12.5mのトンネル型調節池で、平成9年4月より供用を開始し、これまでに45回（令和4年度末現在）洪水を取水し、水害軽減に大きな効果を發揮しています。

さらに、こうした道路・河川整備に必要な事業用地の取得に重点的に取組んでいます。

今後とも、「シン・トセイ」戦略によるDXの取組など仕事の進め方の改革を進め、関係各方面の協力を得ながら、事業効果の早期発現を図るとともに、「未来の東京」戦略、「TOKYO強靭化プロジェクト」に基づき、都市基盤の整備と管理を推進し、強靭で持続可能な都市・東京の実現を目指していきます。

## 目 次

第1	沿革	2
第2	所管区域の概要	2
第3	組織と担当事務	3
第4	予算額及び決算額	6
第5	道路・河川の管理	8
	1. 法的管理	8
	2. 維持補修	25
第6	道路整備事業	40
	1. 都市計画道路の整備	40
	2. 交通安全施設の整備	55
第7	河川整備事業	61
	1. 管内河川の概要及び改修の推移	61
	2. 管内河川の整備	62
	3. 河川用地の取得状況	78
	4. 水防業務	79

## 第1 沿革

当所は旧東京府における都市計画道路事業の内、旧荏原、豊多摩の二郡を所管区域とする東京府第一道路改修事務所として大正9年に開設され、当時の市街地開発事業にあたっていたが、昭和18年7月1日東京都制の施行に伴い計画局所管のもとに区部に7出張所が設置され、第三道路出張所と改称した。

昭和19年2月15日処務規程改正により、都内の道路事業を3区域に区分した際、当所は第二道路出張所となり、続いて翌20年4月1日処務規程の改正で、道路、河川、防空壕の事業を合併し、東京都第三土木出張所と改め、終戦前後の混乱期を過ごした。

戦後、荒廃しつくした首都東京再建の一端を担って、昭和21年5月14日、第三建設事務所と改称するとともに、新宿区、渋谷区、中野区、杉並区の4区内の道路、橋梁、河川、広場等の整備を分掌し、土木事業の推進に努力してきた。その後昭和40年4月1日、従来区に委任してきた都道の管理を都が直接管理することとなり、建設事業と併せて上記区域内の道路の維持管理を行うこととなった。

平成元年4月1日に東京都第七建設事務所が発足したことにより、当所の管理区域は、新宿・中野・杉並区の3区となった。

なお、平成17年4月に区部の建設事務所は第一から第六建設事務所に再編され所管区域の変更があったが、当所の管理区域は従来どおりの新宿・中野・杉並の3区である。

## 第2 所管区域の概要

区分	単位	新宿区	中野区	杉並区	計	23区計	比率
人口	千人	352	346	590	1,288	9,770	13.2
面積	km <sup>2</sup>	18.2	15.6	34.1	67.9	627.5	10.8
人口密度	千人/km <sup>2</sup>	19.3	22.2	17.3	19.0	15.6	—
都道	延長	km	50.8	26.4	56.7	133.8	898.6
	面積	千m <sup>2</sup>	1,351.6	494.1	1,055.9	2,901.5	21,852.6
							13.3

注：1 人口、面積は、令和5年6月1日現在（東京都の人口推計）

2 都道は、令和4年4月1日現在（令和4年度版東京都道路現況調書）

3 数値は四捨五入しているため、計が合わない場合がある。

### 第3 組織と担当事務

当所の組織は、所長、副所長（庶務課長兼務）、6課、1専門課長、48課長代理（課務担当1名含む）、3管理工区、2事業センターで職員総数は185名である。職員数の内訳、事業所の所在地は別表1、2のとおりである。

庶務課	(庶務担当)	人事、給与及び福利厚生、文書及び公印の管理、公有財産（事業用地を除く）及び自動車の管理、広報及び広聴の連絡調整、その他庶務全般
	(経理担当)	会計事務、現金及び有価証券の出納保管、物品資材の調達、工事その他の契約、物品の出納保管、不用品の処分、事業の進行管理及び連絡調整
	(検査担当)	工事及び工事用材料等の検査
管理課	(管理担当)	道路区域の決定（変更）及び供用の開始（廃止）、しゅん功道路の引継ぎ、事業用地の管理、道路、河川及び急傾斜地崩壊危険区域の管理、先行取得用地の管理
	(管理調整担当)	道路の財産適正化
	(道路台帳担当)	道路台帳の整備及び利用、道路区域の調査測量、土地境界確認
	(占用担当)	道路の占用許可、自費工事の承認、沿道区域内における掘削工事等の事前指導、道路占用料及び負担金の徴収
	(監察担当)	道路及び河川の監察全般、車両制限令に基づく取締まり、不法占用等の取締まり
	(工事調整担当)	道路及び道路占用工事の調整
用地課	(調整担当)	事業用地の取得、物件の移転、損失補償についての連絡調整、移転資金貸付、代替地及び公営住宅のあっせん
	(用地担当) (10)	事業用地の取得、地上物件及び地下埋設物の移転その他の損失補償、土地、借地権等の評価及び損失補償の額の算定、土地収用の手続き、事業用地の取得に係る生活再建対策
用地専門課長		用地取得事務に係る専門的事項の助言及び助力、特に所長の命を受けた事項
工事第一課	(工務担当)	道路、橋梁工事に伴う所内各課との連絡調整、都市計画法に基づく周知事務、新設路線の調査
	(環境対策担当)	環境対策等に係る関係機関との調整及び地元説明、調査委託
	(設計総括担当)	道路、橋梁工事に係る調査、設計
	(設計担当)	道路、橋梁工事に係る調査、設計
	(木密設計担当)	木造住宅密集地域における道路、橋梁工事に係る調査、設計
	(工事総括担当)	道路、橋梁工事の設計変更、清算の照査
	(工事担当) (2)	道路、橋梁工事の施行、監督、設計変更、清算
	(涉外担当)	道路の工事に伴う損害賠償、工事損害賠償物件関連の調査委託
	(測量担当)	道路、橋梁工事に係る測量、建築に係る道路境界線の測量

**工事  
第二課**

(工務担当)	河川等の工事に伴う所内各課との連絡調整、水防関係、都市計画法に基づく周知事務
(設計総括担当)	河川等の工事に係る調査、設計
(設計担当)	河川等の工事に係る調査、設計
(広域調節池・善福寺川上流 調節池整備担当)(2)	広域調節池及び善福寺川上流調節池（仮称）の工事に係る調査、設計
(広域調節池工事総括担当)	広域調節池の工事に係る設計変更、清算の照査
(広域調節池工事担当)	広域調節池の工事の施行、監督、設計変更、清算
(工事担当)	河川等の工事の設計変更、清算の照査、河川等の工作物の維持修繕
(涉外担当)	河川の工事に伴う損害賠償
(施設維持担当)	特定河川管理施設（地下調節池及び分水路）の維持管理、地下調節池の啓発、急傾斜地及び千川上水善福寺川導水路の維持管理
(測量担当)	河川等に係る測量、建築に係る河川境界線の測量
(妙正寺川事業センター)	妙正寺川の工事の施行、監督、設計変更、清算、妙正寺川調節池及び高田馬場分水路等の維持管理、管内河川の啓発
(善福寺川事業センター)	神田川、善福寺川の工事の施行、監督、設計変更、清算、環七地下調節池の維持管理、管内河川の啓発

**補修課**

(調査担当)	道路、橋梁等の現況調査、自費工事の技術的調査及び指導、道路占用及び道路掘削の技術的指導、掘削道路の復旧
(電線共同溝整備担当)	電線共同溝整備工事の実施及び技術的指導等
(維持担当)	道路、橋梁並びにこれらの附属物の維持工事、道路、橋梁の応急復旧及び災害工事、都道の清掃委託
(施設維持担当)	地下道の照明、警報装置、換気、排水設備及び共同溝の維持、新宿西口広場施設及び歩行者デッキの保守等、井荻・練馬トンネル施設の保守等
(補修担当)	道路、橋梁並びにこれらの附属物の補修工事等
(街路樹担当)	街路樹、緑地帯等の調査、設計及び補修工事等、道路占用（街路樹関連）の技術指導

**工区**

(中野工区、新宿工区、杉並工区)

担当区域内の道路、橋梁、広場の測量、調査、工事の施行、監督、設計変更、清算及び工作物の維持修繕並びに事業用地建物等の監視と区域内の道路占使用の技術的審査、監督

別表1. 職員数

令和5年7月1日現在

	管理職		一般職員			計	会計年度 任用職員	合計
	事務	技術	事務	技術	技能			
庶務課	1	1	9	1		12	2	14
管理課	1		13	3		17	12	29
用地課	1	1	24	3		29	1	30
工事第一課		1		25		26	2	28
工事第二課		1		31		32	6	38
補修課		1		23		24	4	28
中野工区				3		3	1	4
新宿工区				4	2	6	2	8
杉並工区				5		5	1	6
計	3	5	46	98	2	154	31	185

別表2. 事業所の所在地

名 称	所在地及び交通			電 話
第三建設事務所	〒164-0001 中野区中野4-8-1 (JR中央線 中野駅徒歩5分)			3387-5132 (タツヤルイイ) Fax 3387-5140
管 理 工 区	中野工区	〒165-0025 中野区沼袋3-2-14 (西武新宿線 沼袋駅徒歩3分)		3389-3449 Fax 3389-4609
	新宿工区	〒160-0023 新宿区西新宿6-26-5 〔JR 新宿駅徒歩15分 東京メトロ丸ノ内線 西新宿駅徒歩3分〕		3343-7832 Fax 3342-1873
	杉並工区	〒167-0043 杉並区上荻1-11-11 (JR中央線 荻窪駅北口徒歩5分)		3393-2391 Fax 3393-2392
事 業 セ ン タ ー	妙正寺川 事業センター	〒165-0024 中野区松が丘1-33-17 〔西武新宿線 新井薬師前駅徒歩10分 JR中央線 中野駅・関東バス中村橋行き 下田橋下車徒歩1分〕		3228-1419 Fax 3228-1491
	善福寺川 事業センター	〒166-0013 杉並区堀ノ内2-1-1 (東京メトロ丸ノ内線 方南町駅徒歩5分)		5305-3540 Fax 3315-0602



## 第5 道路・河川の管理

### 1. 法的管理

道路は、一般の交通の用に供するという本来的機能のほか、都市のインフラを設置する公共空間としての副次的機能があり、上下水道、通信、電気、ガス等の公益施設、地下鉄などの公共交通機関を収容するとともに、緊急災害時の避難路、火災遮断空間など多面的な役割を果たす都市の基幹的施設である。

道路の管理は、このような道路が持つ多様な役割を十分に發揮できるよう、常に良好な状態に保ち、安全で快適な交通を確保することにある。

道路管理業務は、法的管理業務と維持補修業務に大別されるが、法的管理業務は、道路法等関係法令に基づく道路認定、区域決定及び供用開始という根源的な事務手続きをはじめ、道路台帳・地下埋設物台帳の整備や道路の利用に係る道路占用、不法行為の取締りなどの道路に関するソフト面の事務である。

また、河川管理業務は、主として地下調節池等の施設区域の河川占用に関する事務である。なお、それ以外の河川区域の日常管理・河川占用等の事務は「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」（平成11年12月24日条例第106号）により、特別区が分担して処理している。

#### (1) 管理対象道路及び河川

管理道路は、一般都道7路線（道路法第7条認定路線）及び特例都道31路線（同法第89条認定路線）の合計38路線、延長約134kmであり、新宿副都心地区の道路をはじめ、東西道路としての東京所沢線（青梅街道）、南北道路としての環状七号線、環状八号線など城西地区の主要な幹線道路網を受け持っている。管理道路一覧については、別表13（P22～P24）のとおりである。

管理河川は、荒川水系の一級河川である神田川（～駒塚橋上流）、善福寺川、妙正寺川及び江古田川の4河川、延長約37.9kmである。

#### (2) 道路区域決定及び施設管理関係事務

##### ア. 道路の区域決定（変更）及び供用開始

道路の区域決定は、道路法の適用範囲を特定するものであり、道路の供用開始は、土地に関する権原が取得され、工事によって道路の実態を備えたものについて公示を行う。そのため、都道の拡幅等により公示を行うために必要な図書の調整等を行っている。

##### イ. 都道の特別区への移管

都道の整備等により地域的な利用となった区間について特別区へ移管を進めてきた。これまでに、JR阿佐ヶ谷駅北口・南口広場（都道瀬田貫井線・杉並区）、JR新宿駅東口周辺を除く都道新宿停車場前線（新宿区）、JR中野駅北口・南口広場（都道鮫洲大山線・中野区）などの箇所について、移管を完了している。

##### ウ. 東京ふれあいロード・プログラム

東京ふれあいロード・プログラムは、道路の清掃等を行う地域の住民団体や企業等と東京都が協定を

結び、協働して道路の清掃や植栽の手入れなどの美化活動を推進することを目的とした制度である。

平成15年度から本格実施されており、令和5年4月1日現在、20団体と協定を結んでいる。

	団体名	活動区間	活動内容
1	Mahalo `a`ole paka (マハロ・ア・オレ・パカ)	都庁付近～新宿区役所付近 (青梅街道・都庁周辺副都心街路)	歩道清掃
2	中野の桃園に桃の花を いっぱい咲かせる会	J R 中野駅南口～中野五差路 (中野通り)	歩道清掃、緑化活動
3	新大久保商店街振興組合	新大久保駅前～明治通り (大久保通り)	歩道清掃
4	新宿大通商店街振興組合	新宿駅東口周辺 (新宿通り、明治通り)	歩道清掃、緑化活動
5	早稲田通りをよくする 親栄会と周辺住民の会	新宿区高田馬場三丁目、四丁目 (早稲田通り)	歩道清掃、緑化活動
6	新宿区立市谷小学校	新宿区市谷山伏町1番付近 (大久保通り)	歩道清掃、緑化活動
7	フラー・フレンドリー グループ	都電早稲田駅付近 (新自由通り)	緑化活動
8	株式会社 伊藤園	新宿区西新宿二丁目、四丁目 (十二社通り)	歩道清掃、緑化活動
9	タリーズコーヒー ジャパン株式会社	新宿区筈町 (大久保通り)	歩道清掃
10	荻窪北口大通り商店街 振興組合	J R 荻窪駅北口～四面道交差点 (青梅街道)	歩道清掃、緑化活動
11	株式会社フジタ東京支店	新宿区西新宿二丁目、四丁目 (十二社通り)	歩道清掃
12	新宿区戸塚地区協議会 戸塚・花と緑のまちづくりの会	新宿区高田馬場一丁目地内 (早稲田通り)	歩道清掃、緑化活動
13	永福町商店街振興組合	杉並区永福二丁目、四丁目地内 (井ノ頭通り)	歩道清掃、緑化活動
14	公益社団法人 新宿区シルバー人材センター	新宿区新宿七丁目3番 (大久保通り)	歩道清掃
15	方南西町会	杉並区方南一丁目 (環状七号線)	歩道清掃、緑化活動
16	友光グループ	杉並区阿佐谷南三丁目 (青梅街道)	歩道清掃、緑化活動
17	学校法人 成城学校	新宿区原町一丁目、三丁目 (大久保通り)	歩道清掃
18	東京廃棄物事業協同組合 青年部	新宿区高田馬場一丁目 (早稲田通り)	歩道清掃

	団体名	活動区間	活動内容
19	劇団おひさま冒険団	中野区中野四丁目～松が丘二丁目地内 (中野通り) 中野区江古田一丁目～二丁目 (新青梅街道)	歩道清掃、緑化活動
20	新宿調理師専門学校	新宿区西新宿六丁目5番付近 (新宿副都心九号線)	歩道清掃、緑化活動

## エ. 地下埋設物の共同収容施設

道路下には水道管、ガス管等の地下埋設物が設置されているが、その共同収容施設として、一部道路区間に共同溝が、また収容物件を電線類に限定した施設としてキャブ、自治体管路、電線共同溝が設けられている。

### (ア) 共同溝（共同管路）

路面の掘り返し防止による道路構造の保全等を目的とする「共同溝の整備等に関する特別措置法」(昭和38年法律第81号)の施行前に、上下水道、通信、電気、ガスを収容する兼用工作物として設置されたものが共同管路である。設置箇所は別表1(P16)のとおりである。

### (イ) 電線類の共同収容施設

電線類の共同収容施設は、交通の安全と都市の景観整備を図るため、路上の電柱を除去し電線類を地中化するためのものである。

当初、キャブが設けられたが、その後地中化の一層の促進を図るため自治体管路方式により整備された。平成7年に「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」が制定され、現在はこの法律に基づく電線共同溝(CCBOX)の設置事業が進められている。

#### ◎キャブ

キャブは、道路管理者が道路(歩道)の下に蓋掛け式のコンクリート製U字構造物を設置し、その中に電線類を共同で収容する方式であり、道路法における道路本体としての施設である。設置箇所は、別表2(P16)のとおりである。

#### ◎自治体管路

自治体管路は、道路管理者でない東京都が、都の管理する道路(歩道)の下に、行政財産として管路設備を敷設し、その管路設備を電線管理者に使用させる方式である。設置箇所は別表3(P16～P18)のとおりである。

#### ◎電線共同溝(CCBOX)

電線共同溝は、電線の設置及び管理を行う二以上の者の電線を収容するため、道路管理者が道路(歩道)の下に設ける施設であり、基本的には管路部と特殊部(分岐・接続用の施設)とで構成されている。またその位置づけは「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」(平成7年6月22日施行)により道路付属物とされており、その建設費用はキャブに比べ大幅に軽減されるという特徴がある。設置箇所は、別表4(P18)のとおりである。

#### オ. 車両制限令にもとづく管理

車両制限令は、道路の構造を保全し、交通の危険を防止するため、道路との関係において車両の制限を定めているが、車両幅制限箇所は次表のとおり 3 路線の 8 箇所である。なお、そのうち高円寺砧浄水場線については、土地所有者である水道局の意見を踏まえて、通行認定している。

車両制限令に基づく車両幅制限箇所

路線名	規制箇所		規制区間延長 m	制限幅 m	道路幅員 m
	起点	終点			
瀬田貫井線 (松ノ木通り)	杉並区成田東四丁目 27	杉並区成田東四丁目 33	200	2.00	5.50
〃	杉並区松ノ木一丁目 12	杉並区松ノ木二丁目 41	300	2.00	5.35
高円寺砧浄水場線 (荒玉水道)	杉並区梅里一丁目 17	杉並区梅里一丁目 22	250	2.20	3.60
〃	杉並区堀ノ内三丁目 14	杉並区堀ノ内三丁目 44	450	2.20	5.60
〃	杉並区大宮一丁目 8	杉並区大宮一丁目 16	150	2.20	5.60
〃	杉並区永福二丁目 60	杉並区永福三丁目 2	620	2.00	6.20
角筈和泉町線 (旧玉川水道)	杉並区和泉一丁目 8	杉並区和泉一丁目 12	350	1.70	3.05
〃	杉並区和泉二丁目 2	杉並区和泉二丁目 22	450	2.00	5.50

#### (3) 道路台帳関係事務

##### ア. 道路台帳の整備及び利用

道路台帳は、道路台帳平面図、地下埋設物台帳平面図及び道路敷地構成図で構成している。

道路管理者は、道路の管理を円滑に遂行するための道路の現況を常に的確に把握するとともに、道路法による規制が及ぶ範囲（道路区域）を常に明確にしておく必要があるため、道路台帳を整備、保管している。

また、住民・関係者からの利用に応じられるよう閲覧に供するとともに、平成 9 年 10 月より複写サービスも開始している。

今後も、道路整備事業等に伴い道路の延長、区域等に変更が生じた場合は、その都度、出来る限り、道路台帳の補正整備を進めていく。

令和 4 年度 道路台帳利用状況

道路台帳平面図等の閲覧	3,733 件
道路台帳平面図等の複写	2,985 件

##### イ. 道路敷地の調査並びに区域の標示

###### (ア) 道路敷地の調査

この調査は、道路管理の適正化と土地の権利関係者等の利便を図るため、昭和 49 年度より計画的に

道路敷地調査図・道路区域調査図の整備を進めている。

令和4年度までに環状八号線ほか19路線が完了し、杉並あきる野線ほか19路線が一部整備済又は調査中で、整備率78.0%である。

なお、「道路区域調査（主張線方式）」は、道路区域線を計算点（現地未標示）とし、隣接土地所有者との立会を求めず処理していた。しかし、現在は財産を明示する境界線ではなく、あくまでも道路管理者が道路の管理事務を円滑にするために必要な「道路の区域を把握、復元可能とするため」の測量を実施し、原則、隣接関係者の立会いを求めていく「道路敷地調査」を実施している。併せて調書等も整備して道路管理の万全を期すため整備を進めていく。

令和4年度道路敷地調査実施済箇所は別表5（P18）のとおりである。

#### （イ） 道路区域標示

令和4年度 道路区域標示・道路区域証明 6件

#### ウ. 道路幅員証明

道路幅員証明事務については、令和2年12月1日付けで廃止し、道路台帳複写図の交付とした。

#### エ. 東京都公共基準点（3級）の管理

東京都公共基準点管理保全要綱の制定（平成6年4月）にあわせて、東京都公共基準点（3級）の成果品が道路管理部から各事務所に引き継がれたため、公共基準点の使用承認等の事務処理及び維持管理を行っている。

なお、平成14年4月1日施行の測量法改正により、公共測量はそれまでの日本測地系から世界測地系に基づき行うことになり、東京都道公共基準点（2～3級）も座標変換を行い、平成16年度から世界測地系の測量成果により実施することになった。

また、平成25、26年度において、東北地方太平洋沖地震に伴う成果改定（世界測地系2011）を完了したことから、平成27年度から、この新成果により、測量委託等を実施している。

### （4） 境界確認事務関係

組織改正に伴い平成20年4月1日より、従来総務部用度課が行っていた局事務事業に係る公有財産及び国有財産（国土交通省所管のものに限る）の土地境界確認・確定事務は各事務所管理課で行うことになった。

#### ア. 都有地及び国有地境界確認・確定

申出書を受理した案件について資料収集後仮線を設定し、現地立会いを行い協議が成立した場合は協定書の取交わしを行っている。不調の場合は取り下げ処理後、申出書等を返戻している。

#### イ. 土地境界図等の交付

土地境界図及び区画整理（震災復興、戦災復興）換地処分図の閲覧（謄写）、謄本・抄本（証明）の申請に対し有償で交付している。

#### ウ. 筆界特定制度対応

法務局からの要請により土地境界図並びに区画整理図等の資料を提供し、現場立会いを行っている。

また、意見聴取の場で主張根拠等についての意見を述べている。

令和4年度 境界確認事務件数

土地境界図等交付		境界確認・確定		計
閲覧	証明	申出受理	処理	
1,599	190	135	113	2,037

※ 申出受理件数に、令和3年度からの繰越件数55件は含まない。

## (5) 道路占用等許認可関係事務

### ア. 道路の占用

道路は、一般交通の用に供するという本来の目的を阻害しない範囲で、上下水道、通信、電気、ガスなどの都民生活に欠くことの出来ない公益施設や地下鉄等の公共交通機関の収容空間としての役割も果たしている。この二次的な使用を「道路占用」と呼んでいる。

なお、東京電力㈱など6企業の占用申請については、道路管理システムを利用した電子申請で処理している。

道路占用の令和4年度の実績は、別表6（P19）のとおりである。

### イ. 監督事務費

道路の占用に伴い道路掘削復旧工事を電気・ガス・通信・上下水道等の公益事業者が自ら施行する場合は、都が復旧工事を監督するため、「道路掘削復旧工事監督事務費」を徴収している。

令和4年度の実績は、別表7（P19）のとおりである。

### ウ. 承認工事

車両出入用の歩道切下げ、沿道の土地利用のためのよう壁撤去等、土地所有者等が行う工事を承認している。これを承認工事と呼ぶが、申請者の負担で工事を行うため、一般的には「自費工事」と呼んでいる。

令和4年度の実績は、別表8（P19）のとおりである。

### エ. 沿道掘削

ビル建築工事等のために沿道の土地を掘削する場合、その掘削により道路構造等が影響を受ける恐れがあるため、事前に道路管理者と協議が必要である。

令和4年度の実績は、別表8（P19）のとおりである。

## (6) 道路監察関係事務

### ア. 道路の監察

道路の監察業務は、日常のパトロール、苦情等への随時の対応により、禁止行為の取締り等を行い、適正な道路機能の確保に努めることにある。

業務内容は、道路構造の保全としての道路の損傷及びその誘因となる事象の発見及び応急措置に関するものである。

る業務と、禁止行為等の取締りとしての道路の使用・占用及び通行に係る禁止・違反行為の是正指導等に関する業務とである。また、道路及び沿道区域で行われる各種工事についても、事故防止等の観点から工事の適正な施行を確保し、道路機能が損なわれないよう監察している。

#### イ. 令和4年度の監察結果

道路の利用に関する環境は、路上生活者問題や道路への置き看板など長年の継続課題に加え、歩道上への粗大ごみの不法投棄、旅行者の増加に伴うごみのポイ捨てなど、単に道路管理者の努力のみでは解決できない問題が山積している。

こうした状況の中にあって、不法占用及び道路上工事の監察を基本とした是正指導に粘り強く取り組んでいる。令和4年度における監察結果（監察年報）は、別表9（P20）のとおりであり、主な監察業務の状況は次のとおりである。

##### （ア） 道路工事施行の適正指導

占用工事、自費工事等の道路上工事（管理者工事を含む。）および沿道掘削工事等の監察は、事故の未然防止を図るため、平常パトロールにより適正指導を行うほか、夜間パトロールを実施し、適正な工事施工、歩行者等の安全確保に努めた。

また、大規模で長期にわたる占用工事について、工事施行に伴う事故防止対策を検討し、適正な工事の実施となるよう調整した。

##### （イ） 禁止行為および不法占用に対する適正指導

① 新宿副都心4号線、同12号線及び目白通りにおいて、多数の路上生活者が見受けられ、平成16年度一年間かけて退去の要請及び廃材処理、ブルーテントなどの撤去を行った。以後、新宿警察署及び牛込警察署と合同で適宜パトロールを実施することにより、良好な道路環境の維持に努めている。

この他、新宿駅周辺地域における道路環境を良好に維持するため、新宿警察署・新宿区・地元商店会等との連携のもとに、新宿駅東口、西口とも月2回の割合で清掃活動等を兼ねた廃材処理を実施した。

② 道路上の置き看板やのぼり旗、商品置き場、雑誌売り、屋台等は、交通の障害になるばかりでなく、災害時の避難の障害になるため、日常のパトロールに加え、所轄警察署・区道管理者・地元商店会と合同パトロールを実施し、是正指導を行った。合同パトロールは、主に新宿駅東口、西口のほか、新大久保駅（大久保通り）、高田馬場駅（早稲田通り）、歌舞伎町などの周辺で活動を行った。

③ 放置または不法投棄された道路上の障害物（ゴミ状の自転車・バイク、ダンボール、生活用品、タイヤ・建築廃材等）については、日常パトロールにおいて発見・警告等を行うほか、苦情等に対しても適宜対応した。

令和4年度は、自転車139台、バイク10台などトラック延べ128台分の不法投棄物を撤去の上処分した。

##### （ウ） 東京マラソン開催対策

東京マラソン2023（令和5年3月5日）の開催にあたり、良好な状態で実施できるよう路上生活者

対策、路上障害物処理、看板等の不法使用の是正、放置自転車・バイクの除去指導等をコースとなる都道を中心に特別に強化し行った。

#### ウ. 袖看板等の適正化

未許可の袖看板や日除け等が多数設置されていたため、申請指導を強化してきた。令和4年度末における看板の許可率は、82.9%である。

### (7) 道路上工事調整関係事務

道路管理者、交通管理者、占用企業者の三者で構成する「東京都道路工事調整協議会」を設置し、道路の掘り返しを伴う占用工事の計画的かつ合理的な施行を図っている。

同協議会の調整部会は、年間6回（年間、下半期各1回、隔月4回）道路工事調整会議を開催している。

ア. 道路工事調整会議においては、道路工事調整調書を作成し、占用企業者から施行計画、意見等を徴して、路線ごとに工事相互間の調整を行い、シールド工事等の非開削工法や共同施工を採用するよう助言するとともに、工事の平準化、縮減化を図っている。

イ. 道路工事調整会議での調整から除外しているビルや家庭への供給管工事など小規模占用工事については、道路工事調整会議提案除外工事調書を作成・提出させて工事の調整を図るとともに、全体工期を短縮するため各占用企業者の施工時期を集中させるようにビル等の建築業者に対して協力を依頼している。

ウ. 道路保全、舗装経費の節減、工事の騒音や振動などを受忍した沿道住民への配慮を目的として、道路の舗装工事が完了すると新たに掘削工事を行うことを一定期間禁止している。（道路舗装の種別に応じ、1～5年間の掘削禁止の措置を講じている。）

エ. 令和4年度道路上工事施行者別調整実績は、別表10-1、10-2（P21）のとおりである。

### (8) 河川等の管理関係事務

#### ア. 河川の管理

河川管理事務のうち日常の管理業務及び河川占用許可は、「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」に基づき区長が処理しているが、調節池等の河川管理施設に係る占用許可については当所が処理している。令和4年度河川占用許可件数は、別表11（P21）のとおりである。

#### イ. 急傾斜地の管理

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和44年法律第57号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域として、新宿区赤城元町と杉並区堀ノ内一丁目の2ヶ所の崖地が指定されている。

その管理については、指定区域内の行為規制に係る事務などを処理している。

#### ウ. 事業用地の管理

事業用財産には、都市計画事業に基づき取得した道路・河川の事業用地、「公有地の拡大の推進に関する法律」等に基づく先行取得用地などがある。その管理は、「東京都公有財産規則」等に基づいて適正な管理に努めているが、このうち工事着手までに長期間を要する土地は、遊び場として開放する等有効活

用にも努めている。令和4年度の行政財産の使用許可状況は、別表12（P21）のとおりである。

別表1

共同溝設置箇所

路線名	共同溝名	設置場所 (延長)	入溝者（占用者）
四谷角筈線 (414)	新宿西口共同溝	西新宿一丁目 (548.0m)	東日本電信電話(株)、東京電力(株)、 東京ガス(株)、水道局、下水道局
東京所沢線 (4)	淀橋共同溝	西新宿一丁目 (65.5m)	東日本電信電話(株)、東京電力(株)、 東京ガス(株)、水道局

別表2

キャブ設置箇所

番号	路線名	設置場所	延長(m)	入溝者（占用者）
1	東京所沢線(4) (青梅街道)	中野区中央五丁目地内	450	東京電力(株) 東日本電信電話(株)
2	外濠環状線(405) (外堀通り)	新宿区市谷田町三丁目 ～市谷船河原町地内	314	東京電力(株) 東日本電信電話(株)

別表3

自治体管路設置箇所

整理番号	路線名	件名及び設置箇所（管理番号）	延長(m)	占用者
1	杉並あきる野線(7) (五日市街道)	自治体管路(3-9T-1・3-9E-1) 杉並区成田西二丁目地内	260	東日本電信電話(株) 東京電力(株)
2	〃	自治体管路(3-10T-1・3-10E-1) 杉並区成田西一、二丁目地内	350	東日本電信電話(株) 東京電力(株)
3	〃	自治体管路(3-10T-1・3-10E-1) 杉並区成田西二、三丁目地内	175	東日本電信電話(株) 東京電力(株)
4	〃	自治体管路(3-10E-2・3-11E-1) 杉並区梅里一丁目地内	上り 174 下り 197	東京電力(株)
5	〃	自治体管路(3-11T-1) 杉並区梅里一丁目地内	255	東日本電信電話(株) (株)USEN
6	〃	自治体管路(3-11E-3・3-11T-2) 杉並区成田西三丁目地内	350	東日本電信電話(株) 東京電力(株)
7	〃	自治体管路(3-12T-1・3-12E-1) 杉並区成田西一丁目地内	70	東日本電信電話(株) 東京電力(株)

整理番号	路線名	件名及び設置箇所（管理番号）	延長（m）	占用者
8	杉並あきる野線(7) (五日市街道)	自治体管路 (3-12T-2・3-12E-2) 杉並区成田西三丁目地内	140	東日本電信電話(株) 東京電力(株)
9	"	自治体管路 (3-12T-3・3-12E-3) 杉並区高井戸東四丁目地内	210	東日本電信電話(株) 東京電力(株)
10	"	自治体管路 (3-12T-5・3-12E-5) 杉並区成田西二丁目地内	210	東日本電信電話(株) 東京電力(株)
11	"	自治体管路 (3-12T-6・3-12E-6・3-13E-1G) 杉並区成田西三丁目地内	370	東日本電信電話(株) 東京電力(株)
12	"	自治体管路 (3-13T-1G・3-13E-2G・3-14E-1G) 杉並区高井戸東四丁目地内	165	東日本電信電話(株) 東京電力(株)
13	"	自治体管路 (3-14E-3G) 杉並区成田東三丁目地内	60	東京電力(株)
14	"	自治体管路 (3-14T-1G・3-15E-1G) 杉並区成田西三丁目、高井戸東四丁目地内	東側 80 西側 100	東日本電信電話(株) 東京電力(株) (株)ジェイコム
15	"	自治体管路 (3-15T-1G) 杉並区成田東三丁目、成田西一丁目地内	上り 149 下り 33	東日本電信電話(株)
16	"	自治体管路 (3-15E-2G) 杉並区成田西一丁目地内	33	東京電力(株)
17	"	自治体管路 (3-16E-1G) 杉並区成田東三丁目地内	100	東京電力(株)
18	"	自治体管路 (3-17T-1G・3-17E-1G) 杉並区成田東二丁目、成田西三丁目地内	上り 95 下り 170	東日本電信電話(株) 東京電力(株)
19	"	自治体管路 (3-18T-1G) 杉並区高井戸東四丁目地内	20	東日本電信電話(株) (株)ジェイコム
20	飯田橋石神井新座線(25) (早稲田通り)	自治体管路 (3-10E-3・3-11E-1) 新宿区高田馬場四丁目地内	216	東京電力(株)
21	"	自治体管路 (3-11T-3・3-10T-2) 新宿区高田馬場四丁目地内	196	東日本電信電話(株) (株)USEN、(株)ジェイコム アルテリア(株)
22	"	自治体管路 (3-12E-4) 新宿区高田馬場四丁目地内	115	東京電力(株)
23	"	自治体管路 (3-13T-1) 新宿区高田馬場四丁目地内	191	東日本電信電話(株) (株)USEN、アルテリア(株)

整理番号	路線名	件名及び設置箇所(管理番号)	延長(m)	占用者
24	飯田橋石神井新座線(25) (早稲田通り)	自治体管路(3-14E-1・3-14T-1) 新宿区高田馬場四丁目地内	310	東京電力(株) 東日本電信電話(株) (株)USEN、アルテリア(株)
25	東京所沢線(4) (青梅街道)	自治体管路(3-11E-2) 杉並区清水一丁目、天沼三丁目地内	上り 91	東京電力(株)
26	"	自治体管路(3-11T-4) 杉並区清水一丁目、天沼三丁目地内	45	東日本電信電話(株) (株)USEN
27	"	自治体管路(3-12T-4) 杉並区清水一丁目地内	171	東日本電信電話(株) (株)USEN
28	"	自治体管路(3-13E-1) 杉並区天沼三丁目地内	239	東京電力(株)
29	千代田練馬田無線(8) (環状第4号線)	自治体管路(3-13T-2G・3-14E-2G) 新宿区西早稲田一、三丁目地内	上り 93 下り 90	東日本電信電話(株) 東京電力(株) (株)ジェイコム

別表4

## 電線共同溝整備済箇所

路線名	整備済箇所	竣工年度	施工延長(m)
外濠環状線(405)	新宿区四谷一丁目～本塩町	平成10年度	264.88
環状八号線(311)	杉並区上井草一丁目～井草三丁目	平成10年度	1,108.80
環状八号線(311)	杉並区今川一丁目～下井草五丁目	平成12年度	453.34
新宿両国線(302)	新宿区余丁町	平成12年度	295.2
東京所沢線(4)	杉並区上荻一丁目	平成19年度	85.0
環状六号線(317)	新宿区西新宿三丁目、西新宿四丁目	平成23年度	1,174.25
環状六号線(317)	中野区弥生町一丁目～豊島区目白五丁目	平成24年度	6,844.46

別表5

## 令和4年度 道路敷地調査実施箇所

路線名	調査実施箇所	延長(m)
飯田橋石神井新座線(25)	新宿区大久保三丁目地内	541
神楽坂高円寺線(433)	新宿区大久保二丁目地内から同区戸山一丁目地内まで	1,151
計		1,692

別表6

## 令和4年度 道路占用許可件数及び占用料徴収額

区分		種別	許可件数(件)	占用料徴収額(円)
企業占用	東京電力(株)	325	475,866,424	
	東京ガス(株)	280	218,598,474	
	東日本電信電話(株)	195	505,053,999	
	東京都水道局	238	—	
	東京都下水道局	204	—	
	その他の	256	29,515,653	
	小計(1)	1,498	1,229,034,550	
一般占用	看板等	3,697	679,872,336	
	官公署等	—	—	
	現年度分小計	3,697	679,872,336	
	過年度分収入	—	—	
	小計(2)	3,697	679,872,336	
計(小計(1)+小計(2))		5,195	1,908,906,886	

※ その他は認定電気通信事業者である。

別表7

## 令和4年度 監督事務費徴収額

種別	金額(円)
東京電力(株)	12,024,274
東京ガス(株)	37,012,235
東日本電信電話(株)	5,475,661
東京都水道局	23,206,452
東京都下水道局	5,960,222
その他の	0
計	83,678,844

別表8

## 令和4年度 承認工事承認件数及び沿道掘削協議件数

承認工事(件)	240
沿道掘削(件)	63

別表9

監 索 年 報  
(令和4年度)

実施状況	監察バトロール	平 常 時	内容区分	回 数	時 間	延 長	合同パトロール(内書)				監 索 状 況			
							監 察 内 容		指 摘 内 容		指 摘 内 容		措 置 状 況	
							監 察 署	そ の 他	監 察 署	そ の 他	監 察 署	そ の 他	現 場 指 導 H	措 置 命 令 L
不法占用地の監視	違反事項	取締件数 <sub>b+c+d+e</sub>	行 政 指 導	是正件数 <sub>d</sub>	監督状況	処 分	そ の 他 の 措 置	置き留め合は	是正件数 <sub>e</sub>	指置き留め合	件数	指置き留め合	件数	措置命令
法定区域の監視	該当物件	2	b 口頭 c 文書	2	0	2	そ の 他 の 措 置	置き留め合は	是正件数 <sub>e</sub>	指置き留め合	件数	指置き留め合	件数	措置命令
法定区域の監視	該当物件	0	0	0	0	0	そ の 他 の 措 置	置き留め合は	是正件数 <sub>e</sub>	指置き留め合	件数	指置き留め合	件数	措置命令
法定区域の監視	該当物件	110	107	3	110	0	そ の 他 の 措 置	置き留め合は	是正件数 <sub>e</sub>	指置き留め合	件数	指置き留め合	件数	措置命令
法定区域の監視	令7・1・1	328	317	11	315	0	そ の 他 の 措 置	置き留め合は	是正件数 <sub>e</sub>	指置き留め合	件数	指置き留め合	件数	措置命令
法定区域の監視	その他不法占用地	110	96	13	100	0	そ の 他 の 措 置	置き留め合は	是正件数 <sub>e</sub>	指置き留め合	件数	指置き留め合	件数	措置命令
法定区域の監視	禁止行為	2,672	171	1,100	1,656	0	そ の 他 の 措 置	置き留め合は	是正件数 <sub>e</sub>	指置き留め合	件数	指置き留め合	件数	措置命令
法定区域の監視	車幅違反	0	0	0	0	0	そ の 他 の 措 置	置き留め合は	是正件数 <sub>e</sub>	指置き留め合	件数	指置き留め合	件数	措置命令
法定区域の監視	その他違反	0	0	0	0	0	そ の 他 の 措 置	置き留め合は	是正件数 <sub>e</sub>	指置き留め合	件数	指置き留め合	件数	措置命令
道路等の監視	道路の損傷	4	4	0	0	0	そ の 他 の 措 置	置き留め合は	是正件数 <sub>e</sub>	指置き留め合	件数	指置き留め合	件数	措置命令
道路等の監視	付属物	3	3	0	0	0	そ の 他 の 措 置	置き留め合は	是正件数 <sub>e</sub>	指置き留め合	件数	指置き留め合	件数	措置命令
その他	その他	241台	24台	0	0	0	そ の 他 の 措 置	置き留め合は	是正件数 <sub>e</sub>	指置き留め合	件数	指置き留め合	件数	措置命令
その他	放置自転車	241台	24台	0	0	0	そ の 他 の 措 置	置き留め合は	是正件数 <sub>e</sub>	指置き留め合	件数	指置き留め合	件数	措置命令
その他	放置バイク	0台	0台	0	0	0	そ の 他 の 措 置	置き留め合は	是正件数 <sub>e</sub>	指置き留め合	件数	指置き留め合	件数	措置命令
その他	放置自動車	0台	0台	0	0	0	そ の 他 の 措 置	置き留め合は	是正件数 <sub>e</sub>	指置き留め合	件数	指置き留め合	件数	措置命令
その他	管内路線を定期的に巡回し、路上に放置された廃棄物を監視担当立会いで処理委託業者に撤去させた。	39	82	4	0	58	2	18	81	1	0	0	0	0

※G=H+I+J+K+L

※A=B+C+D+E+F

別表 10-1

## 令和4年度 道路上工事施行者別調整実績（道路工事調整会議 提案分）

施 行 者	主 要 路 線		主要外路線		計	
	件 数	延長(m)	件 数	延長(m)	件 数	延長(m)
道 路 管 理 者 R	67	17,783	36	12,585	103	30,368
東 京 都 水 道 局 W	101	16,298	62	11,925	163	28,223
東 京 都 下 水 道 局 D	98	22,658	53	10,782	151	33,440
東 日 本 電 信 電 話 (株) T	34	7,034	19	1,436	53	8,470
東 京 電 力 (株) E	35	3,952	18	838	53	4,790
東 京 ガ ス (株) G	117	19,940	53	6,124	170	26,064
そ の 他	37	4,228	40	22,610	77	26,838
合 計	489	91,893	281	66,300	770	158,193

別表 10-2

## 令和4年度 道路上工事施行者別調整実績（道路工事調整会議 削除分）

施 行 者	東 京 都 水 道 局 W	東 京 都 下 水 道 局 D	東 日 本 電 信 電 話 (株) T	東 京 電 力 (株) E	東 京 ガ ス (株) G	そ の 他	計
調整件数	194	138	118	345	223	78	1,096

別表 11

## 令和4年度 河川占用許可件数

河 川 名	新 規	更新・継続	計
神 田 川	0	30	30
妙 正 寺 川	0	9	9
善 福 寺 川	0	12	12
江 古 田 川	0	0	0
計	0	51	51

別表 12

## 行政財産使用許可調査（遊び場）

路 線 名	所 在 地	面 積 (m <sup>2</sup> )	使 用 開 始 年 月 日	相 手 方
神 田 川	新宿区高田馬場3-897-1	272.64	昭和51年12月17日	新 宿 区

別表13

## 第三建設事務所管理道路

令和4年4月1日現在

種別	整理番号	路線名	起 点	終 点	管 内			都市計画道路名
					起 点	終 点	延長(m)	
一般都道（道路法第七条認定路線）	4 東京所沢線	新宿区新宿市	新宿区新宿三丁目	杉並区善福寺三丁目	11,317	323,026	靖国通り 青梅通り 五日市通り	(5都道新宿青梅線(重用)) 放6 放24
	7 杉並あきる野線	杉並区	あきる野市	杉並区梅里一丁目	8,304	119,464	井ノ頭通り 白通り	放23 補130
	8 千代田練馬田無線	千代田区	西東京市	千代田区飯田橋四丁目	7,719	198,640	目白通り 新目白通り	放7 補76
	14 新宿国立線	渋谷区	国立市	中野区弥生町一丁目	11,374	245,900	方南通り 井ノ頭通り 人見街道	補23 補62
	25 飯田橋石神井新堅線	新宿区	新座市	新宿区下宮比町	14,830	254,953	大久保通り 早稲田通り 旧早稲田通り	放25 補74 補169
	計				53,544	1,141,983		
主要地方道（道路法第五十六条指定）	302 新宿両国線	新宿区中央区	新宿区新宿三丁目	新宿区市谷八幡町	5,437	166,552	靖国通り	放6 放24
	305 芝新宿王子線	港 区	北 区	新宿区新宿四丁目	新宿区高田馬場二丁目	3,070	85,791	明治通り 環5-1
	311 環状八号線	大田区	北 区	杉並区上高井戸一丁目	杉並区井草三丁目	5,504	157,121	環八通り
	317 環状六号線	品川区	板橋区	新宿区西新宿三丁目	新宿区中落合二丁目	4,103	95,476	山手通り 環6
	318 環状七号線	大田区	江戸川区	杉並区和泉一丁目	中野区丸山一丁目	6,070	192,134	環七通り 環7
	319 環状三号線	港区	江 東 区	港区北青山一丁目	新宿区早稲田鶴巻町	3,473	79,973	外苑東通り 環3
	計					27,657	777,047	
第一般都道認定路線（道路法第七条認定路線）	113 杉並武藏野線	杉並区	武藏野市	杉並区善福寺一丁目	杉並区上荻四丁目	1,119	11,594	(女子大通り) 補228
	245 杉並田無線	杉並区	西東京市	杉並区井草三丁目	杉並区井草四丁目	478	7,237	新青梅街道 補76
	計					1,597	18,831	

整理 種別 番号	路線名	起点	終点	管			通称道路名	都市計画街路名
				起 点	終 点	延長(m)		
405	外濠環状線	港区新橋一丁目	港区新橋二丁目	新宿区四谷一丁目	新宿区下宮比町	2,649	82,682	外堀通り
413	赤坂杉並線	港区赤坂二丁目	杉並区松庵一丁目	杉並区和泉二丁目	杉並区松庵一丁目	2,875	50,440	井ノ頭通り
414	四谷角筈線	新宿区四谷一丁目	新宿区西新宿一丁目	新宿区四谷一丁目	新宿区西新宿一丁目	1,674	79,434	補57
418	北品川四谷線	品川区北品川三丁目	新宿区富久町	渋谷区千駄ヶ谷一丁目	新宿区富久町	1,143	29,264	外苑西通り
420	鮫洲大山線	品川区東品川四丁目	板橋区氷川町	中野区南台四丁目	新宿区西落合四丁目	5,786	105,531	中野通り
427	瀬田貫井線	世田谷区瀬田四丁目	練馬区貫井二丁目	杉並区永福一丁目	中野区上鷺宮一丁目	6,650	68,874	中杉通り 【阿佐谷南三丁目 ～貫井二丁目】
428	高円寺砧淨水場線	杉並区梅里一丁目	世田谷区喜多見四丁目	杉並区梅里一丁目	杉並区下高井戸一丁目	3,682	23,369	補133
430	新宿停車場前線	新宿区四谷四丁目	新宿区西新宿一丁目	新宿区四谷四丁目	新宿区西新宿一丁目	338	12,477	新宿通り
431	角筈和泉町線	新宿区西新宿三丁目	杉並区和泉二丁目	新宿区西新宿三丁目	杉並区和泉二丁目	1,268	11,041	補61
432	淀橋渋谷本町線	新宿区西新宿六丁目	渋谷区本町三丁目	新宿区西新宿六丁目	新宿区西新宿四丁目	380	5,867	方南通り
433	神楽坂高円寺線	新宿区神楽坂五丁目	杉並区高円寺南二丁目	新宿区神楽坂五丁目	杉並区高円寺南二丁目	7,746	116,007	大久保通り
434	牛込小石川線	新宿区新小川町	文京区後楽一丁目	新宿区新小川町	文京区後楽二丁目	28	554	放25
438	向井町新町線	杉並区本天沼二丁目	杉並区善福寺一丁目	杉並区本天沼二丁目	杉並区善福寺一丁目	2,759	32,671	早稻田通り
439	椎名町上石神井線	豊島区南長崎六丁目	練馬区上石神井一丁目	中野区上鷺宮三丁目	中野区上鷺宮五丁目	721	10,518	千川通り
								補229

種別 番号	路線名	起 点	終 点	管			通称道路名	都市計画道路名
				起 点	終 点	延長(m)		
特 例	新宿落合井草線	新宿区西落合一丁目	杉並区井草四丁目	新宿区西落合一丁目	杉並区井草四丁目	6,058	94,682	新青梅街道 補76
都 道 (道) 法 第 八 十 九 条 認 定 路 線	新宿副都心二号線 新宿副都心三号線 新宿副都心四号線 新宿副都心五号線 新宿副都心八号線 新宿副都心九号線 新宿副都心十号線 新宿副都心十一号線 新宿副都心十二号線 新宿副都心十三号線	新宿区西新宿三丁目 新宿区西新宿一丁目 新宿区西新宿二丁目 新宿区西新宿一丁目 新宿区西新宿一丁目 新宿区西新宿一丁目 新宿区西新宿一丁目 新宿区西新宿二丁目 新宿区西新宿三丁目	新宿区西新宿三丁目 新宿区西新宿一丁目 新宿区西新宿二丁目 新宿区西新宿一丁目 新宿区西新宿一丁目 新宿区西新宿一丁目 新宿区西新宿一丁目 新宿区西新宿二丁目 新宿区西新宿三丁目	新宿区西新宿三丁目 新宿区西新宿二丁目 新宿区西新宿二丁目 新宿区西新宿一丁目 新宿区西新宿一丁目 新宿区西新宿一丁目 新宿区西新宿一丁目 新宿区西新宿二丁目 新宿区西新宿三丁目	493	16,239	( 南通り )	
	計				660	22,297	( さくらあい通り )	
	計					954	39,656	( 中央通り )
						815	27,696	( 北通り )
						497	12,732	
						515	15,945	( 東通り )
						504	15,169	( 議事堂通り )
						504	15,296	( 都庁通り )
						978	40,480	( 公園通り )
						1,349	34,743	( 十二社通り )
						51,026	963,664	
						133,824	2,901,525	

## 2. 維持補修

### (1) 道路橋梁の現状

当所で維持補修する路線は、主要地方道 11 路線、一般都道 2 路線、特例都道が新宿副都心の 10 路線を含めて 25 路線で合計 38 路線、延長にして約 134 km である。

この路線上には一般橋 60 橋、横断歩道橋 78 橋（人道橋 9 橋を含む）が架けられている。また、道路附属物として管理するものは、街灯及び橋梁灯（約 18,000 灯）、街路樹（約 14,800 本）、交通安全施設の防護柵や標識等がある。その他、維持・保守する道路施設として、新宿副都心地区の歩行者専用地下道や環状八号線の井荻トンネル等がある。

道路橋梁等の維持補修は、施設の老朽化とともに増大する自動車交通量とその大型化等により道路構造に与える影響が大きい今日において、その重要性が益々高まっている。このことから当所では、道路の構造や機能を常時良好な状態に保ち安全な通行空間確保のため、計画的に維持補修を行い、一般交通に支障を及ぼさないように日々努めている。

### ア. 管内管理道路区別一覧表

令和 4 年 4 月 1 日現在

区別	道 路		
	延長(m)	面積(m <sup>2</sup> )	舗装種別
新宿区	50,796	1,351,572	アスファルトコンクリート舗装、その他
中野区	26,350	494,102	//
杉並区	56,678	1,055,851	//
計	133,824	2,901,525	

### イ. 管内管理橋梁数

令和 5 年 4 月 1 日現在

区別	道路側	河川架橋	立体交差橋	跨線橋	歩道橋	計
新宿区	主要地方道	5	2	2	12	21
	特例都道	3	3	0	(4) 10	16
	一般都道	0	0	0	0	0
	計	8	5	2	(4) 22	37
中野区	主要地方道	3	4	1	(2) 11	19
	特例都道	6	0	0	8	14
	一般都道	0	0	0	0	0
	計	9	4	1	(2) 19	33
杉並区	主要地方道	8	11	2	(1) 31	52
	特例都道	8	1	0	(2) 6	15
	一般都道	1	0	0	0	1
	計	17	12	2	(3) 37	68
計		34	21	5	(9) 78	138

( ) は内書き、人道橋

ウ. 管内管理街路灯本数

令和5年4月1日現在

種類 区	蛍光灯	セラミックメタル ハライド灯	ナトリウム灯	LED灯	計
新宿区	4,597	1,581	4,196	944	11,318
中野区	12	802	78	498	1,390
杉並区	640	1,861	1,530	1,238	5,269
計	5,249	4,244	5,804	2,680	17,977

※新宿副都心施設含む

エ. 管内管理内照式標識及び障害物表示灯基数

令和5年4月1日現在

種類 区	内照式標識	障害物表示灯	計
新宿区	3	199	202
中野区	4	45	49
杉並区	49	104	153
計	56	348	404

オ. 管内管理街路樹本数（高木）

令和5年4月1日現在

區別 樹種	新宿区	中野区	杉並区	計
トウカエデ	995	649	1,689	3,333
プラタナス	1,177	573	306	2,056
イチョウ	562	493	1,368	2,423
フウ類	50	598	459	1,107
ケヤキ	638	214	303	1,155
エンジュ類	60	12	274	346
その他	1,805	1,253	1,346	4,404
計	5,287	3,792	5,745	14,824

※緑地内高木除く

(2) 道路の維持

ア. 都道全般

都道の維持管理は、中野、新宿、杉並の3工区に巡回班を配置（中野工区は平成20年4月、杉並工区は平成25年4月から外部委託）し、管内のパトロールにより発見した危険箇所や、地元住民等からの通報及び陳情のあった損傷箇所等の緊急措置や、維持修繕の緊急依頼を行っている。維持修繕工事は単価契約業者による請負工事で行っている。

道路維持の主な作業としては、車道・歩道について、安全な状態を維持するため穴埋め、段差解消、部分打替等を行う他、道路照明、防護柵、よう壁、排水施設等の道路施設について、その性能が維持できるよう器具の交換、撤去・設置、補修を行っている。

また、管内都道の路面清掃についても、環境局から移管された平成 16 年以降委託業務にて行っている。

#### イ. 駅前広場

当所で管理している JR 駅前広場は、新宿駅東口・西口の 2 箇所である。それぞれの広場については、JR、私鉄及びバス等の一般乗降客の利用に支障がないように、常時維持管理を行い、広場の安全確保に努めている。

#### ウ. 橋梁の維持

橋梁の維持管理は、交通の安全を良好な状態に保ち、地震に強い道路橋梁の整備及び遮音壁設置による沿道環境の整備など、既設橋梁の構造を保全し交通の安全を保持する管理的事業で、主として塗装塗替、橋面舗装、上下部構造の損傷の修理等を行っている。令和 5 年度の一般橋については、橋面塗装 1 橋、維持補修 1 橋の施工を予定し、歩道橋については、塗装塗替 5 橋、橋面舗装 1 橋、補修補強 5 橋の施工を予定している。

一般橋、長大橋を中心に予防保全型の管理として橋梁の長寿命化の対策を進めており、令和 5 年度は、5 橋の施工を予定している。

#### エ. 街路樹の維持

街路樹の適切な維持管理は、都市環境の保全に寄与するとともに、良好な都市景観を形成し、安全で快適な街並みを創造することを目的としている。

そのため、年間を通じて、高木剪定・中低木刈込み・除草清掃・病害虫の防除・枯損木の植替・低木の補植等、樹木の育成に応じた維持管理を実施している。

また、倒木や根上りなどを未然に防止するため、幹周り 60 cm 以上の街路樹の診断や植替えを順次進めて、街路樹の安全管理を図っている。

### (3) 道路の補修

#### ア. 路面補修

路面補修は、道路を常に良好な状態に保全するために行う計画的な事業であり、供用性の低下した舗装の修繕と交通量の増大等に対応するため、舗装改良を行うものである。令和 5 年度の計画は約 13.6 万 m<sup>2</sup> (28 箇所) の路面補修工事を予定している。

現在、バリアフリー化を推進するため、現道内において路面補修工事に併せて、歩道横断勾配の改善や歩道巻き込み部、横断歩道部の段差改善など、沿道条件に合わせた工夫により実施している。

また、沿道環境の改善を図るため、騒音の環境基準（夜間）超過区間の路線については、路面補修工事に併せて、低騒音舗装を実施しており、令和 5 年度は、23 箇所、8.4 km について低騒音舗装の施工を予定している。特に環七通り・環八通りにおいては、道路交通騒音対策の優先的対策道路区間に指定されていることから二層式による低騒音舗装の施工を実施している。

なお、ヒートアイランド現象の緩和に向けた道路舗装の一施策として、主に新宿区において保水性舗装及び遮熱性舗装を実施している。令和 5 年度は、保水性舗装を新宿副都心三号線など 3 箇所、遮熱性舗装を早稲田通りなど 4 箇所で予定している。

## イ. 無電柱化

無電柱化は、都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の創出を目的としており、「東京都無電柱化計画（改定）（令和3年6月）」に基づき整備を推進している。令和5年度は、環七通りなど7箇所で工事を予定している。

また、新青梅街道など15箇所で予備設計・詳細設計等を予定している。

## ウ. 自転車通行空間整備

自転車は、通勤・通学や買物など、都民生活の様々な場面で使われる身近で重要な交通手段である。このため、都内各地で誰もが安心して自転車を利用できる環境を創出することが重要となっており、自転車利用環境の更なる充実を図るため、令和3年5月に「東京都自転車通行空間整備推進計画」が策定された。令和5年度は、山手通りなど4箇所で工事を予定している。

## (4) 道路施設の維持

### 新宿副都心

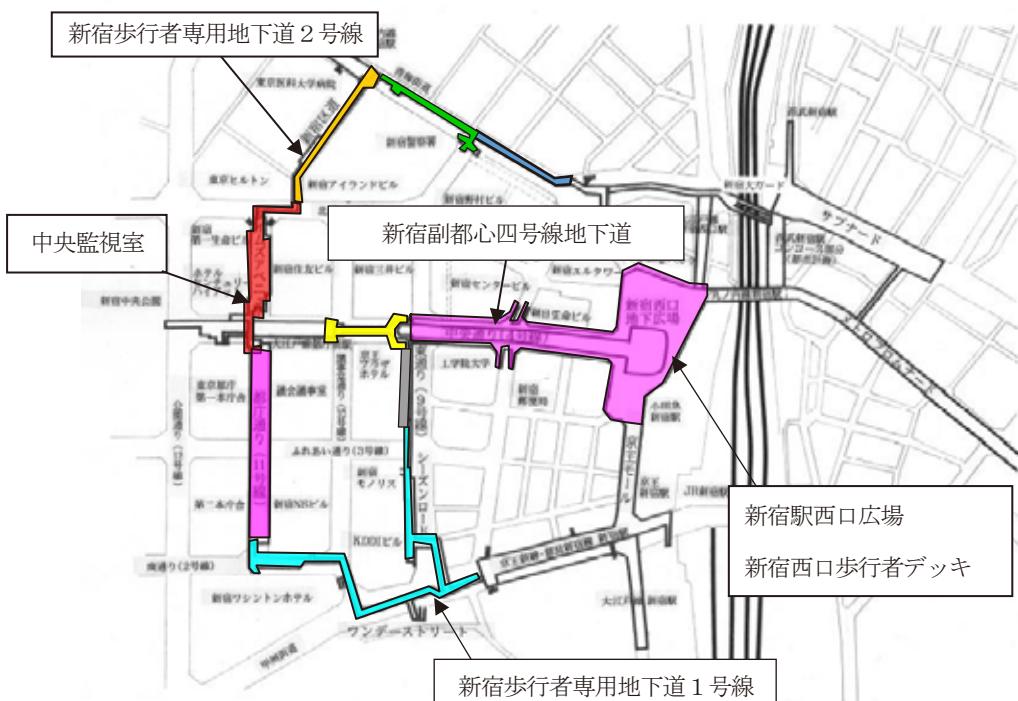
新宿副都心の施設は、1日平均359万人（2018年、世界一）が乗降する超過密な新宿駅のスムーズな通行のため、その役割を担っている。

施設の管理は、東京都道路整備保全公社に委託し、24時間態勢で安全性、快適性の確保をめざし、そして非常事態の発生に対しても早急な対応が出来る態勢を整え、事態の悪化、拡大の防止に努めている。

主な施設は、新宿駅西口広場（以下、「西口広場」という）や新宿副都心四号線地下道（以下、「4号街路」という）、新宿歩行者専用地下道1号線（ワンデーストリート、シーズンロード）、新宿歩行者専用地下道2号線（タイムズ・アベニュー）、新宿西口歩行者デッキ（カリヨンデッキ）、新宿西口共同溝、淀橋共同溝である。

なお、西口広場、新宿西口歩行者デッキ（カリヨンデッキ）の一部、新宿西口共同溝の一部は新宿駅直近地区土地区画整理事業の実施に伴い、令和5年4月1日に都市整備局へ維持管理を移管している。

新宿副都心施設 案内図



## 新宿副都心施設総合監視

新宿副都心の広域、多種の施設を集中的、効率的に維持管理を行うため、中央監視室（新宿歩行者専用地下道2号線）にて、総合監視を行っている。

従前の監視室は、西口広場及び4号街路・新宿歩行者専用地下道1号線・新宿歩行者専用地下道2号線と、三箇所に分散配置されていたが、平成12年度から平成15年度までに監視室の集約化を図る設備改修が行われ現在に至る。



## 新宿駅西口広場（西口広場）・新宿副都心四号線地下道（4号街路）

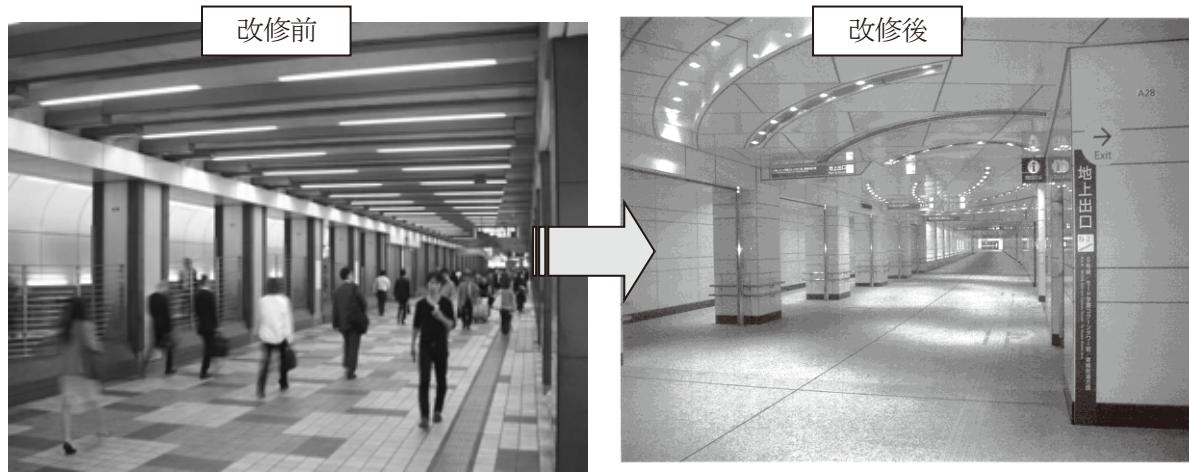


西口広場は、淀橋浄水場跡を副都心建設公社が建設、整備し、昭和41年10月に供用を開始した。地上階がバスターミナル、地下1階が西口広場、地下2階が駐車場の3階建ての構造物で、全体面積は15,560 m<sup>2</sup>（車道4,304 m<sup>2</sup>・歩道11,256 m<sup>2</sup>）である。

その後、西口広場整備計画の策定及び旧インフォメーションセンター（現：イベントコーナー）付近で平成10年2月の出火で消失した広場の復旧工事、耐震補強工事を経て、現在の姿に生まれ変わった。また、平成23年度には、地下ロータリーの噴水跡地を緑地にリニューアルした。

最近では漏水対策工事及びサインの改修工事を実施し、令和2年7月に完了している。

令和5年度は老朽化した火災報知設備（歩行者専用地下道2号線）とシャッター（歩行者専用地下道1号線・歩行者専用地下道2号線、4号街路）の改修を予定している。



4号街路は、延長303mのボックスカルバートで車道と歩行者を分離し、歩行者用通路が設けられている。

平成2年には、都庁の移転と景観整備事業により歩道拡幅及び、床や天井等の改修を行い、平成8年7月に動く歩道の設置を行った。

その後、施設の老朽化により改修工事が必要となったため、平成24年度から大規模改修を実施し、平成29年5月に完了した。

#### 新宿副都心四号線地下道（4号街路）の動く歩道の仕様

規模：ゴムベルト式 50m × 8基（南北各4基）

乗客輸送能力：9,000人／時

運転速度：30m／分

運転時間

南側：8:00～19:00（新宿駅から都庁方向）

北側：8:00～10:00（新宿駅から都庁方向）、10:00～19:00（都庁方向から新宿駅）

#### 運用管理

##### ア 運用時間

- ・西口広場は、原則24時間開放

※一部エリアは、シャッターによる閉鎖管理（23:00～翌日5:00）

- ・4号街路は、シャッターによる閉鎖管理（1:30～4:00）

##### イ 運転監視

- |                                    |                   |
|------------------------------------|-------------------|
| ・受変電設備                             | ・非常時の放送設備         |
| ・西口広場・4号街路内の換気                     | ・CCTV監視設備（カメラ43台） |
| ・空調設備                              | ・自動火災報知等の防災設備     |
| ・照明設備                              | ・発電機設備            |
| ・新宿西口共同溝、淀橋共同溝、新宿駅西口歩行者デッキの点検・維持管理 |                   |

## 新宿歩行者専用地下道 1号線（ワンデーストリート・シーズンロード）

新宿歩行者専用地下道 1号線は、都庁第二本庁舎より都営新宿駅を結ぶ地下道（通称：ワンデーストリート）、京王プラザホテル敷地を通り 4号街路を結ぶ地下道（通称：シーズンロード）の 2本の地下道で構成されており、都庁舎の移転に併せて、平成 3年 3月に供用を開始した。

延長 734 m ワンデーストリート（430 m）、シーズンロード（304 m）

面積 5,185 m<sup>2</sup>

ワンデーストリートは、京王側から都庁舎に向かって都市の日の出から日の入りまでの一日の時間変化を一方の壁面に表現している。反対側の壁面は空間の広がりを与えるため反射ガラスとしており、天井は青空のイメージと曲線は雲をモチーフに、床は雲の光と影を表現したものとなっている。



シーズンロードは一年間の四季の変化を壁面及び間接照明で表現しており、壁面は「けやき」の葉の四季の変化を表現し、「小鳥」が歩く方向を案内している。なお、通称名は、三建職員の提案により決定された。



### 運用管理

ア 運用時間 6:00～23:00

夜間運用終了後は各出入口及びビル接続口のシャッター等により閉鎖管理

イ 運転監視

（中央監視室からの集中監視）

- |          |                       |
|----------|-----------------------|
| ・受変電設備   | ・自動火災報知等の防災設備等        |
| ・地下道内の換気 | ・地下道内の状態監視（CCTV 監視設備） |
| ・空調設備    | ・非常時の放送設備             |
| ・照明設備    | ・エスカレーター設備（7箇所）       |

なお、新宿歩行者専用地下道 1号線の監視室は巡視員のみが配置されているため、設備故障及び非常時の対応は、新宿歩行者専用地下道 2号線より技術職が現場に駆けつけ、対応処理している。

平成 29 年度から令和元年度までに、電気・機械設備の大規模改修を実施した。

## 新宿歩行者専用地下道2号線（タイムズアベニュー）

新宿歩行者専用地下道2号線（通称：タイムズアベニュー）は、新宿副都心四号線（4号街路）と、新宿副都心十一号線（11号街路）の交差部から、青梅街道（東京メトロ丸ノ内線西新宿駅）間を結ぶ地下道で、平成9年12月に供用を開始した。

また、平成23年5月に、西新宿駅から新宿警察署前まで延伸し、平成25年4月にE8出入口が完成した。

その後、新宿警察署前から新都心歩道橋下交差点まで延伸し、令和5年1月にE9出入口が完成した。

延長 920m（都道部704m、区道部216m）

面積 9,364 m<sup>2</sup>（都道部7,520 m<sup>2</sup>、区道部1,844 m<sup>2</sup>）

専用地下道2号線は、長いスパンでの『時』をテーマとしており、過去→現在→未来へと続く「時の流れ」を連続的に表現している。東京メトロ丸ノ内線 西新宿駅から新宿アイランドタワー付近の180mは、地層（大昔から積み重ねられて来た時間）をデザインした壁と時の流れを表現した波形の天井で「過去」を表現している。

東京ヒルトンホテル（中央監視室付近）付近の40mは、壁をガラス張りにして「現在」を写す鏡を表現。

第一生命ビル付近から都営大江戸線都庁前駅までの約130mの区間は、壁、天井、地下道内に石、ガラス、大理石を置き、明るく透明感のある「未来」を表現している。

新宿警察署前から新都心歩道橋下交差点までの約140mは、壁の片面をミラーガラスにすることで映り込む人の動きを「現在」として表現している。



## 運用管理

運用時間 6:00～23:00

夜間運用終了後は各出入口及びビル接続口のシャッター等により閉鎖管理

運転監視業務（中央監視室からの集中監視）

- |               |                      |
|---------------|----------------------|
| ・自動火災報知等の防災設備 | ・エスカレーター設備（12箇所）     |
| ・受変電設備        | ・エレベーター設備（1箇所）       |
| ・空調・換気設備      | ・非常時の放送設備            |
| ・照明設備         | ・地下道内の状態監視（CCTV監視設備） |

なお、区道部分の維持管理は新宿区で行っている。

## 井荻トンネル・練馬トンネル

### ・井荻トンネル

井荻トンネルは、環状八号線の慢性的な渋滞を緩和するため、早稲田通り、西武新宿線、新青梅街道及び千川通りを一気に通過する延長1,263mのトンネル、トンネル上部の利用者用に西武新宿線を跨ぐ跨線橋（L=165m）及び歩行者の南北連絡のための横断地下道の3階構成で構築されている。

また、横断地下道に設置されたエスカレーターは、エレベーターへ更新を行い、平成28年7月に供用を開始している。

エレベーター施設の運用管理及び維持管理は、杉並区が行っている。

現在も、交通量は一日50,000台を超え、このうち大型車の混入率が2割を超える非常に特殊な都内でも最大級(AA級)のトンネルで、年間約1,800万台通行している。

このように交通量が非常に多いため、事故時の連絡体制等警視庁・所轄警察署・消防署と連携をとり、迅速な対応ができる体制をとっている。また、ITV映像も警視庁・所轄警察署に配信している。

トンネル内通行車両に対して、ラジオにより非常放送を伝達出来るように整備されている。

工事期間約9年、総工費約650億円をかけて建設され、平成9年4月に供用開始した。

令和2年度から、機械設備、電気設備の設備更新を行っている。



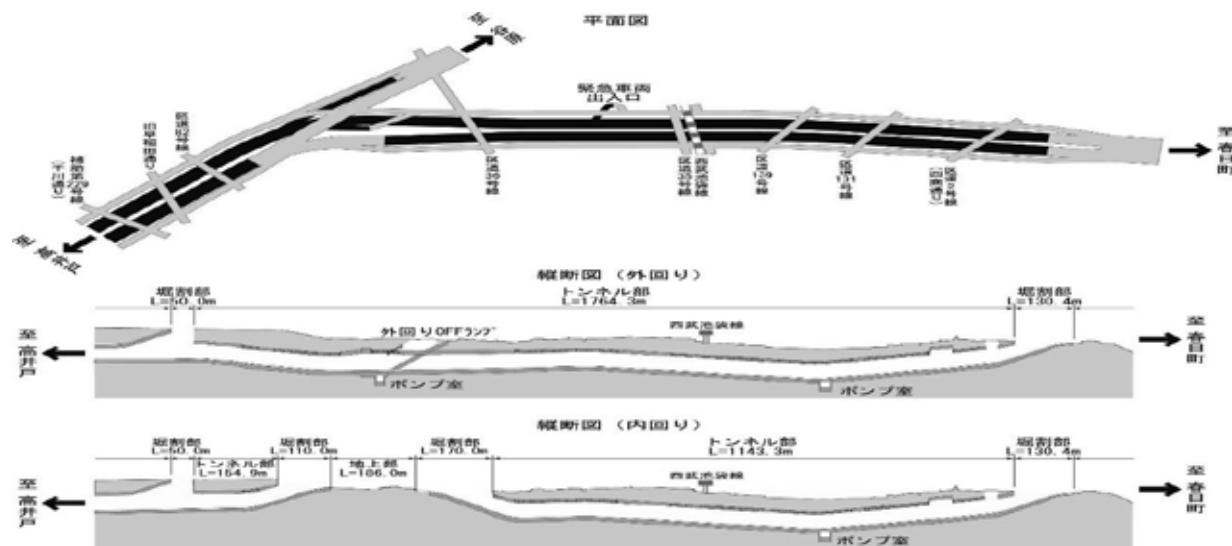
### ・練馬トンネル

練馬トンネルは、笹目通り（補助第134号線）や目白通り（放射第7号線）等が接続することで、環状八号線の慢性的な渋滞を緩和するため、南田中地区、西武池袋線、富士見台地区、貫井地区（環状八号線、延長1.8km）に整備され、井荻トンネルと接続され平成18年5月28日に交通開放された。

井荻トンネル同様、練馬トンネルは住宅近隣地域のため、排ガスと災害時の排煙対策として、天井を半分開けた形の半地下トンネルである。練馬トンネルでも照明、監視、標識、防災設備等の様々な施設を擁している。

また、井荻トンネルと練馬トンネルは井荻南換気所で一体監視しているが、長大トンネルとなつたため、補助管理所として、南田中三丁目に練馬管理所を設け、連携をとつて現場対応を行つてゐる。また、練馬管理所は、緊急車両の出入口にもなつてゐる。





・内回り系

練馬トンネル 1,143.3m

井荻トンネル 1,467.9m (旧井荻トンネル 1,263m + 延長分 204.9m)

・外回り系

井荻トンネル 1,263m

練馬トンネル 1,814.3m

計 3,077.3m

練馬トンネルの交通量は、井荻トンネル同様、年間約 600 万台通行しており、井荻トンネルと接続して、全長約 3.1 km の都市部のトンネルとしては、極めて長大（AA級）な道路施設である。

また、井荻トンネル同様に、交通量が非常に多いため、ラジオによる非常放送設備の共用や ITV 映像の配信を、警視庁・所轄警察署・消防署等と連携し、事故時の迅速な対応が可能な体制を構築している。

### 運用管理

- ア 運用時間 24 時間
- イ 運転監視 受変電設備  
換気設備  
照明設備  
非常電話等の防災設備  
発電機設備  
非常時の放送設備  
ITV 監視設備（井荻 28 台、練馬 48 台）



### ウ 維持管理体制

日常の点検及び運転・維持管理は、東京都道路整備保全公社に委託し、24 時間体制で維持管理を実施している。また、トンネル内の交通事故や故障車、落下物の処理などの現場作業も、練馬トンネル補助監視所と連携を図り実施している。

## エ 主要設備

### ・受変電設備

<井荻トンネル>

受電電圧 6.6kV 2回線 (本線:今川・予備:上荻)

契約電力 703kW (変電所は別の場所より受電)

季節別時間帯別電力 2型

<練馬トンネル>

受電電圧 6.6kV 2回線 (本線:南田中・予備:谷原)

契約電力 122kW (変電所は別の場所より受電)

季節別時間帯別電力 2型

### ・機械設備

<井荻トンネル>

#### (ア) 換気設備

・排風機  $\Phi 2,500 \times 4$  系統  $\times 8$  台

※185kw 120 m<sup>3</sup>/s. 100mmAq  $\times 8$  台

・ジェットファン  $\Phi 630 \times$  内回り 7台、外回り 2台 計 9台 ※ 30m/s 11kw  $\times 9$  台

・換気方式

大排煙口付集中排気式縦流換気方式 (排気塔 35m) を通してトンネル内の汚染空気を集中的に排出することにより、坑口から流入する新鮮な空気がトンネルの軸方向 (縦方向) に流れる方式。

#### (イ) 除塵装置

降下煤塵を物理的に取り除く装置で、フィルター2,112枚 (528枚・4箇所) 使用

#### (ウ) 計測装置

V I 計 (煙霧透過率測定装置) 4組 (内回り、外回り各2組)

\*設計煤煙透過率 40%

・煤煙濃度を測定するもので、環境基準等でいう重量濃度 (mg/m<sup>3</sup>) を測定するのではなく、100m区間における光の透過率を表す光学的な濃度単位。

投光部と受光部を光ファイバーで結び、ファイバーを通した光量を基準として計測。

## 【参考】

・煤煙透過率と不快適正 (トンネル技術基準より)

透過率 100~60 : きれいな状態

60~50 : 煙が見えるようになる

50~40 : 煙が気になる

40~30 : 非常に不快な状態

30 以下 : 許容できない状態

CO 計 (一酸化炭素測定装置) 2台 (内回り、外回り各1台)



\*設計濃度 50 ppm

W計（風向風速測定装置）6台（内回り、外回り各3台）

換気制御は交通量及び計測装置(VI計・CO計)によるフィードバック制御並びプログラム制御で自動制御できるが、平成12年度から自動制御運転をとりやめ、省エネ対策としてより効率的な手動による運転に切り替えている。

・非常用発電設備

<井戸トンネル>

ディーゼル発電機 1,250kVA 1台

※停電時は照明設備・消火栓ポンプ・排風機に電源供給する。満タン(2,700ℓ100%負荷)で連続約24時間送電可能。起動指令後約30秒で電圧確立し、送電可能(常時アイドリング状態)

<練馬トンネル>

ディーゼル発電機 350kVA 1台

※停電時は照明設備・消火栓ポンプに電源供給する。満タン(980ℓ100%負荷)12時間対応可能。

・消防設備

機器設備名	井戸トンネル	練馬トンネル
消火ポンプ	185 Kw 1台	37 Kw 1台
呼び水ポンプ	2.2 Kw 1台	0.4 Kw 2台
主水槽	270 m <sup>3</sup>	60 m <sup>3</sup>
呼水槽	圧力タンク	自動給水装置
火災感知機	25m 間隔	
手動通報機	50m 間隔	50m 間隔
非常電話	100m 間隔	100m 間隔
泡消火器	50m 間隔	50m 間隔
消火器	50m 間隔	50m 間隔
水噴霧	25m 間隔	

## 野方排水場

環状七号線と西武新宿線が交差するアンダーパスの路面排水機能を確保するため、昭和39年5月に第一特定街路事務所により設置され、その後、第三建設事務所へ引き継がれた。

昭和57年3月にポンプの増設を行い、計3台による排水設備となった。平成16年の浸水対策工事により、非常用発電機を地上階に移設し、平成23年3月には、アンダーパス部の冠水対策により冠水警報表示板を設置した。

集水面積：0.483 ha 流入量：7.6 m<sup>3</sup>/min

排水先：妙正寺川

受変電設備：高圧屋外キュービクル 110KVA 6,600V

排水設備：雑排水水中ポンプ φ250mm 22KW 3台

屋内自立型制御盤 1面

発電機設備：屋外パッケージ型発電設備 115KVA 200V

発動機（ディーゼル 170ps）

その他設備：警報装置、水位計、換気・照明設備 冠水警報表示板 2面



## 荻窪排水場

環状八号線とJR荻窪駅の西側線路交差部に位置する環状八号線のアンダーパス用排水施設であり、昭和42年3月に第二特定街路事務所により設置され、その後、第三建設事務所に引き継がれた。

JRの線路部分と道路アンダーパス部の排水を行っているが、集水面積が周辺地域を含む9.41haという広大な面積を対象としていたこともあり、現在でも重要な施設の役割を担っている。

排水経路は、公共下水道から善福寺川へと至る。平成17年に局地的豪雨のため地下設備の冠水が発生し、平成20年浸水対策工事により、非常用発電機と受変電設備を地上階に移設した。

また、平成22年3月に、アンダーパス部の冠水対策により冠水警報表示板を設置し、令和2年3月には、CCTV装置を設置した。

集水面積：1.224ha(現在) 流入量：19.0 m<sup>3</sup>/min

排水先：公共下水道→善福寺川

受変電設備：高圧屋内キュービクル 100KVA 6,600V

排水設備：雑排水水中ポンプ φ300mm 22KW 3台

発電機設備：屋外パッケージ型発電設備 130KVA 200V

発動機（ディーゼル 160ps）

その他設備：警報装置、水位計、換気・照明設備、

冠水警報表示板 2面、CCTV 装置



## 四面道排水場

環状八号線と青梅街道が立体交差する荻窪排水場の北側（清水一丁目）にあり、環状八号線アンダーパス部分の路面排水機能を確保するため、昭和 58 年に設置されたもので、地下水槽から排水口までの揚程が高いのが特徴。

集水面積が比較的狭く排水量が多くないため、低圧受電方式となっている。

平成 24 年 3 月には、アンダーパス部の冠水対策により冠水警報表示板を設置した。

受電設備：低圧受電 200V/100V

排水設備：雑排水水中ポンプ  $\phi 150\text{mm}$  11KW 2台

　　水中サンドポンプ  $\phi 80\text{mm}$  1台

発電機設備：パッケージ型非常用予備発電設備 40KVA 200V

　　発動機（ディーゼル 68ps）

その他設備：警報装置、水位計、換気・照明設備、

冠水警報表示板 2面



## 新宿西口共同溝

西口広場は昭和 41 年 10 月に完成し、その後広場に隣接する各街区のビル建設が 10 年間に渡って実施され、これらのビルへのライフラインの整備と共に共同溝が運用を開始した。

共同溝法上の共同溝となった時期は、占用許可が始まった時期として記録がある昭和 41 年 10 月であり、東京電力㈱、NTT（当時、日本電信電話公社）東京ガス㈱、都水道局、都下水道局に許可がおりている。

現在、占用企業者による定期点検を合同で実施し、点検業務の効率化を図っている。

施設維持担当は、入溝管理と占用者への技術的指導を行い、施設の維持管理を実施している。

整備計画確定：昭和 35 年 6 月 延長：548.0m

照明設備：防爆型蛍光灯 115 灯

換気設備：換気ファン 4 台、制御盤 1 面、分電盤 1 面

## 淀橋共同溝

青梅街道の地下部に位置し、新宿エルタワーから損保ジャパン本社ビルへの 65.5m の短延長共同溝であり、昭和 36 年 3 月に完成し運用を開始した。

現在、占用企業者による定期点検を合同で実施し、点検業務の効率化を図っている。

施設維持担当は、入溝管理と占用者への技術的指導を行い、施設の維持管理を実施している。

整備計画確定：昭和 35 年 6 月 延長：65.5m

照明設備：防爆型蛍光灯 24 灯

換気設備：換気ファン 1 台、換気ファン制御盤 1 面、分電盤 4 面

排水ポンプ： $\phi 80\text{mm}$  2.2KW 2台

## その他の施設

### ① 川南中央地下歩道

環状八号線と JR 中央線との交差部から南へ約 700m に位置する環状八号線を横断する地下歩道であり、隣接する横断歩道橋、横断歩道が 100m 以上にわたってなく、周辺住民の生活活動線を環状八号線が遮断したことから設置されたものと思われる。

現在、地下歩道の清掃と排水施設等の管理を行っている。

延長 : 22m 幅員 : 3 m

排水設備 : 雜排水水中ポンプ  $\phi 40\text{mm}$  0.25KW 1台

操作盤 1面

照明設備 : 2灯式 40W 蛍光灯 47 灯



### ② 飯田橋せせらぎ施設

飯田橋地区第一種市街地再開発事業の公共施設（水路・緑地）として、飯田濠本水路を立体化して整備され、昭和 59 年 3 月に完成。昭和 61 年 2 月より、旧建設局再開発部（現：都市整備局市街地整備部）より引継ぎを受け、第三建設事務所の所管となる。

当初は、施設の保守管理を再開発ビル（セントラルプラザ）の管理会社が維持管理業務を実施していたが、平成 13 年から第三建設事務所で実施している。

現在、樹木の維持管理を街路樹担当、水循環設備や歩行空間等の維持管理を施設維持担当で行っている。

管 理 面 積 : 1,815  $\text{m}^2$

建 屋 : 40  $\text{m}^2$  RC構造 (1F、B1)

親 水 池 : 49  $\text{m}^2$

通路橋(人道橋) : 3 号橋 (さくら橋)、4 号橋 (けやき橋)、5 号橋 (かえで橋)、6 号橋 (ひいらぎ橋)

流れ運転時間 : 9:00～17:00 (土・日停止) ※ 現在、施設の老朽化により休止中。



### ③ 冠水警報装置

異常降雨によりアンダーパス等が冠水した場合、水位検知センサーで水位を検出し測定水位に応じて、アンダーパスの入口付近に設置した冠水警報表示板に「冠水注意」、「冠水通行止」等の表示を行い、アンダーパスの道路冠水による事故を防止するため、ドライバーに注意喚起を行う装置である。

#### 設 置 箇 所

ア 強制排水により道路排水している施設 : 3 箇所 (野方立体、荻窪立体、四面道立体)

イ 自然流下により道路排水している施設 : 2 箇所 (方南八幡立体、第一大久保ガード下)

## 第 6 道 路 整 備 事 業

東京の区部西側における道路ネットワークは、東西方向に走る放射状の幹線と南北方向に走る環状線及びそれらを補完する補助線で構成されている。

三建管内は、東西方向には北部で関越道に連絡する放射第7号線（新自白通り）、中央部で西多摩へ通ずる放射第6号線（青梅街道）、そして南部には中央道に連絡する放射第5号線（甲州街道）等の放射方向の幹線道路が走っている。また、南北方向には都心側から環状第2号線（外堀通り）、環状第3号線（外苑東通り）、環状第4号線（外苑西通り）、環状第5の1号線（明治通り）、環状第6号線（山手通り）、環状第7号線、環状第8号線の幹線道路が走っている。これら放射、環状の幹線道路は、いわば大きな網目状となっており、この間を補助第26号線や補助第74号線、補助第133号線等が補完する幹線道路網を形成している。

しかるに管内の都市計画道路の整備状況は、令和4年3月31日現在で新宿区66.1%、中野区49.7%、杉並区51.6%となっており、区部平均66.2%と比べ中野区及び杉並区は低く、慢性的な交通渋滞が発生している。

そのため、優先度の高い都市計画道路を重点的に整備するとともに、歩道の新設や拡幅など交通安全施設の整備も行っている。

### 1. 都市計画道路の整備

#### 1 放射第5号線

放射第5号線は、千代田区麹町一丁目を起点とし、新宿区、渋谷区及び世田谷区を経由し、杉並区久我山三丁目（市区境）に至る、延長15.1km、計画幅員40～60mの骨格幹線道路である。

##### ア. 久我山地区 ①（事業箇所図の番号）

事業区間は、杉並区上高井戸二丁目から久我山三丁目までの延長1,300m、幅員60mで、玉川上水を中心とした幅25mの都市計画緑地を挟み、上下4車線の車道と環境施設帯（幅員10m）を備えた構造となっている。

本事業区間は、放射第5号線で唯一の未整備区間で東西方向の交通のボトルネックとなっていたが、整備により、三鷹市の東八道路に接続する区部と多摩を結ぶ重要な幹線道路となった。

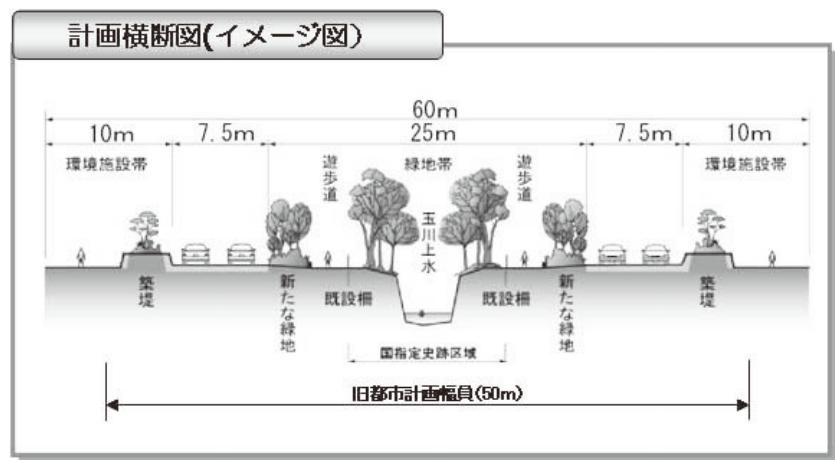
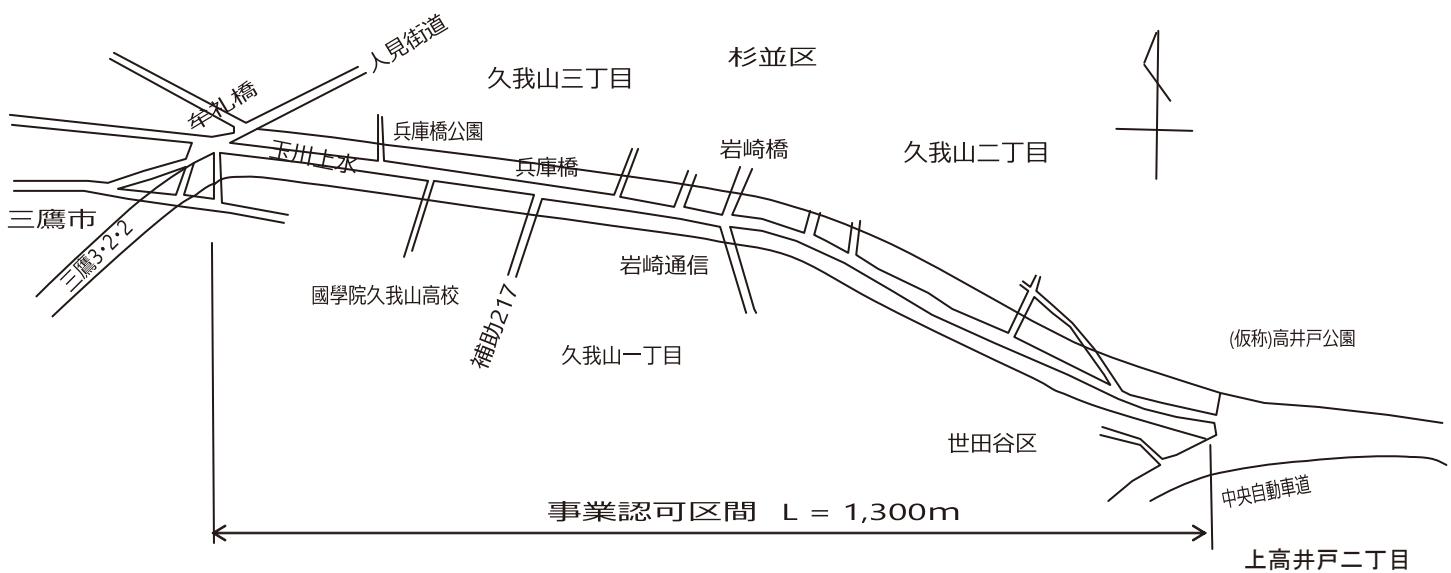
なお、当該区間は、国の史跡に指定された玉川上水や沿道環境に配慮するため、幅員を50mから60mへ平成16年5月に都市計画変更を行った。

整備にあたっては、地域住民の意見を道づくりに反映するため住民代表などを含めた協議会を設置して、平成18年度末まで検討を進めてきた。

平成17年12月に事業認可を取得し、事業を進めており、令和元年6月に交通開放を行った。令和4年度末の用地取得率は99%である。

(工 事)

平成20年度より工事に着手し、令和5年度は引き続き、事業地工事等を実施する予定である。



#### イ. 高井戸地区 ② (事業箇所の番号)

高井戸西地区は、杉並区上高井戸三丁目から久我山二丁目までの延長 975m、幅員 50m の現道の範囲内で、上下 2 車線で暫定供用していた本線を沿道から離れた中央自動車道の高架下に集約し、完成形の 4 車線に改良した。暫定供用部分については、沿道空間として副道、自転車通行空間、歩道、植樹帯を整備する。平成 26 年 8 月に事業認可を取得した（用地取得はなし）。

当該区間の整備を久我山地区と合わせて実施することで、東西方向交通の分散による交通の円滑化、消防車や救急車等の緊急車両の円滑な通行と災害時の避難路の確保、本線の高架下への集約による沿道環境の改善と快適な歩道・自転車通行空間の確保などの効果が期待される。

高井戸東地区は、杉並区下高井戸五丁目から高井戸東二丁目までの延長約 800m の区間において、西地区の整備にあわせ、上下 2 車線で暫定供用していた本線を 4 車線に改良した。久我山地区とともに、令和元年 6 月に交通開放を行った。

## (工 事)

平成 26 年度より工事に着手し、令和 5 年度は、街路築造工事、電線共同溝設置工事等を実施する予定である。



## 2 放射第 24 号線

放射第 24 号線は、新宿区住吉町を起点とし、新宿区西新宿五丁目に至る、延長 3.2 km、計画幅員 30m の骨格幹線街路である。

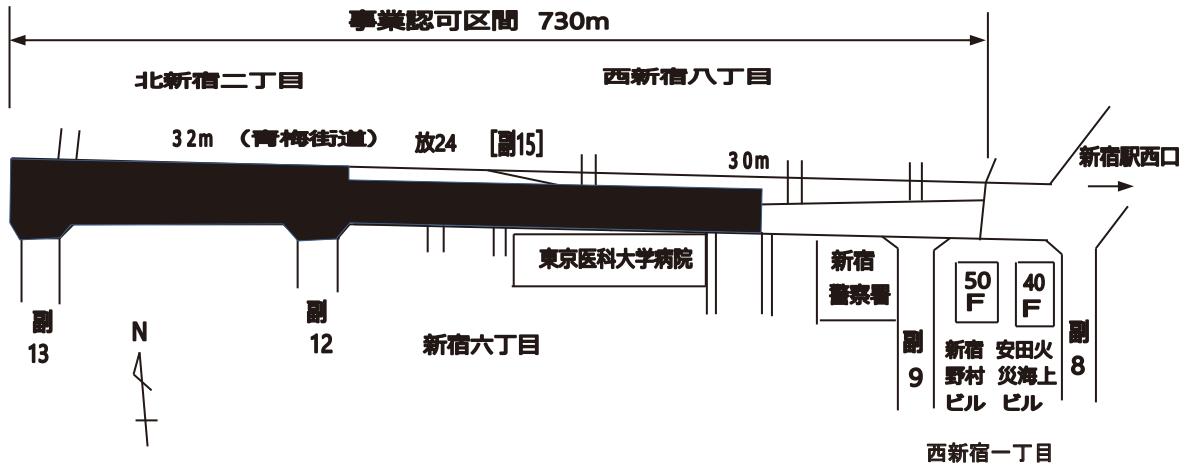
### ア. 西新宿地区 ③ (事業箇所図の番号)

事業区間は、新宿区西新宿一丁目から同区北新宿二丁目までの区間であり、新宿副都心街路第 15 号線（延長 730m、計画幅員 30~32m）と重複している。なお、事業認可は新宿副都心街路として、昭和 35 年 6 月に取得している。

昭和 46 年度から用地取得に着手し、その後、一時中断したが、昭和 60 年度から再開し、平成 16 年度末までに用地取得が完了した。

平成 8 年 5 月 28 日には、東京医科大学病院付近に東京メトロ丸ノ内線西新宿駅が開業した。

当該区間は、交通安全施設事業（新宿歩行者専用道第 2 号線）と整合を図りながら、整備を進めており、新宿歩行者専用道（第 2 号線）の構築後復旧に合わせ、街路築造工事を行っていく。

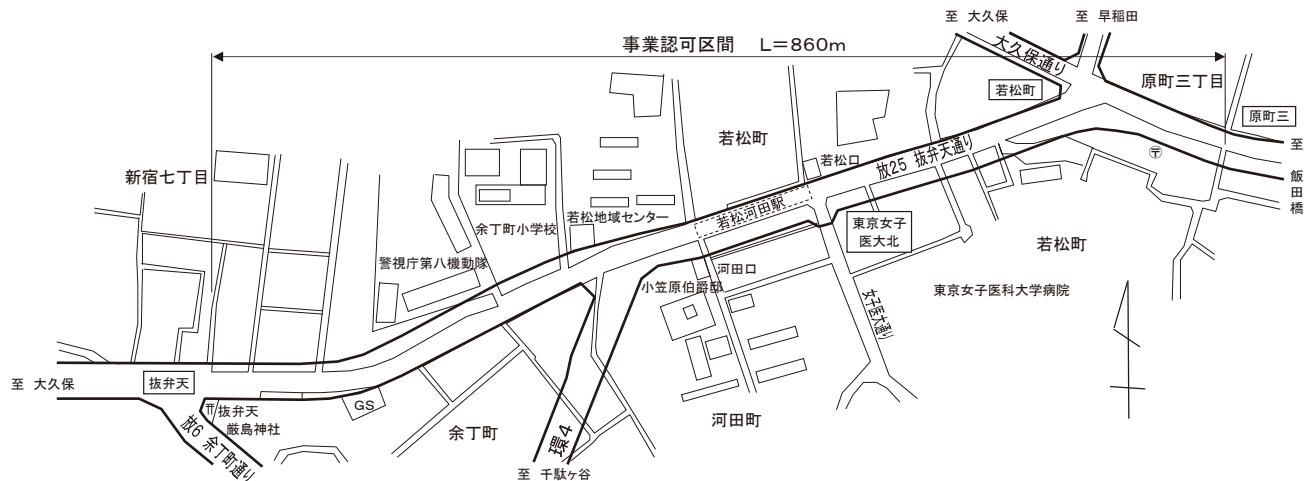


### 3 放射第 25 号線

放射第 25 号線は、新宿区新宿七丁目を起点とし、文京区本郷二丁目に至る、延長 4.7km、計画幅員 30m の骨格幹線道路である。このうち、現在事業中の区間は、新宿七丁目から原町三丁目及び北町から津久戸町である。

#### ア. 若松町地区 ④ (事業箇所図の番号)

事業区間は、新宿区新宿七丁目（抜弁天交差点）から新宿区原町三丁目交差点までの延長 860m、幅員 30m で、平成 22 年 10 月に事業認可を取得し、用地取得に着手した。令和 4 年度末の用地取得率は 83% であり、令和 5 年度も引き続き用地取得を実施する。



#### イ. 筑土八幡地区 ⑤ (事業箇所図の番号)

事業区間は、新宿区北町（牛込北町交差点）から新宿区津久戸町（筑土八幡町交差点）までの延長 830m、幅員 30m で、平成 25 年 11 月に事業認可を取得し、用地取得に着手した。

令和 4 年度末の用地取得率は 32% であり、令和 5 年度も引き続き用地取得を実施する。



#### 4 環状第3号線

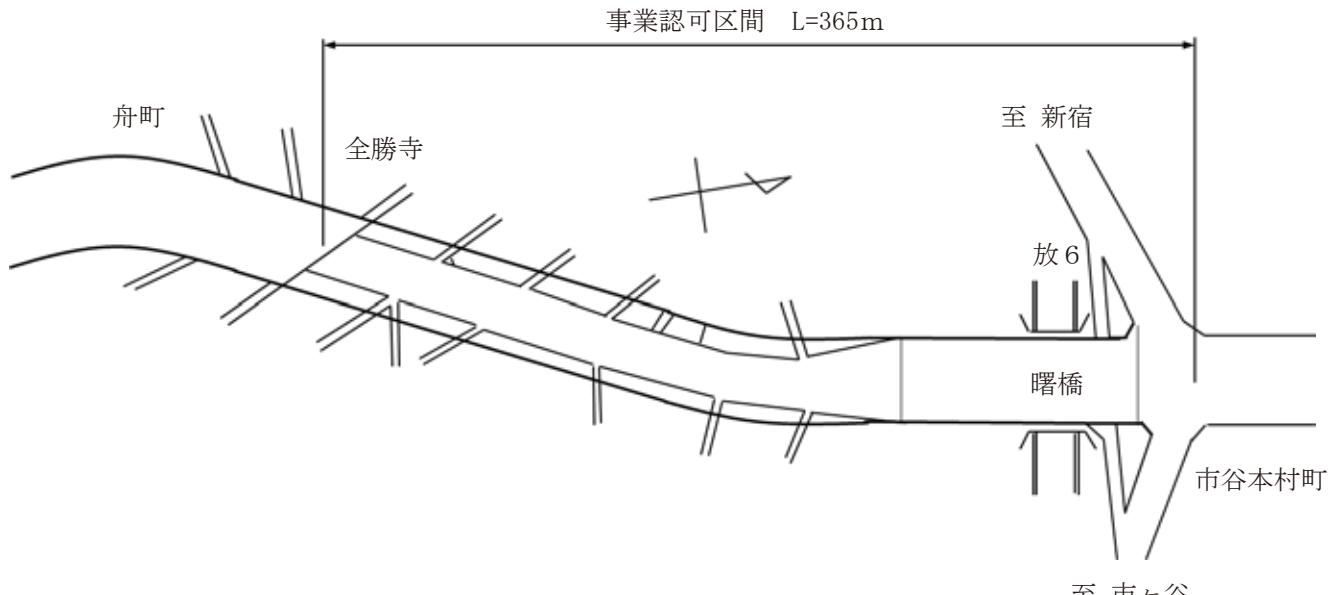
環状第3号線（外苑東通り）は、中央区勝どき二丁目を起点とし、港区、新宿区、文京区、台東区及び墨田区を経由し、江東区辰巳二丁目に至る環状道路で、延長 26.7km、計画幅員 30mの骨格幹線道路である。このうち、現在事業中の区間は、舟町から市谷本村町、市谷薬王寺町から市谷柳町及び原町一丁目から弁天町の区間である。

##### ア. 曙橋地区 ⑥（事業箇所図の番号）

事業区間は、新宿区舟町から新宿区市谷本村町までの延長 365m、幅員 27mで、平成 11 年 3 月に事業認可を取得し、平成 11 年度から用地取得に着手した。令和 4 年度末の用地取得率は 99%である。

(工 事)

平成 19 年度より工事に着手し、令和 5 年度は、引き続き、擁壁設置及び排水管設置工事等を実施する予定である。

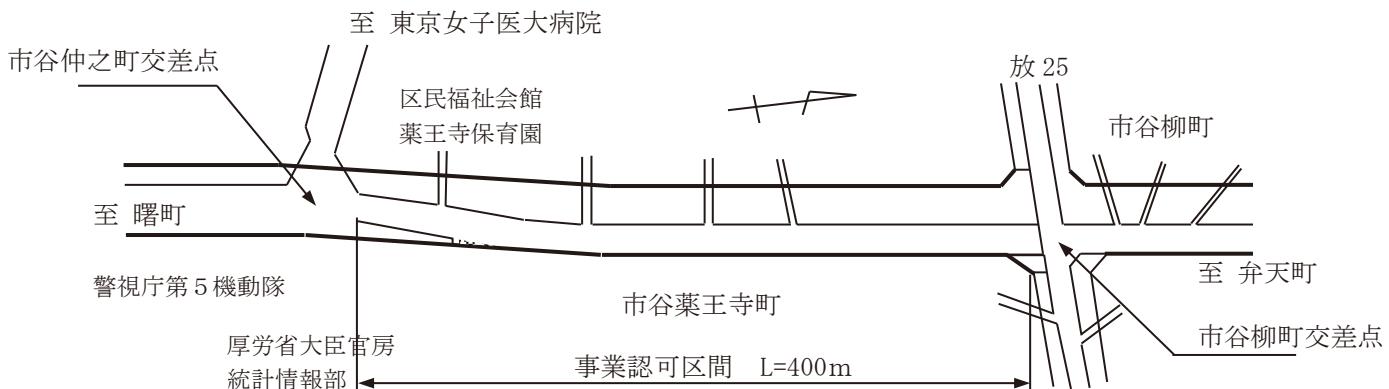


#### イ. 薬王寺町地区 ⑦ (事業箇所図の番号)

事業区間は、市谷仲之町交差点から市谷柳町交差点（大久保通り）までの延長400m、幅員27mで、平成15年1月に事業認可を取得し、用地取得に着手した。令和4年度末の用地取得率は99%である。

##### (工事)

平成24年度から工事に着手し、令和4年11月に4車線で交通開放した。令和5年度は企業者の移設工事を行う予定である。

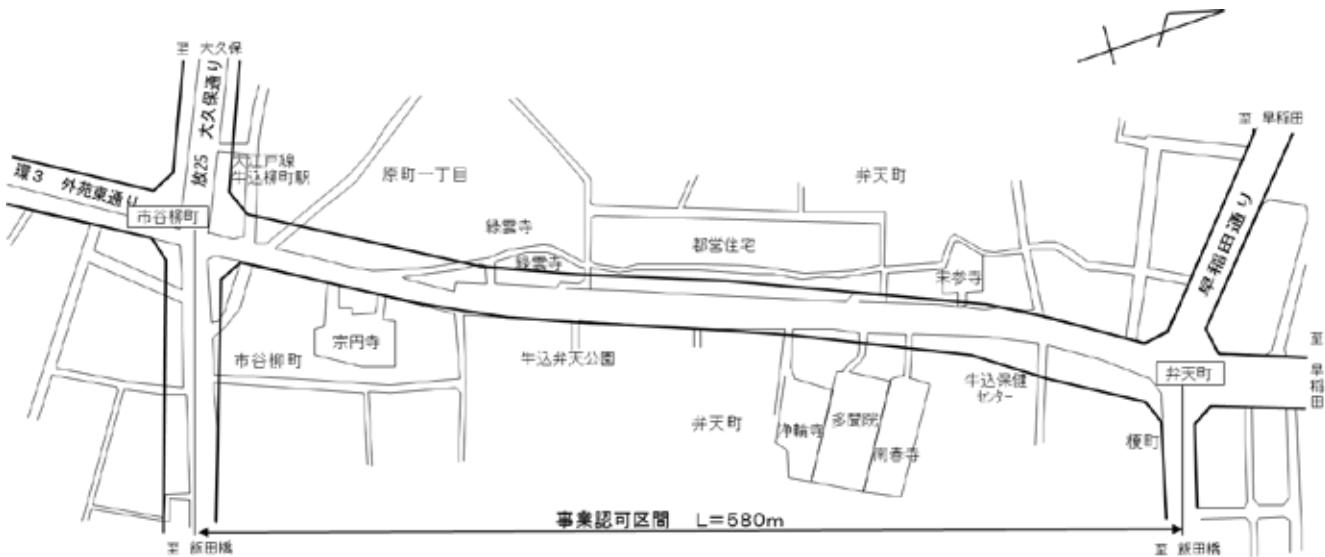


#### ウ. 弁天町地区 ⑧ (事業箇所図の番号)

事業区間は、前述の薬王寺町地区の北側にあたり、市谷柳町交差点（大久保通り）から弁天町交差点（早稲田通り）までの延長580m、幅員27mで、平成20年12月に事業認可を取得し、平成21年度から用地取得に着手した。令和4年度末の用地取得率は98%である。

##### (工事)

平成26年度から工事に着手し、令和5年度は引き続き、排水管設置工事及び電線共同溝設置工事等を行うほか、企業者の移設工事を行う予定である。



## 5 環状第4号線

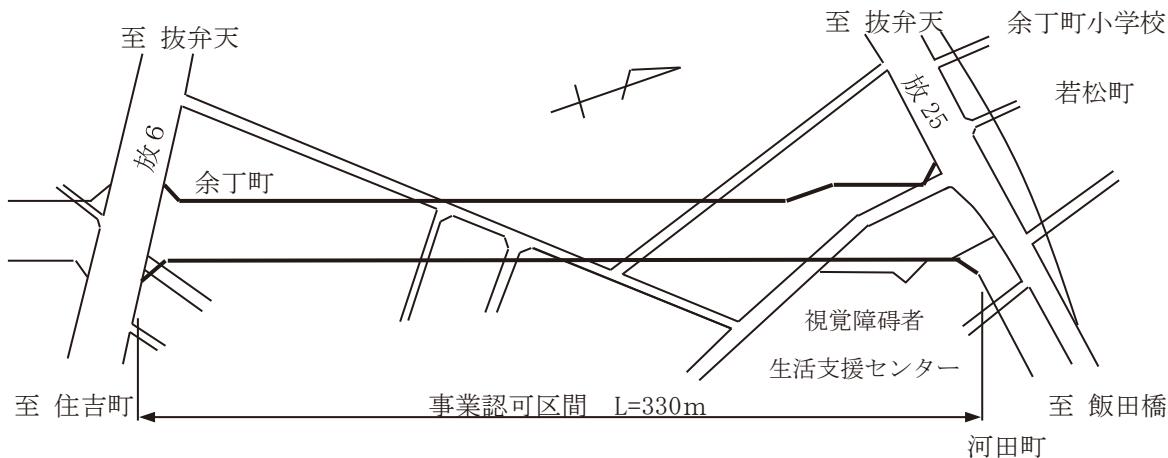
環状第4号線（外苑西通り）は、港区高輪三丁目を起点とし、渋谷区、新宿区、文京区、荒川区、台東区及び墨田区を経由し、江東区の新砂三丁目に至る環状道路で、延長 28.8km、計画幅員 25mの骨格幹線道路である。このうち、現在事業中の区間は、富久町から余丁町、余丁町から河田町及び原町三丁目から馬場下町の区間である。

### ア. 河田町地区 ⑨（事業箇所図の番号）

事業区間は、新宿区余丁町の放射第6号線から新宿区河田町の放射第25号線までの延長 330m、幅員 27～30mで、平成13年8月に事業認可を取得し用地取得に着手、令和元年度に用地取得が完了した。

#### (工 事)

平成22年度から工事に着手し、令和4年5月に交通開放した。令和5年度は引き続き、残地等の整備工事を行う予定である。



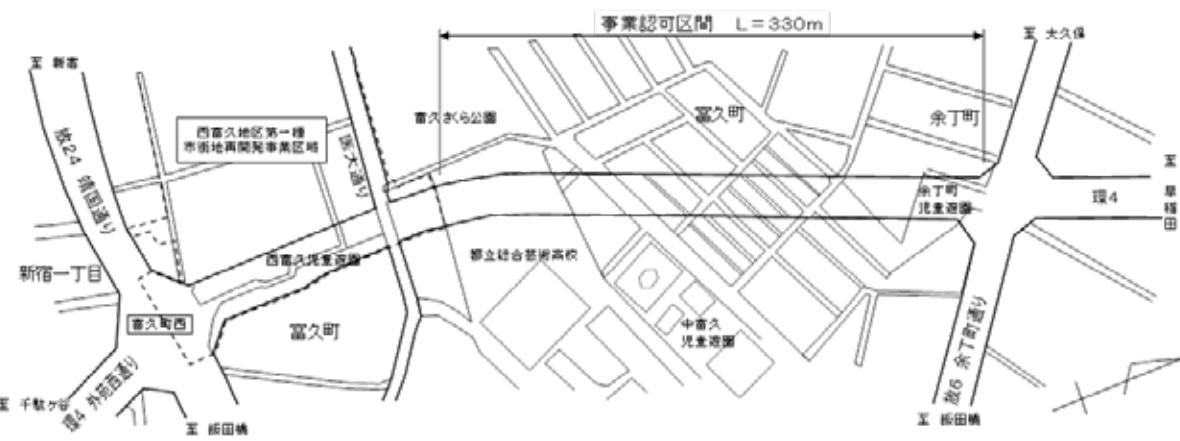
### イ. 富久町地区 ⑩（事業箇所図の番号）

事業区間は、新宿区富久町（都立総合芸術高校付近）から新宿区余丁町の放射第6号線までの延長 330m、幅員 27mで、平成23年2月に事業認可を取得し、用地取得に着手した。令和4年度末の用地取得率は 88%であり、令和5年度も引き続き用地取得を実施する。なお、用地取得は東京都道路整備保全公社に委託している。

また、事業区間の南端から靖国通り（放24）までの区間は、西富久地区第一種市街地再開発事業により道路整備を行った。

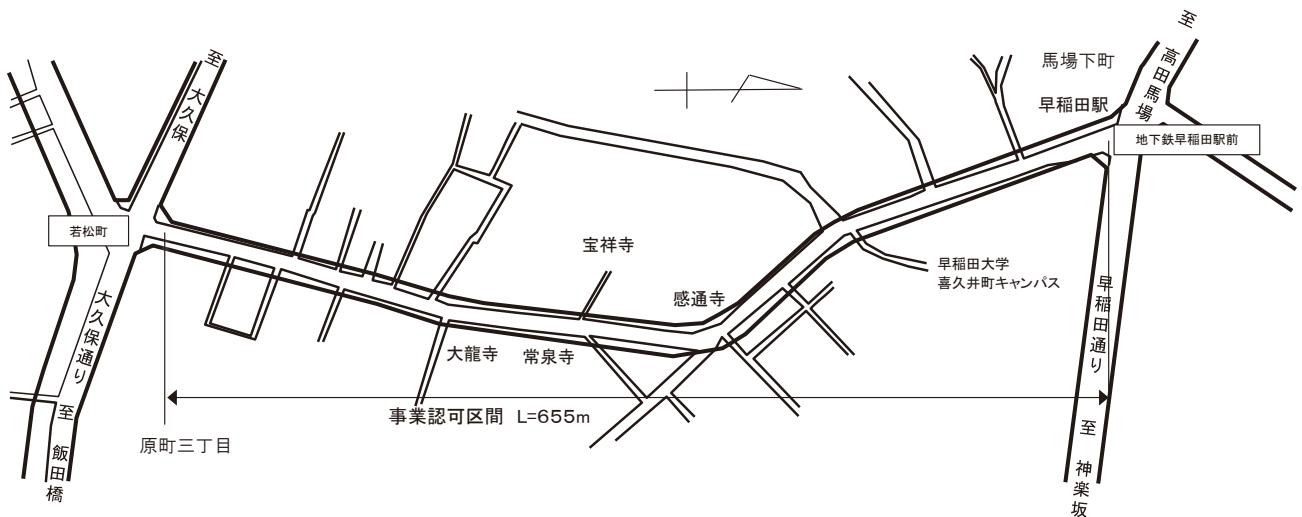
#### (工 事)

平成29年度から工事に着手し、令和5年度は、排水管設置工事及び工事用道路整備工事を実施する予定である。



#### ウ. 夏目坂地区 ⑪ (事業箇所図の番号)

事業区間は、新宿区原町三丁目（若松町交差点）から同区馬場下町（地下鉄早稲田駅前交差点）までの延長655m、幅員20mで、平成30年2月に事業認可を取得し、用地取得に着手した。令和4年度末の用地取得率は14%であり、令和5年度も引き続き用地取得を実施する。



#### 6 環状第5の1号線

環状第5の1号線は、渋谷区恵比寿二丁目を起点とし、新宿区、豊島区を経由し、北区滝野川二丁目へ至る、延長13.9km、計画幅員27mの骨格幹線道路である。

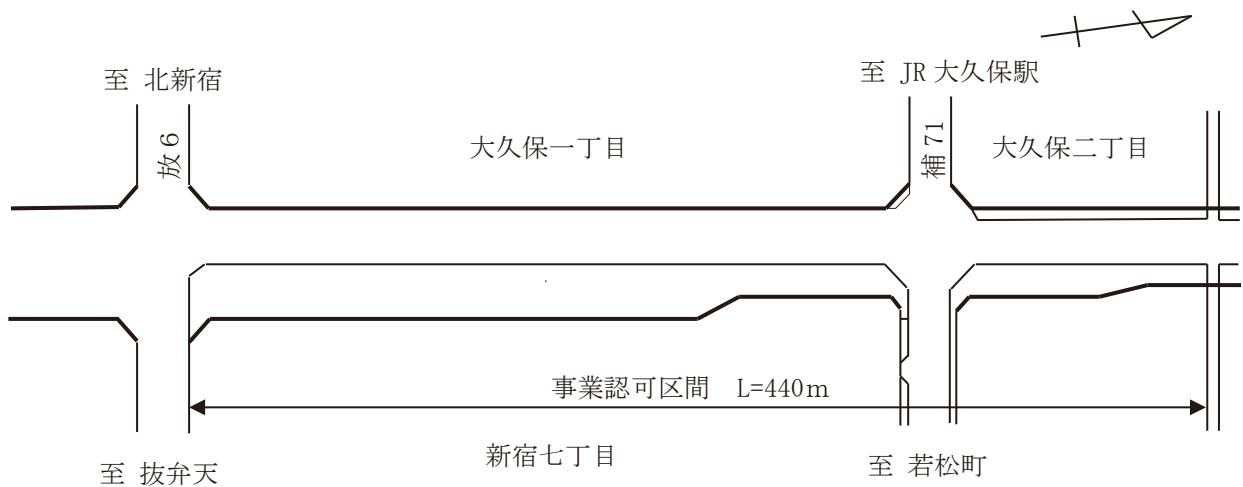
なお、明治通りでは、東京地下鉄による地下鉄13号線（副都心線）建設工事が施行され、平成20年6月14日に開業した。

#### ア. 大久保地区 ⑫ (事業箇所図の番号)

事業区間は、新宿区大久保一丁目から同区大久保二丁目までの延長440m、幅員27~35mで、平成13年9月に事業認可を取得し用地取得に着手、平成26年度に用地取得が完了した。

(工 事)

平成20年度から工事に着手し、平成27年度に完了した。

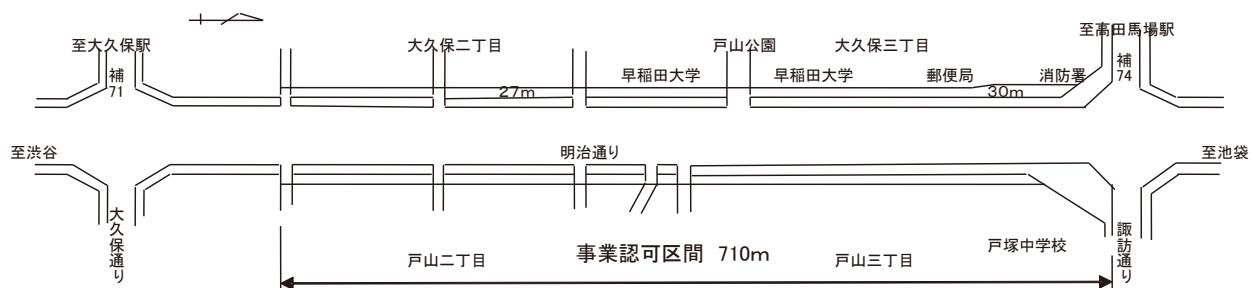


#### イ. 戸山地区 ⑬ (事業箇所図の番号)

事業区間は、新宿区大久保二丁目から同区戸山三丁目までの延長 710m、幅員 27~30mで平成 15 年 10 月に事業認可を取得し用地取得に着手、平成 27 年度に用地取得が完了した。

(工 事)

平成 19 年度から工事に着手し、令和 5 年度は、街路築造工事、企業者の移設工事を実施する予定である。

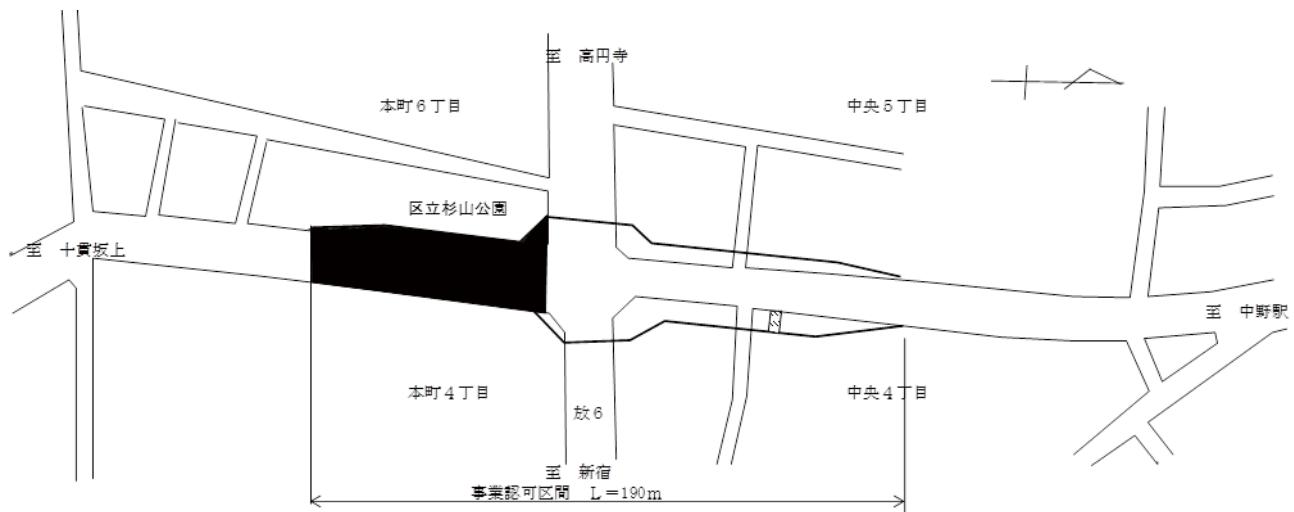


#### 7 補助第 26 号線

補助第 26 号線（中野通り）は、品川区東大井一丁目を起点とし、目黒区、世田谷区、渋谷区、中野区、練馬区及び豊島区を経由し、板橋区氷川町に至る、延長 22.4 km、計画幅員 20m の環状方向の骨格幹線道路である。

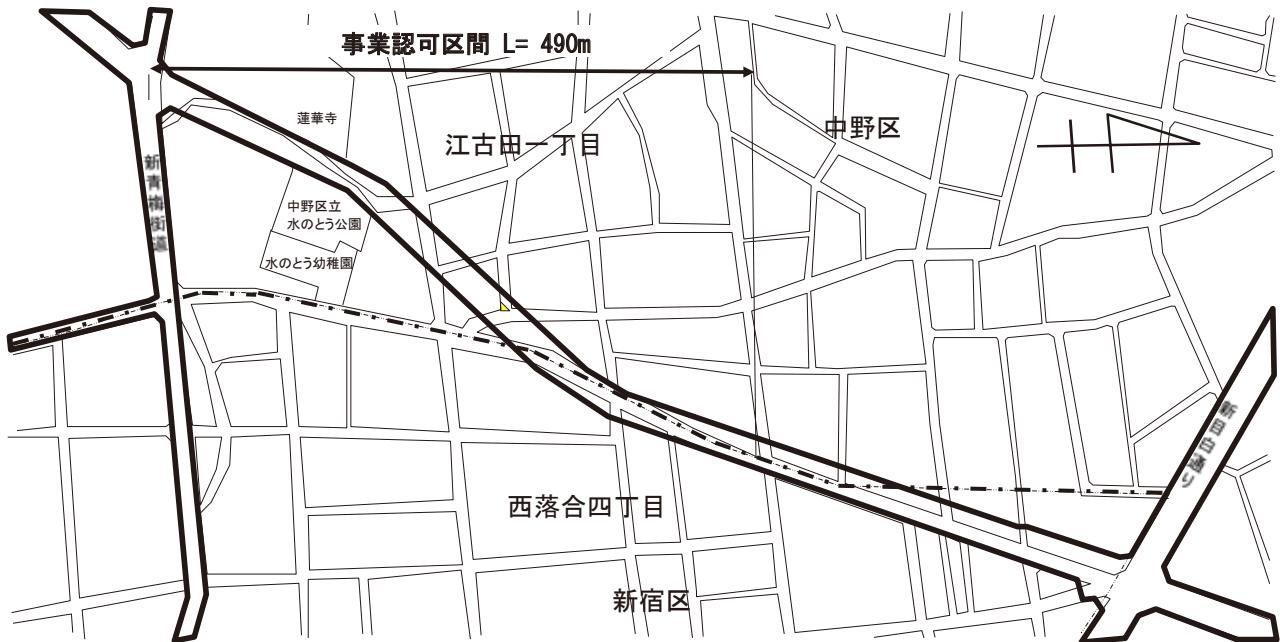
#### ア. 杉山公園交差点 ⑭ (事業箇所図の番号)

事業区間は、青梅街道と交差する杉山公園交差点の渋滞を早期に解消するため、交差点の両側 190m の区間にについて道路の拡幅整備（左折車線等の設置）を行うものである。平成 17 年 12 月に事業認可を取得し、用地取得に着手した。令和 4 年度末の用地取得率は 23% であり、令和 5 年度も引き続き用地取得を実施する。青梅街道より南側については、平成 26 年 5 月に、中野通りから高円寺方面への左折レーンの設置が完了した。



#### イ. 江古田地区 ⑯ (事業箇所図の番号)

事業区間は、中野区江古田一丁目から新宿区西落合四丁目までの延長 490m、幅員 20m で平成 26 年 8 月に事業認可を取得し、用地取得に着手した。令和 4 年度末の用地取得率は 49% であり、令和 5 年度も引き続き用地取得を実施する。



#### ウ. 中野五差路交差点 ⑰ (事業箇所図の番号)

事業区間は、大久保通り（補助 71）と交差する中野五差路交差点の交通の流れをスムーズにし、交通安全の向上を図るため、中野通り（補助 26）の 150m 区間と大久保通りの 190m の区間を拡幅整備するもので、平成 20 年 12 月に事業認可を取得し、平成 21 年度より用地取得に着手した。令和 4 年度末の用地取得率は 99% であり、令和 5 年度も引き続き用地取得を実施する。

平成 26 年 8 月、大久保通りから中野駅方面への右折レーン設置により、時間帯右折禁止規制を解除した。

(工 事)

令和5年度は引き続き、中野通りにおいて下水道局による桃園川幹線工事を実施する予定である。



工. 江原町地区 ⑯ (事業箇所図の番号)

事業区間は、中野区江古田一丁目から新宿区西落合四丁目までの延長 260m、幅員 20～23m で、令和2年3月に事業認可を取得した。令和4年度末の用地取得率は10%であり、令和5年度も引き続き用地取得を実施する。



## 8 補助第 62 号線

補助第 62 号線（方南通り）は、新宿区西新宿四丁目を起点とし、中野区を経由して、杉並区永福四丁目に至る、延長 4.8km、計画幅員 20m の地域幹線道路である。

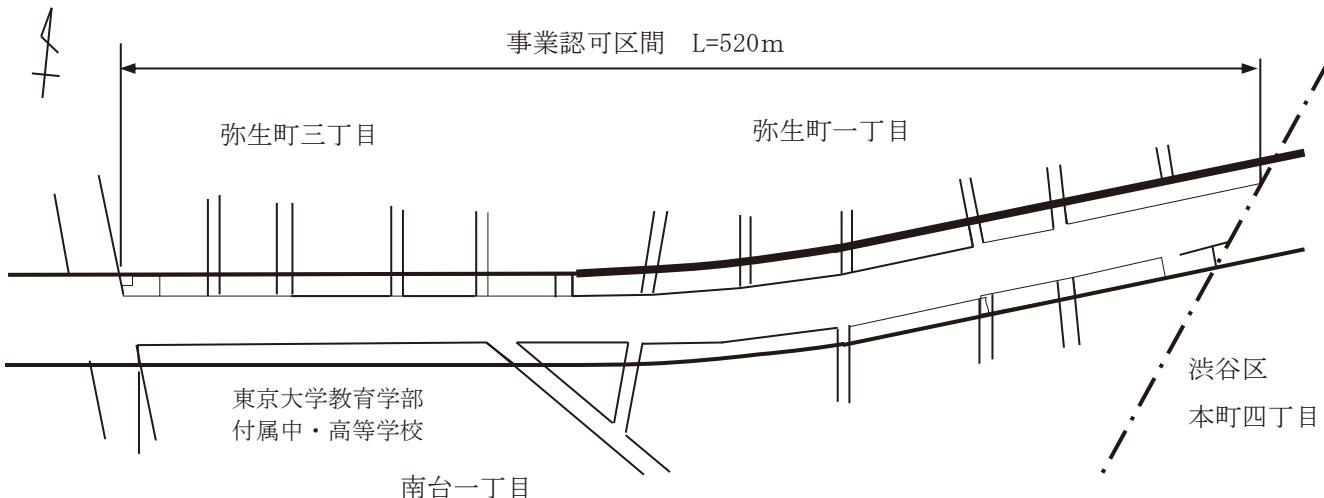
本路線は災害避難道路として、また、バス等の地域サービス道路として重要な路線であり、副都心街路第 13 号線から補助第 26 号線（中野通り）の間 1,800m の事業を進めている。

### ア. 弥生町地区 ⑯（事業箇所図の番号）

事業区間は、渋谷区境の中野区弥生町一丁目から南台一丁目までの延長 520m、幅員 20m で、平成 6 年 12 月に事業認可を取得した。令和 4 年度末の用地取得率は 99% である。令和 5 年度も引き続き用地取得を実施する。

#### （工 事）

平成 17 年度から工事に着手し、東大付属前交差点付近の未取得地付近を残し工事を終えている。



## 9 補助第 74 号線

補助第 74 号線（諏訪通り）は、千代田区九段北二丁目を起点とし、新宿区及び中野区を経由し、杉並区上井草四丁目に至る、延長 14.7km、計画幅員 20m の地域幹線道路である。

### ア. 高田馬場地区（山手線西武新宿線立体）⑰（事業箇所図の番号）

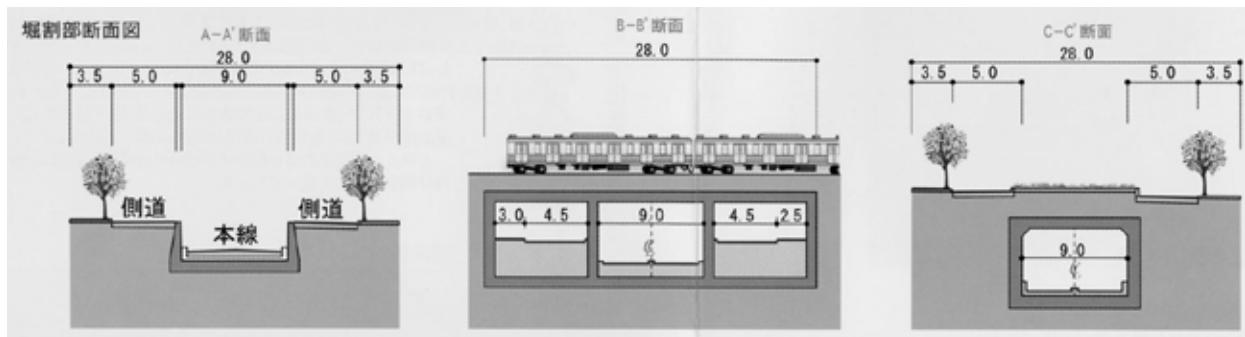
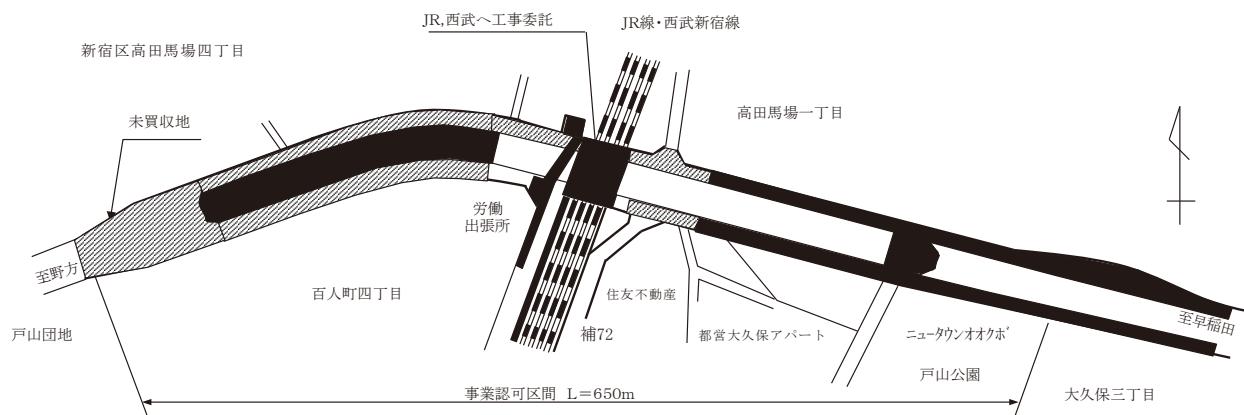
当該区間は、JR 山手線、西武新宿線で分断されているため、鉄道交差部分を道路掘削形式で地下化し、立体交差を図る事業延長 650m、幅員 28m の区間で、平成 5 年 4 月に事業認可を取得した。

平成 6 年度より鉄道西側の用地取得に着手し、令和 4 年度末の用地取得率は 99% である。

#### （工 事）

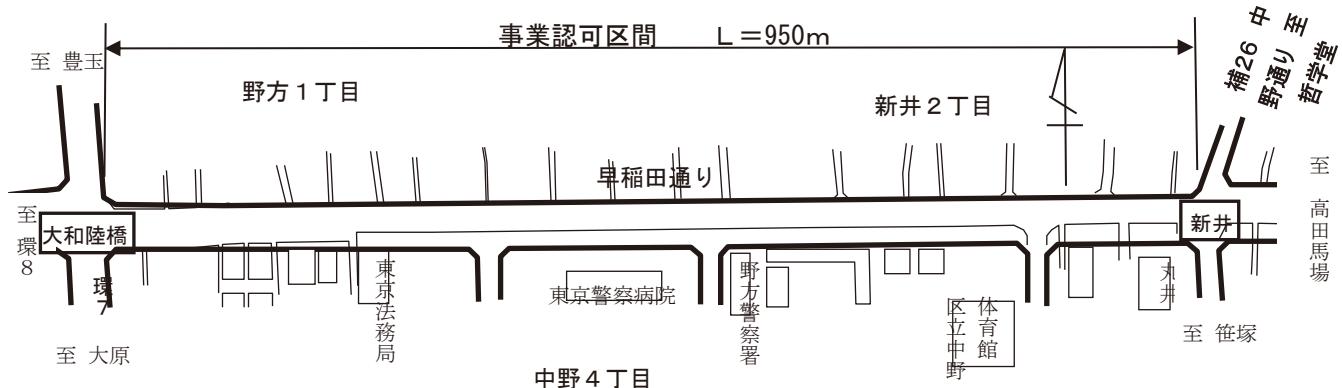
平成 14 年度から工事に着手しており、令和 5 年度は、引き続き、街路築造工事、建築・設備工事等を行うほか、企業者の移設工事を行う予定である。

鉄道交差部の躯体工事については、東日本旅客鉄道(株)及び西武鉄道(株)に委託し、平成 27 年度に完了した。



#### イ. 野方地区 ⑩ (事業箇所図の番号)

事業区間は、新井交差点から大和（やまと）陸橋交差点までの延長 950m、幅員 20mで、平成 24 年 10 月に事業認可を取得し、用地取得に着手した。令和 4 年度末の用地取得率は 60% であり、令和 5 年度も引き続き、用地取得を実施する。

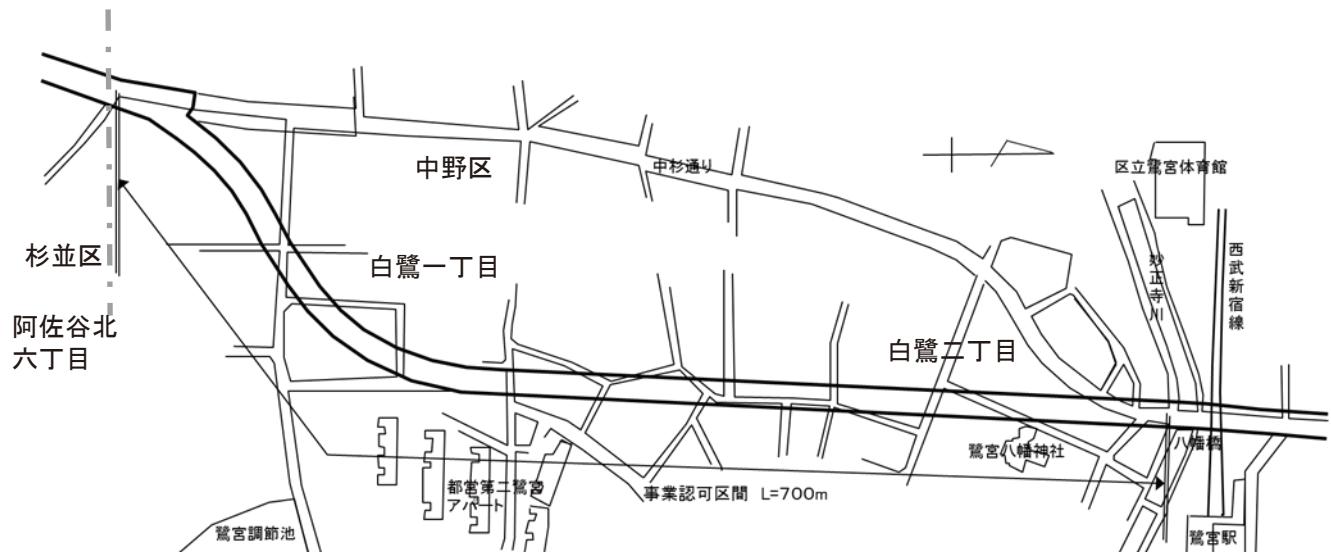


## 10 補助第133号線

補助第133号線は、通称「中杉通り」と呼ばれ、環状第7号線と環状第8号線の中間に位置し、世田谷区桜丘一丁目を起点とし、杉並区、中野区及び練馬区を経由して板橋区赤塚六丁目に至る、延長16.0km、計画幅員16mの環状方向の地域幹線道路である。

### ア. 白鷺地区 ② (事業箇所図の番号)

事業区間は杉並区境から妙正寺川までの延長700m、幅員16mで、平成27年3月に事業認可を取得した。令和4年度末の用地取得率は19%であり、令和5年度も引き続き用地取得を実施する。



## 11 補助第 227 号線

補助第 227 号線は、杉並区高円寺南二丁目を起点とし、中野区を経由して練馬区中村北一丁目に至る、延長 4.5km、計画幅員 16m の地域幹線道路である。

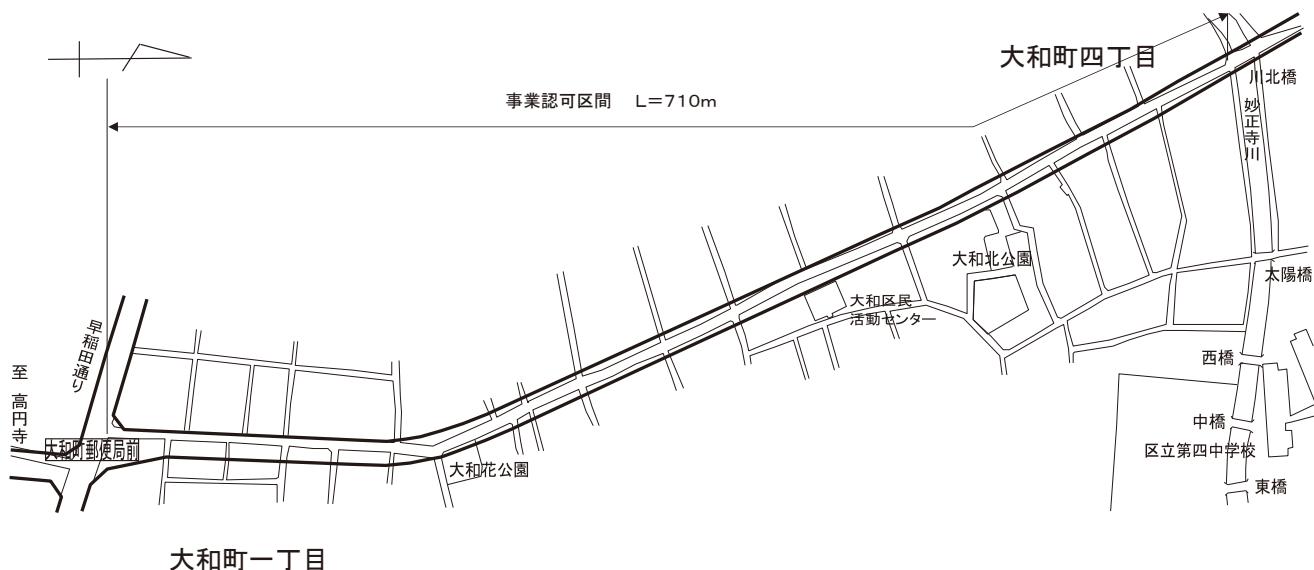
### ア. 大和町地区 ② (事業箇所図の番号)

本事業区間は、早稲田通りとの交差点である大和町郵便局前交差点から妙正寺川の川北橋までの延長 710m、幅員 16m で、「木密地域不燃化 10 年プロジェクト」の「特定整備路線」であり、この道路を整備することにより木造住宅密集地域である「大和町・野方地域」の防災性の向上が図られる。

平成 25 年 12 月に事業認可を取得し、用地取得に着手した。令和 4 年度末の用地取得率は 89% であり、令和 5 年度も引き続き用地取得を実施する。

(工 事)

令和 5 年度は、街路築造工事、企業者の移設工事を実施する予定である。



## 2. 交通安全施設の整備

### 1 新宿歩行者専用道第2号線 ②(事業箇所図の番号)

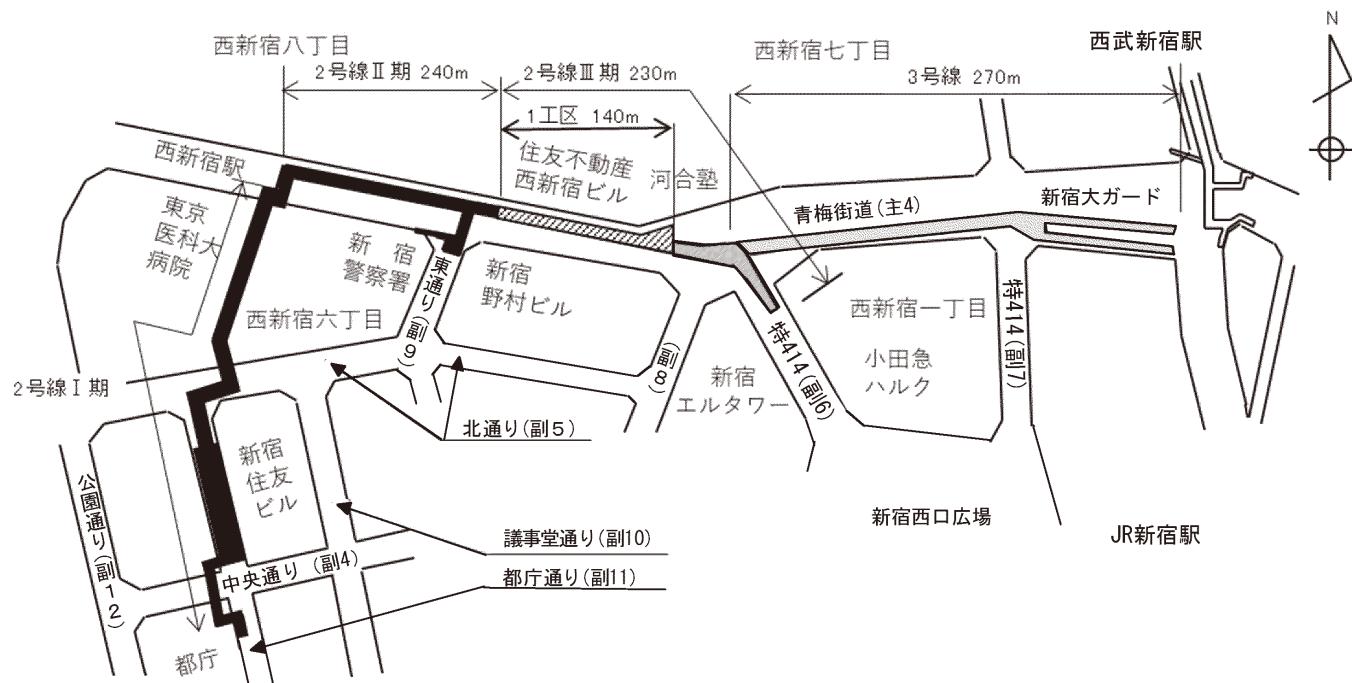
本計画は、都庁の新宿移転に伴う西新宿地区の歩行者アクセス対応として計画された地下歩道のネットワークの一部である。整備ルートは、都庁舎から一部区道を通り、東京メトロ丸ノ内線西新宿駅を経由し、青梅街道を東に向かい、小田急ハルク前の丸ノ内線新宿駅地下通路に接続する計画となっている。

- ・I期区間（都庁～西新宿駅）は、平成9年12月に供用開始した。
- ・II期区間（西新宿駅～新宿警察署）は、平成23年5月に供用開始した。

また、平成25年4月には、住友不動産西新宿ビル前歩道にエレベータ設置に伴う出入口整備工事が完了した。

- ・III期区間（新宿警察署～小田急ハルク）を現在事業中である。

III期区間のうちII期区間の終点から河合塾までの約140mの区間（1工区）で、平成26年度から仮設工事を行っており、令和5年1月に交通開放した。令和5年度は引き続き舗装復旧工事を実施する予定である。



第三建設事務所施行都市計画道路事業認可一覧表(1)

番号	都市計画道路番号	施工箇所起終点	事業認可		延長(m)	認可期間(年度)	歩道(m)	車道(m)	構成	摘要	要
			変更年月日	当初年月日							
①	放射第5号線	杉並区上高井戸二丁目 平17.12.20 久我山三丁目	令3.2.8 53 509	60	1,300	平17~令3	10.0 (環境施設帶)	15.0		久我山地区 (緑地帯25.0m)	
②	放射第5号線	杉並区上高井戸三丁目 平26.8.28 久我山二丁目	令3.10.26 128 335	50	975	平26~令7	5.5	14.5		高井戸東地区 事業認可外の改良区間 (約800m)	
③	放射第24号線	新宿区西新宿一丁目 平10.3.10 留35.6.15 北新宿二丁目	470 1133	30~32	730	昭35~平11	5.0 6.0	20.0~ 22.0		西新宿地区(副都心街 路第15号線と重複)	
④	放射第25号線	新宿区新宿七丁目 平22.10.18 原町三丁目	138 372	30	860	平22~令8	6.0	18.0		若松町地区	
⑤	環状第25号線	新宿区北津久戸町 平25.11.25	40 469	30	830	平25~令7	6.0	18.0		筑土八幡地区	
⑥	環状第3号線	新宿区舟本市谷本村町 平11.3.12	292 433	27	365	平10~令6	4.5	18.0		曙橋地区	
⑦	環状第3号線	新宿区市谷篠王寺町柳町 平15.1.10	107 3	27	400	平14~令6	4.5	18.0		篠王寺町地区	
⑧	環状第3号線	新宿区原町一丁目 平20.12.25	295 409	27	580	平20~令8	4.5	18.0		弁天町地区	
⑨	環状第4号線	新宿区余丁町 平13.8.21	293 283	27~30	330	平13~令4	4.5	18~21		河田町地区	
⑩	環状第4号線	新宿区富久余丁町 平23.2.14	139 35	27	330	平22~令8	4.5	18.0		富久町地区	
⑪	環状第4号線	新宿区原町三丁目 平30.2.28	47	20	655	平29~令8	3.0	14.0		夏目坂地区	
⑫	環状第5の1号線	新宿区大久保一丁目 平24.3.29 大久保二丁目 平13.9.7	111 293	27~35	440	平13~平27	5.0	17~25		大久保地区	

第三建設事務所施行都市計画道路事業認可一覧表(2)

番号	都市計画道路番号	施工箇所起工点・終点	事業認可		幅員(m)	延長(m)	認可期間(年度)	歩道(m)	車道(m)	構成	摘要
			変更新年月日	当初年月日							
(13)	環状第5の1号線	新宿区大久保二丁目 〃 戸山三丁目	令3. 3.17 平15. 10.28	138 305	27~30	710	平15~令8	4.5	18~22	戸山地区 当初認可是地下鉄	
(14)	補助第26号線	中野区本町四丁目 〃 中央五丁目	平31. 3.28 平17. 12.26	111 515	23	190	平17~令5	3.5~5.5	14.0	杉山公園交差点、	
(15)	補助第26号線	中野区江古田一丁目 新宿区西落合四丁目	令3. 3.17 平26. 8.19	142 325	20	490	平26~令9	3.25	13.5	江古田地区	
(16)	補助第26号線 及び 補助第71号線	中野区中央五丁目 〃 中野二丁目	平31.3.28 平20.12.25	114 410	補助26 20	150	平20~令5	5.0	10.0	中野五差路交差点	
(17)	補助第26号線	中野区江古田一丁目 新宿区西落合四丁目	令2. 3.10	106	20~23	260	令元~令7	3.0	14~17	江原町地区	
(18)	補助第62号線	中野区弥生町一丁目 〃 南台一丁目	令3. 3.16 平6.12.20	121 2424	20	520	平6~令5	4.5	11.0	弥生町地区	
(19)	補助第74号線	新宿区大久保三丁目 〃 高田馬場四丁目	令3. 2.8 平5. 4.14	50 1198	28	650	平5~令6	3.5	21.0	高田馬場地区 (山手線立体)	
(20)	補助第74号線	中野区中野四丁目 〃 野方一丁目	平31.3.28 平24.10. 3	118 357	20	950	平24~令6	5.5	9.0	野方地区	
(21)	補助第133号線	杉並区阿佐谷北六丁目 中野区白鷺二丁目	令2.12.14 平27. 3.31	317 208	16	700	平26~令9	3.5	9.0	白鷺地区	
(22)	補助第227号線	中野区大和町一丁目 〃 大和町四丁目	令2. 3.18 平25.12. 5	123 480	16	710	平25~令6	3.5	9.0	大和町地区	

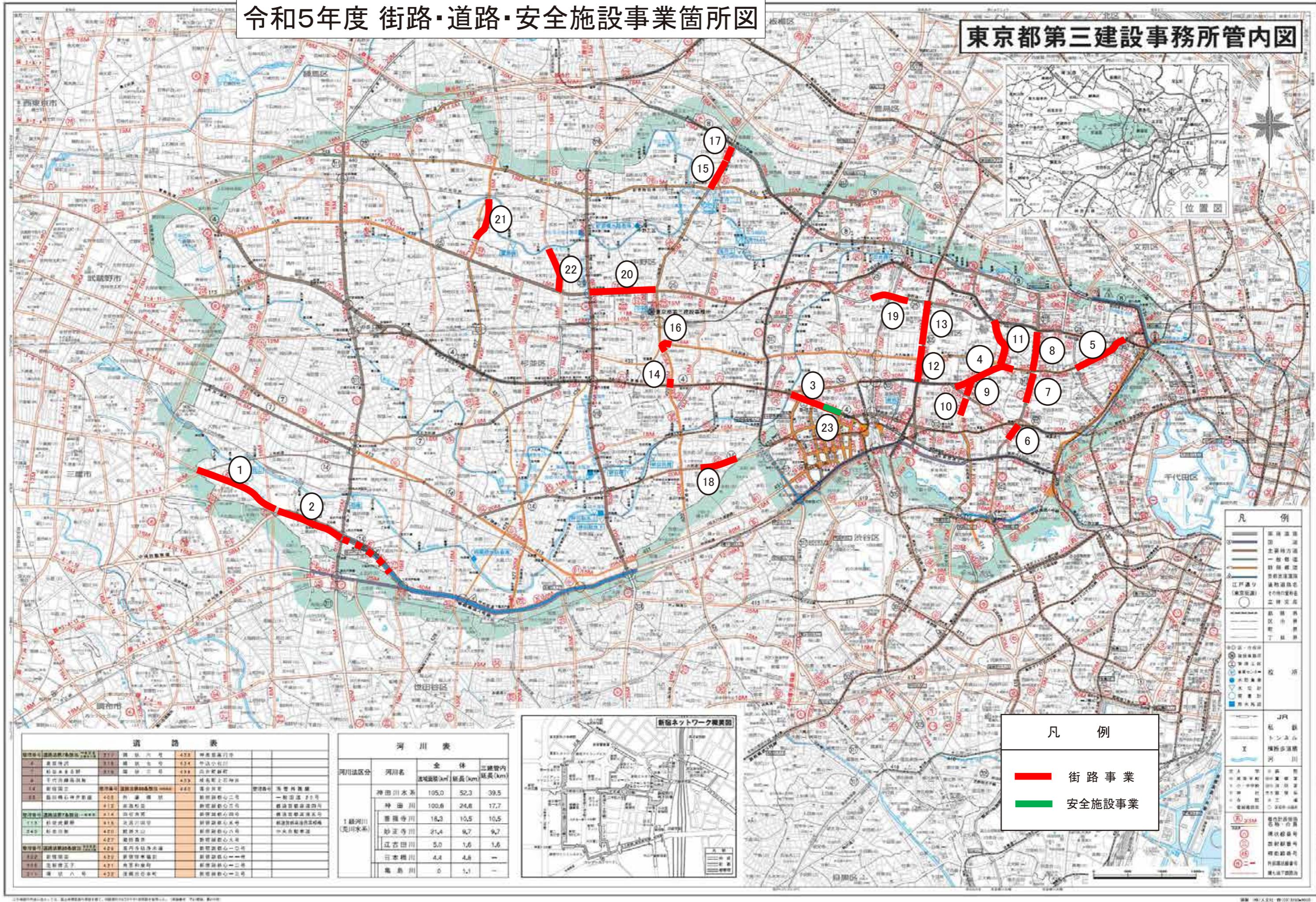
※は事業認可終了。番号は事業箇所図の番号

## 道 路 用 地 取 得 状 況

図面 番号	路線名	施工場所	延長 (m)	幅員 (m)	全体計画		令和4年度まで 取得面積 (m <sup>2</sup> )		令和5年度(当初) 取得予定面積 (m <sup>2</sup> )	
					取得面積 (m <sup>2</sup> )	移転棟数	取得面積 (m <sup>2</sup> )	移転棟数	取得予定面積 (m <sup>2</sup> )	移転予定棟数
①	放射第5号線	杉並区上高井戸二丁目 〃久我山三丁目	1,300	60	52,361	206	52,360	206	0	0
②	放射第5号線	杉並区上高井戸三丁目 〃久我山二丁目	975	50	—	—	—	—	—	—
③	放射第24号線	新宿区西北新宿一丁目 〃新宿区新宿二丁目	730	30~32	4,992	61	4,992	61	0	0
④	放射第25号線	新宿区新宿七丁目 〃新宿区原町三丁目	860	30	10,138	85	8,371	69	457	5
⑤	放射第25号線	新宿区北戸町 〃津久戸町	830	30	10,200	75	3,294	38	781	10
⑥	環状第3号線	新宿区舟町 〃市谷本村町	365	27	1,124	18	1,111	17	0	0
⑦	環状第3号線	新宿区市谷築玉寺町 〃市谷柳町	400	27	6,734	65	6,673	64	0	0
⑧	環状第3号線	新宿区原町一丁目 〃弁天町	580	27	6,205	86	6,093	81	0	0
⑨	環状第4号線	新宿区余丁町 〃河田町	330	27~30	8,199	52	8,199	52	0	0
⑩	環状第4号線	新宿区富久町 〃余丁町	330	27	8,117	62	7,148	62	0	0
⑪	環状第4号線	新宿区原町三丁目 〃馬場下町	655	20	5,895	79	816	11	537	8
⑫	環状第5の1号線	新宿区大久保一丁目 〃大久保二丁目	440	27~35	3,753	24	3,753	24	0	0
⑬	環状第5の1号線	新宿区大久保二丁目 〃戸山三丁目	710	27~30	3,028	11	3,028	11	0	0
⑭	補助第26号線	中野区本町四丁目 〃新宿区西落合四丁目	190	23	1,102	8	249	2	51	0
⑮	補助第26・71号線	中野区中央五丁目 〃中野二丁目	340	15~20	1,537	29	1,528	29	9	0
⑯	補助第26号線	中野区江西落合四丁目 〃新宿区弥生町一丁目	260	20~23	2,565	19	257	1	592	0
⑰	補助第62号線	中野区南台一丁目 〃高田馬場四丁目	520	20	2,359	83	2,356	83	3	0
⑲	補助第74号線	中野区中野方一丁目 〃新宿区大久保三丁目	650	28	6,045	33	5,985	33	0	0
⑳	補助第74号線	中野区中野方一丁目 〃阿佐谷北六丁目	950	20	3,875	16	2,312	4	284	0
㉑	補助第133号線	中野区自鷺二丁目 〃大和町一丁目	700	16	9,662	66	1,848	14	860	6
㉒	補助第227号線	中野区大和町四丁目 〃大和町四丁目	710	16	7,232	128	6,431	117	224	10

# 令和5年度 街路・道路・安全施設事業箇所図

## 東京都第三建設事務所管内図



## 第7 河川整備事業

### 1. 管内河川の概要及び改修の推移

#### (1) 河川概要

管内の地勢は、杉並区松庵付近の標高約50mから新宿区の東縁にあたるJR飯田橋駅付近の標高約4mまで、おおむね西高東低の高度分布となっているが、南北方向についてみると、河川の開削等により凹凸のはげしい複雑な地形を呈している。

河川は、荒川水系に属する神田川が管内で支流を合流し、ほぼ西から東に貫流しながら隅田川に注いでいる。その主要諸元は表-1のとおりである。

表-1 管内河川及び主要諸元

河川法区分	河 川 名	全 体		管 内 延 長 (km)	管内の計画高水流量 (m <sup>3</sup> /s)
		延 長 (km)	流域面積 (km <sup>2</sup> )		
一級河川	神田川水系	46.4	105.0	37.9	—
	神 田 川	24.6	105.0	16.1	50～500
	善福寺川	10.5	18.3	10.5	20～140
	妙正寺川	9.7	21.4	9.7	110～230
	江古田川	1.6	5.0	1.6	50～55

(注) 流域面積は支川の流域を含む面積である。

#### (2) 河川改修事業の推移

戦後の河川改修は、戦前の改修部に引き続いて、昭和25年に善福寺川、同34年に神田川、妙正寺川の整備を本格的に再開した。その後、昭和39年の「中小河川改修緊急3か年整備計画（39～41年度）」、同42年の「中小河川緊急整備5か年計画（42～46年度）」、同52年の「中小河川水害緊急整備計画（52～54年度）」を経て、同53年までに1時間あたり30mm規模の降雨に対応できる護岸の整備は完了した。

この間、昭和33年9月には狩野川台風、同41年6月には台風4号により都内各所で大水害が発生し、管内河川を含む中小河川の改修促進の契機となった。（表-2）

表－2 2大台風による水害

災害種別	降雨記録		区分	水害状況				都内全域の 浸水被害
	総降雨量	時間最大降雨量		新宿区	中野区	杉並区	計	
狩野川台風	昭和33年9月 22日～27日 444.1mm	76.0mm	浸水面積 (ha)	70	191	646	907	21,103
			浸水戸数 (戸)	6,207	6,761	10,168	23,136	464,030
第四号台風	昭和41年6月 27日～28日 235.0mm	30.0mm	浸水面積 (ha)	62	52	214	328	8,762
			浸水戸数 (戸)	1,773	1,035	2,112	4,920	102,896

### (3) 神田川水系の主要水害

流域の都市化による保水・遊水機能の低下は、雨水の河川への到達時間を短縮させる等、高水流量の増加をもたらし、いわゆる都市型水害の大きな原因となっている。神田川水系においても、昭和50年代前半から毎年のように水害が発生している。これまでに、昭和60年7月、平成元年8月の集中豪雨、平成3年9月、平成5年8月の台風は神田川沿いに、また平成17年9月の記録的な集中豪雨により妙正寺川と善福寺川沿いを中心に多数の浸水被害をもたらした。

### (4) 今後の河川整備について

神田川水系では、これまで、1時間当たり50mm規模の降雨に対応できるよう、河道や調節池、分水路の整備を行ってきた。しかし、時間50mmを超えるような局地的集中豪雨により、一部の地域で浸水被害が発生するなど、これまでの対策の基本としていた時間50mm規模の治水施設のみでは、このような豪雨に対応できない場面が発生している。

このため、1時間当たり50mm規模の降雨に対応できる河道に加え、調節池の整備や雨水浸透施設の設置などの流域対策により、1時間当たり75mm規模の降雨に対応していく。

## 2. 管内河川の整備

### (1) 神田川

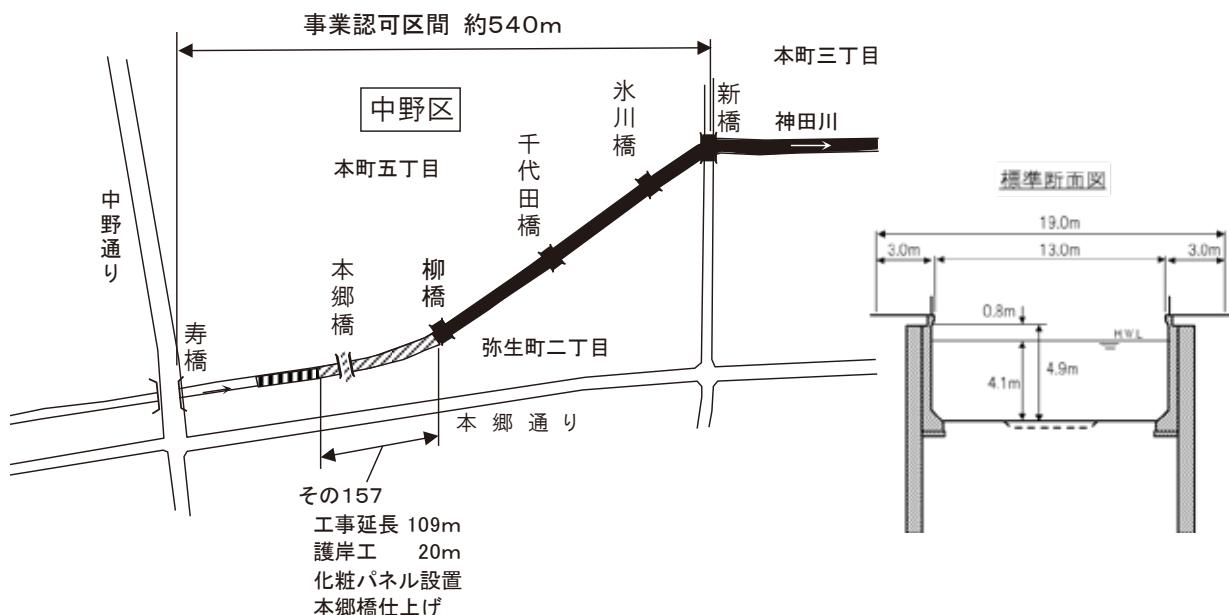
本川は、三鷹市の井の頭池に源を発し、善福寺川及び妙正寺川を合流し、新宿、豊島、文京の区境を東流し、JR水道橋駅付近で日本橋川を分派し、台東区柳橋地先で隅田川に注ぐ延長24.6km、流域面積105.0km<sup>2</sup>の都内中小河川としては、最大の規模をもつ重要な河川である。

管内の本川は杉並区西部より南部を東流して、中野区弥生町地先で善福寺川を、さらに新宿区下落合地先で妙正寺川が流れこむ高田馬場分水路を高戸橋で合流し、新宿、豊島、文京の区境を流れる新宿区下宮比町地先（JR飯田橋駅前）までの延長16.1kmである。

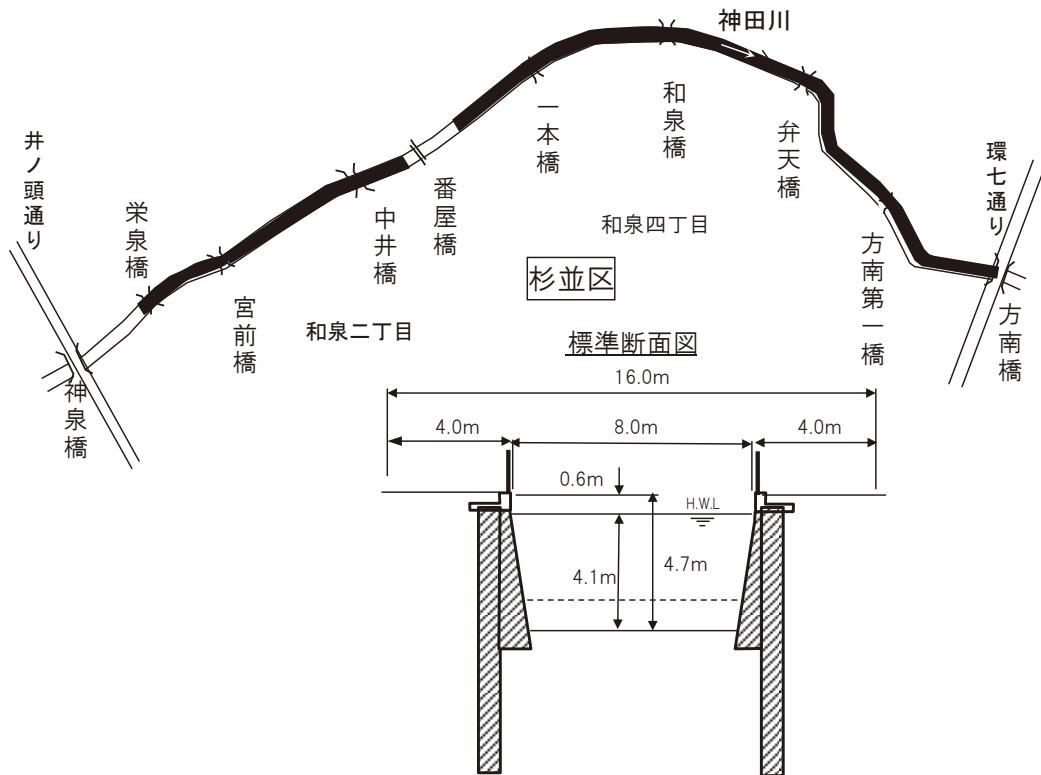
## ア. 本川

### ① 通常事業

- a) 駒塚橋～高戸橋間については、昭和 50 年度から用地取得に入り、同 53 年度に工事着手し、面影橋等 5 橋の架替を含め延長 1,060m を同 56 年度に完了した。  
なお、この高戸橋下流区間の本川改修によって、妙正寺川の洪水は高田馬場分水路へ切替えられ、かつての水害常襲地帯であった高田馬場駅周辺の水害軽減が図られた。
- b) 源水橋から西武新宿線、JR 山手線を挟んで清水川橋までの約 600m については、平成 2 年 5 月 10 日に事業承認を受け、護岸工事は、平成 7 年度に着工し下流側より工事を進め、平成 21 年 9 月末には西武新宿線の神田上水橋梁架替工事が完了した。今後は、JR 山手線橋梁架替について、東日本旅客鉄道(株)と調整し事業化の検討をしていく。
- c) 旧妙正寺川合流点～末広橋間（延長約 1,980m）については、昭和 57 年 1 月 14 日に事業承認を受け昭和 57 年度に護岸工事に着手し、平成元年度に概成した。
- d) 末広橋上流～淀橋間（延長 600m）については、昭和 62 年 7 月 16 日に事業承認を受けて、平成元年度に護岸工事に着手し、平成 7 年度に完了した。
- e) 淀橋～長者橋間（延長約 700m）については、平成 3 年 5 月 31 日に事業承認を受け、平成 6 年度に護岸工事に着手し、平成 9 年度末に概成した。途中、平成 5 年 8 月 27 日の台風 11 号により甚大な被害を受けたことから、淀橋から当区間の上流新橋までの延長約 1,400m について、河川激甚災害対策特別緊急事業（以下「激特事業」という。）の採択を受け事業を実施した。その後、淀橋上流の東京電力占用橋の架け替え工事が平成 18 年度に完了した。
- f) 長者橋～新橋間（延長約 700m）については、平成 6 年 8 月 12 日に事業承認を受け、平成 8 年度に工事着手し、途中激特事業を挟み、平成 12 年度に護岸工事は完了した。その後橋梁の架け替え工事に着手し、長者橋の架け替え工事が、平成 19 年度に完了した。
- g) 新橋～寿橋間（延長 540m）については、平成 16 年 5 月 24 日に事業認可を受け用地取得に着手した。平成 19 年度に護岸工事に着手し、令和 5 年度は引き続き柳橋から本郷橋上流の護岸整備を行う。



h) 方南第一橋～神泉橋間（延長約 1,190m）については、平成 17 年度に下流から護岸工事に着手し、令和 4 年度には、番屋橋上下流を除き、橋梁の架け替えを含む栄泉橋までの整備が完了した。令和 5 年度は、神泉橋下流の整備について設計を行う。



## イ. 分水路

### ① 江戸川橋分水路

船河原橋から江戸川橋間、延長 1,760mについては、本川に沿う放射 7 号線路面下に「江戸川橋分水路」が設置されている。この工事のうち、営団地下鉄 8 号線（現東京メトロ有楽町線）との競合部分は、営団に委託し、当所は白鳥橋下流付近から古川橋上流に至る約 870mを担当し、昭和 50 年度に着工し同 52 年 6 月に完成した。

なお、江戸川橋分水路については、第六建設事務所が維持管理を担当している。

### ② 高田馬場分水路

高田馬場駅付近の狭さく部による水害を早急に軽減するため、放射 7 号線路面下を利用した「高田馬場分水路（6.60m × 6.65m の二連暗渠）」は、旧第一特定街路建設事務所において、昭和 43 年度に着工し同 53 年度に延長 1,460m が完成した。

当所もこの分水路及び呑口部を築造するため、昭和 45 年度から用地取得に入り、同 48 年度に工事着手し、同 49 年度には妙正寺川の一部仮通水を行った。さらに昭和 57 年度には、神田川からの暫定及び妙正寺川からの呑口部工事を完了させた。現在の妙正寺川は同分水路を経て、高戸橋で神田川に合流しており、大雨時には神田川本川の洪水の一部も同分水路へ流入している。

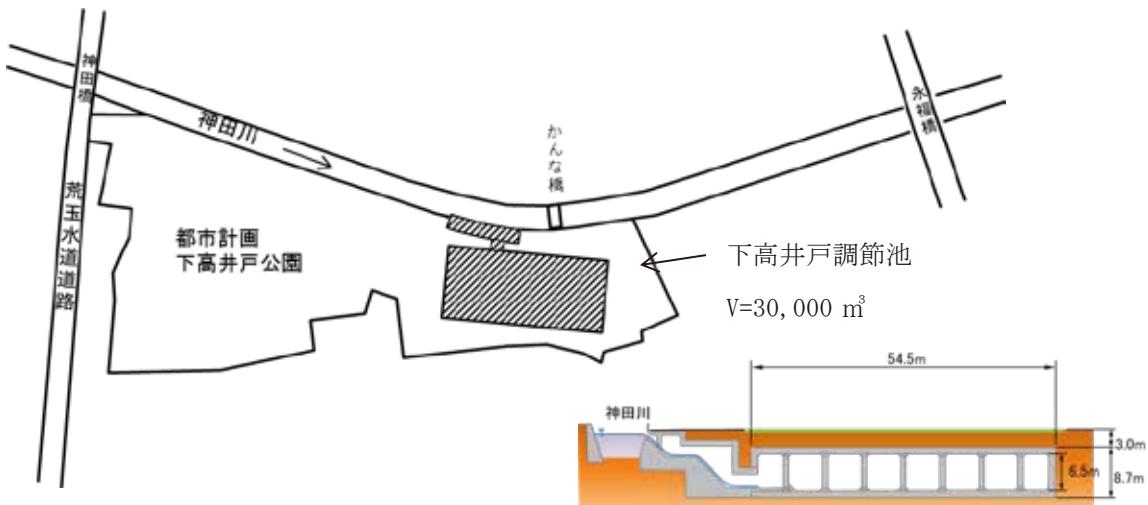
築造から 30 年以上が経過していることから、老朽化調査結果をもとに、平成 30 年度より補修工事を実施し、令和 3 年度に完了した。

## ウ. 調 節 池

### ① 下高井戸調節池

永福橋下流の未整備区間の治水安全度を早期に向上させるため、都市計画下高井戸公園内に貯留量約30,000 m<sup>3</sup>の地下調節池を整備するものである。

平成28年度末に工事用搬入路の整備等の準備工事を、また、平成29年度には本体工事を契約した。その後、地元調整等を経て平成30年度に工事用車両の搬出入路整備に着手し、令和元年度から調節池工事を実施している。調節池躯体の構築はほぼ完了し、令和5年度は越流堰・坂路構築、管理棟建築、電気機械設備、橋梁工事等を行う。



### (2) 善 福 寺 川

本川は、杉並区の善福寺池に源を発し、同区内を蛇行しながら中野区境付近で神田川に合流する延長10.5 km、流域面積18.3 km<sup>2</sup>の河川である。

## ア. 本 川

### ① 通常事業

時間50ミリの整備については、都立和田堀公園内に水害軽減対策として、掘込式調節池3箇所を設置している。和田堀橋～済美橋間については、神田川・環状七号線地下調節池の善福寺川取水施設が稼働したことから、平成19年度に激特関連事業として護岸工事に着手し、平成24年度末で完了した。

激特区間（下記②）上流においては、平成24年度に済美橋上流及び宮下橋上流の護岸整備に着手した。令和4年度までに済美橋から大松橋、及び宮下橋から御供米橋間の整備は完了し、令和5年度は、大成橋上下流部において護岸工事を実施する。

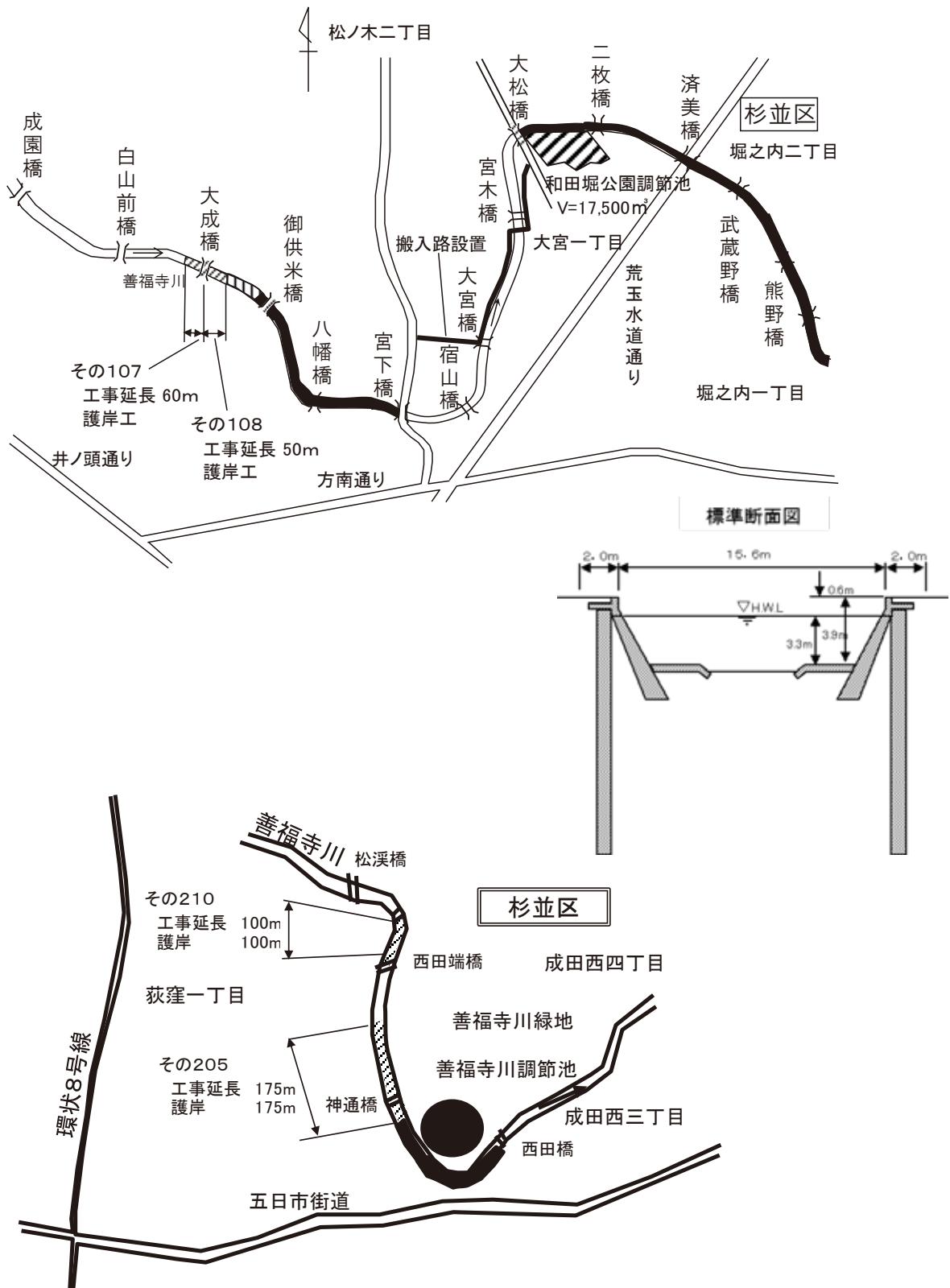
また、善福寺川調節池が平成28年8月末に取水可能となったことから、神通橋上下流部において神通橋の架け替えを含む護岸工事を実施しており、令和5年度は引き続き護岸及び神通橋の架設工事を行う。

さらに、続けてその上流区間（松渓橋まで）の整備を実施していくこととしており、令和5年度は西端橋上流部で工事に着手する予定である。

### ② 河川激甚災害対策特別緊急事業（激特事業）

平成17年9月の記録的な集中豪雨により妙正寺川と善福寺川沿いを中心に約3,600戸の浸水被害が

発生した。このため善福寺川においては、神田川・環状七号線地下調節池の善福寺川取水施設から和田堀第六調節池間の延長約2,000mについて平成17年11月に国の採択を得て、護岸整備、調節池増強、取水施設整備及び橋梁架替に着手し、平成19年度に和田堀第六調節池の増強整備、平成20年度に済美橋、本村橋の架替が完了し、平成21年度の武蔵野橋架替及び区立済美公園と一体となった緩傾斜護岸の整備をもって、激特事業は完了した。



## イ. 調 節 池

### ① 和田堀公園調節池

善福寺川流域の治水安全度のレベルアップを図るため、都立和田堀公園内に貯留量約 17,500 m<sup>3</sup>の掘込式調節池を整備するものである。調節池の整備にあたっては、公園と調和した整備を行う。

平成 29 年度に搬入路工事に着手し、平成 30 年度から調節池本体工事を実施してきたが、令和 4 年度から取水を開始した。令和 5 年度は引き続き調節池内の公園取水施設及び園地整備工事等を実施する。

### ② 善福寺川調節池

善福寺川上流域の浸水被害を早期に軽減するため、都立善福寺川緑地内に貯留量約 35,000m<sup>3</sup>の地下調節池を整備するものである。平成 24 年度に工事着手し、平成 29 年 6 月に完成した。

調節池の洪水調節機能を担保に、平成 29 年度に調節池より上流の護岸整備に着手した。

### ③ 善福寺川上流調節池（仮称）

善福寺川上流域の浸水被害を軽減するため、時間最大 75 ミリ降雨に対応する善福寺川上流調節池（仮称）を整備するものである。令和 4 年度に基本設計が完了し、引き続き事業化に向けた検討・調整を進めていく。

表－3 善福寺川調節池貯留実績

		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和3年度		令和4年度	
		回数	最大貯留量	回数	最大貯留量	回数	最大貯留量	回数	最大貯留量	回数	最大貯留量
善福寺川	貯留量 [m <sup>3</sup> ]	3	35,000	2	23,900	1	34,400	1	3,700	3	8,300
	貯留率 [%]	—	100	—	68	—	98	—	11	—	24

(注) 令和2年度は貯留なし

(令和4年度末現在)

(注) 最大貯留量は各年の最大時の貯留量

### (3) 妙正寺川

本川は、杉並区の妙正寺池に源を発し、中野区北部を流れ江古田公園付近で江古田川を合わせて新宿区に入り、高田馬場分水路に流入する延長 9.7 km、流域面積 21.4 km<sup>2</sup>の河川である。

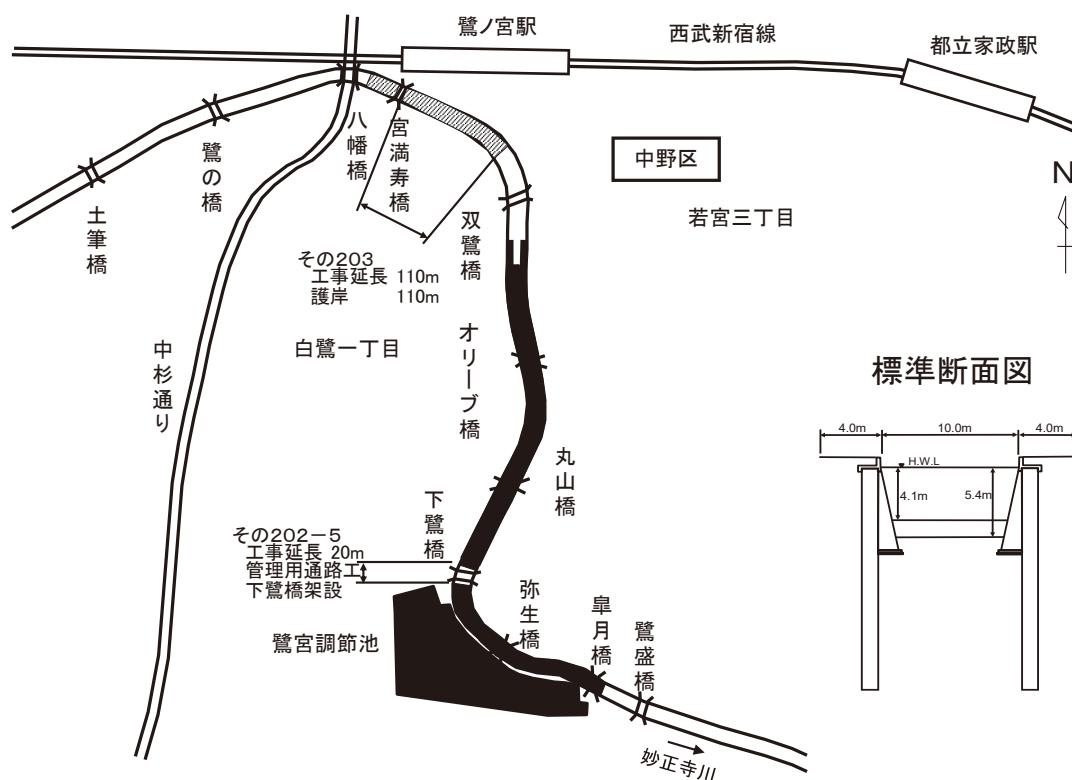
#### ア. 本川

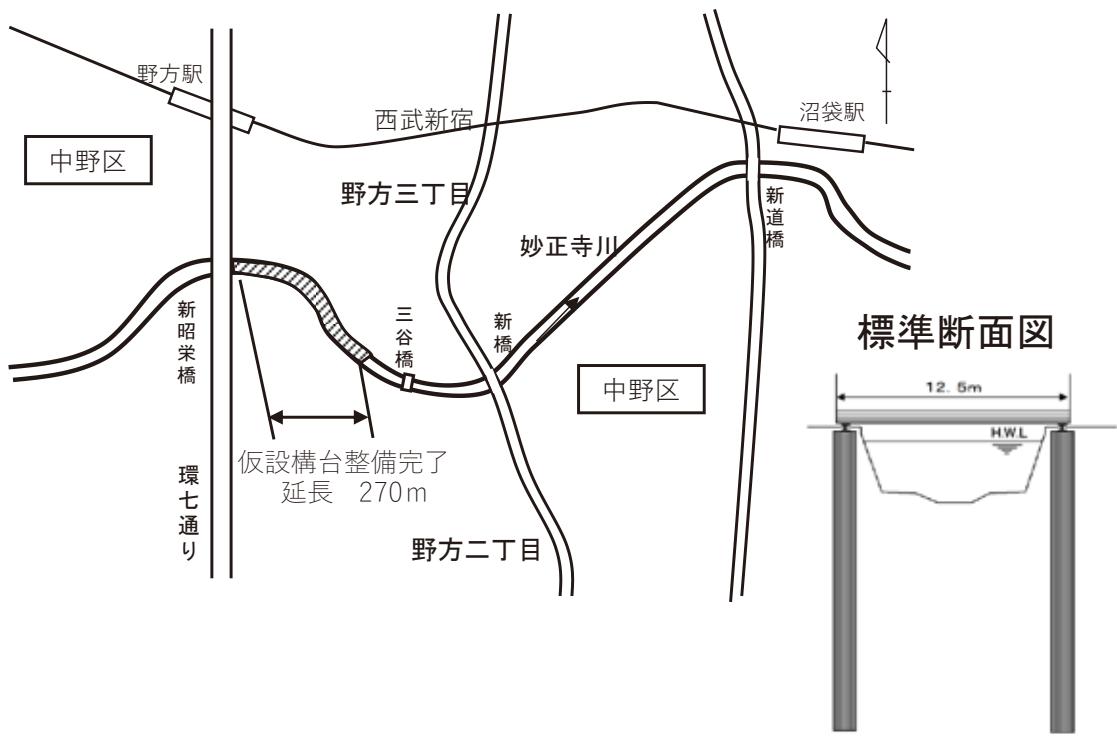
##### ① 通常事業

時間 50 ミリの整備については、妙正寺川調節池群（P76 参照）との組合せにより進めており、調節池群の上流、下田橋～大北橋間（延長約 500m）については、平成 2 年 5 月 10 日に事業承認を受け、平成 8 年度に護岸工事に着手し平成 16 年度に完了した。また、この上流で両岸に区道を有する大北橋～三谷橋間（延長約 1,800m）についても、護岸整備区間として、平成 3 年度から工事を実施している。さらに水車橋上流～下田橋間（延長約 1,200m）の護岸整備については、平成 5 年 7 月 8 日に事業承認を受け、用地取得が完了した箇所から工事を実施し、平成 21 年度の西武新宿線妙正寺川第三橋梁架替工事の完成をもって整備が完了した。

平成 26 年度からは鷺宮調節池の洪水調節機能を担保に調節池より上流部の護岸整備を実施している。令和 4 年度に丸山橋上下流の整備が完了した。また、令和 4 年度には八幡橋直下流部に工事乗込み口のヤード及び桟橋を整備し、令和 5 年度は双鷺橋上流～八幡橋下流間の護岸整備を実施していく。

三谷橋～新昭栄橋間については、令和元年 12 月 18 日に河川予定地指定し、護岸整備に着手した。令和 4 年度に第一期事業として仮設構台の整備が完了し、現在は隣接する中野工科高校の建替え事業で工事用搬入路として使用している（河川工事は休止中）。





## ② 河川激甚災害対策特別緊急事業（激特事業）

善福寺川と同様に、平成 17 年に河川激甚災害対策特別緊急事業の採択を受け、落合調節池から神田川・環状七号線地下調節池・妙正寺川取水施設間の延長約 3,900m について、護岸整備、河床掘削及び橋梁架替を実施し、平成 21 年度末に完了した。

### イ. 調 節 池

#### ① 妙正寺川第一調節池・妙正寺川第二調節池

第一調節池（貯留量約 30,000 m<sup>3</sup>）は、昭和 59 年度に着工し、同 61 年度末に完成した。この調節池は、敷地内にピロティー住宅、公園広場を配した全国でも初めての多目的利用の試みであり、工事は東京都、新宿区、中野区及び住宅都市整備公団の四者が共同して進めた。

第二調節池（貯留量約 100,000 m<sup>3</sup>）は、昭和 63 年度に着工し、平成 7 年 6 月に完成した。

また、令和元年度に補修工事を実施した。

#### ② 落合及び上高田調節池

この 2 調節池は、既設の新宿区及び中野区立都市公園地下を利用した施設である。

落合調節池（貯留量約 50,000 m<sup>3</sup>）は、西武新宿線に近接しているため、昭和 62 年度に西武鉄道㈱に工事を委託し、平成 7 年 3 月に完成した。

上高田調節池（貯留量約 160,000 m<sup>3</sup>）は、昭和 63 年度に着工し、平成 10 年 3 月に完成した。

平成 29 年度から補修工事に着手し、令和 2 年度に完了した。

#### ③ 鷺宮調節池

鷺宮調節池（貯留量約 35,000 m<sup>3</sup>）は、平成 22 年度に着工し、調節池本体が完成した平成 25 年 4 月

より取水を開始した。この調節池は、老朽化の進んだ都営鷺の宮アパートの建替えに伴い、川沿いの約1haの都営住宅用地について都市整備局から所管換えて受けて整備を行った。

また、調節池上部は、中野区が公園整備工事を実施し、平成27年度に完成した。

表－4 妙正寺川調節池施設概要

	妙正寺川第一	妙正寺川第二	上高田	落合	鷺の宮	北江古田
貯留面積 (m <sup>2</sup> )	9,900	6,500	13,200	4,800	8,800	9,200
貯留量 (m <sup>3</sup> )	30,000	100,000	160,000	50,000	35,000	17,000
越流堰延長 (m)	90.6	62.0	67.7	74.5	47.0	55.0
貯留深さ (m)	4.1	20.0	18.4	13.85	5.3	3.0
排水時間 (h)	3.0 (自然排水)	12.0	24.0	12.0	24.0	6.0 (自然排水)
上部利用形態	公園・住宅	哲学堂公園等	上高田運動施設	落合公園	多目的広場	北江古田公園

(参考) 北江古田調節池は江古田川である。

表－5 妙正寺川調節池貯留実績（平成25年度以降）

		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		回数	最大貯留量	回数	最大貯留量	回数	最大貯留量	回数	最大貯留量	回数	最大貯留量										
妙正寺川第一	貯留量 (m <sup>3</sup> )	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	貯留率 (%)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
妙正寺川第二	貯留量 (m <sup>3</sup> )	1	500	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	貯留率 (%)	—	0.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
上高田	貯留量 (m <sup>3</sup> )	5	58,900	4	14,700	2	25,300	2	15,800	4	46,700	2	23,500	1	105,400	1	11,000	4	30,300	3	38,400
	貯留率 (%)	—	36.8	—	9.2	—	15.8	—	9.9	—	29.2	—	14.7	—	65.9	—	6.9	—	18.9	—	24.0
落合	貯留量 (m <sup>3</sup> )	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	貯留率 (%)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鷺の宮	貯留量 (m <sup>3</sup> )	3	19,300	2	32,500	2	10,200	—	—	2	11,800	2	16,400	1	4,900	—	—	2	6,100	1	8,100
	貯留率 (%)	—	55.1	—	92.9	—	29.1	—	—	—	33.7	—	46.9	—	14.0	—	—	—	17.4	—	23.1

(注)最大貯留量は各年の最大時の貯留量

(令和4年度末現在)

#### (4) 神田川・環状七号線地下調節池

本調節池は、環状七号線の道路下に設置したトンネル形式調節池で、主に神田川と善福寺川合流点付近より下流部の水害の早期軽減を目的に計画されたものである。

① 第一期事業は、梅里立坑から神田川の南約300m地点までの2.0kmについて路面下約40mに内径12.5m、最大貯留量240,000m<sup>3</sup>の調節池を築造するもので、昭和61年12月に都市計画決定、同62年3月に事業承認を受け、昭和63年に発進立坑に着工、平成4年8月からトンネル掘進を行い、平成7年1月にトンネル工事が完成した。神田川取水施設については、平成3年度に工事着手し、平成10年度に完成した。なお、完成に先立ち平成9年度より取水を開始した。

また、平成12年度より、渇水期のうち12月から5月までの6か月間、震災時や火災時に消火用の水として利用できるよう河川水を最大60,000m<sup>3</sup>貯留している。

② 第二期事業は妙正寺川立坑から梅里立坑までの2.5kmで、最大貯留量は300,000m<sup>3</sup>である。平成2年1月に都市計画決定、同5年7月に事業承認を受け、調節池トンネルは平成9年度に工事着手、平成14年度までに発進立坑の構築、シールドマシンの製作を終え、平成15年度に掘進に着手、平成16年8月に梅里立坑に到達した。平成17年度にはトンネル接続工事が完了した。善福寺川取水施設は、平成7年度に工事に着手し、平成19年3月には施設が完成した。なお、完成に先立ち、平成17年9月より取水を開始した。

また、妙正寺川取水施設については、平成19年3月に土木施設が完成し、4月から暫定的に取水を開始、平成20年3月に設備等の工事が完了した。

これにより、第二期事業がすべて完了し、神田川・環状七号線地下調節池が完成した。

表-6 施設概要

	全体計画	第一期事業	第二期事業
貯留量 (m <sup>3</sup> )	540,000	240,000	300,000
調節池トンネル延長 (km)	4.5	2.0	2.5
調節池トンネル内径	D=12.5m		
取水施設	3箇所	神田川	善福寺川・妙正寺川

表-7 神田川・環状七号線地下調節池貯留実績

貯留回数	月 日	各年最大貯留時	
		貯留量(m <sup>3</sup> )	貯留率(%)
平成 9 年	4	6. 20	40,800
平成 10 年	2	9. 15	151,700
平成 11 年	4	7. 21	70,000
平成 12 年	2	7. 8	214,000
平成 13 年	1	9. 11	120,000
平成 15 年	2	10. 13	148,000
平成 16 年	2	10. 9	215,000
平成 17 年	2	9. 4	420,000
平成 18 年	1	6. 16	141,000
平成 19 年	1	7. 29	76,000
平成 20 年	2	5. 20	79,000
平成 21 年	2	10. 8	505,000
平成 22 年	2	12. 3	146,800
平成 23 年	1	8. 26	92,000
平成 24 年	1	5. 3	81,000
平成 25 年	5	9. 15	540,000
平成 26 年	2	7. 24	378,400
平成 27 年	2	5. 12	176,800
平成 28 年	1	8. 22	213,400
平成 29 年	1	10. 23	92,000
平成 30 年	2	3. 9	286,400
令和元年	1	10. 12	493,500
令和 3 年	1	8. 15	205,000
令和 4 年	1	9. 24	114,800

(注) 平成 14 年度、令和 2 年度は実績なし

(令和 4 年度末現在)

(注) 平成 17 年 9 月 4 日は第二期へ一部緊急取水した。

(注) 調節池容量 540,000 m<sup>3</sup> (平成 17 年 9 月 17 日以前 240,000 m<sup>3</sup>)

##### (5) 環状七号線地下広域調節池（石神井川区間）

「中小河川における都の整備方針」(平成 24 年 11 月)に基づき、区部の中小河川は、目標整備水準を時間最大 75 ミリ降雨に引き上げ、時間 50 ミリを超える部分については、調節池（時間 15 ミリ分）及び流域対策（時間 10 ミリ分）による対応を基本としている。そのため、神田川・石神井川・白子川の 3 流域における時間 75 ミリ降雨対策では、現在供用している「神田川・環状七号線地下調節地」及び「白子川地下調節池」を連結するための「環状七号線地下広域調節池（石神井川区間）」の整備を計画した。

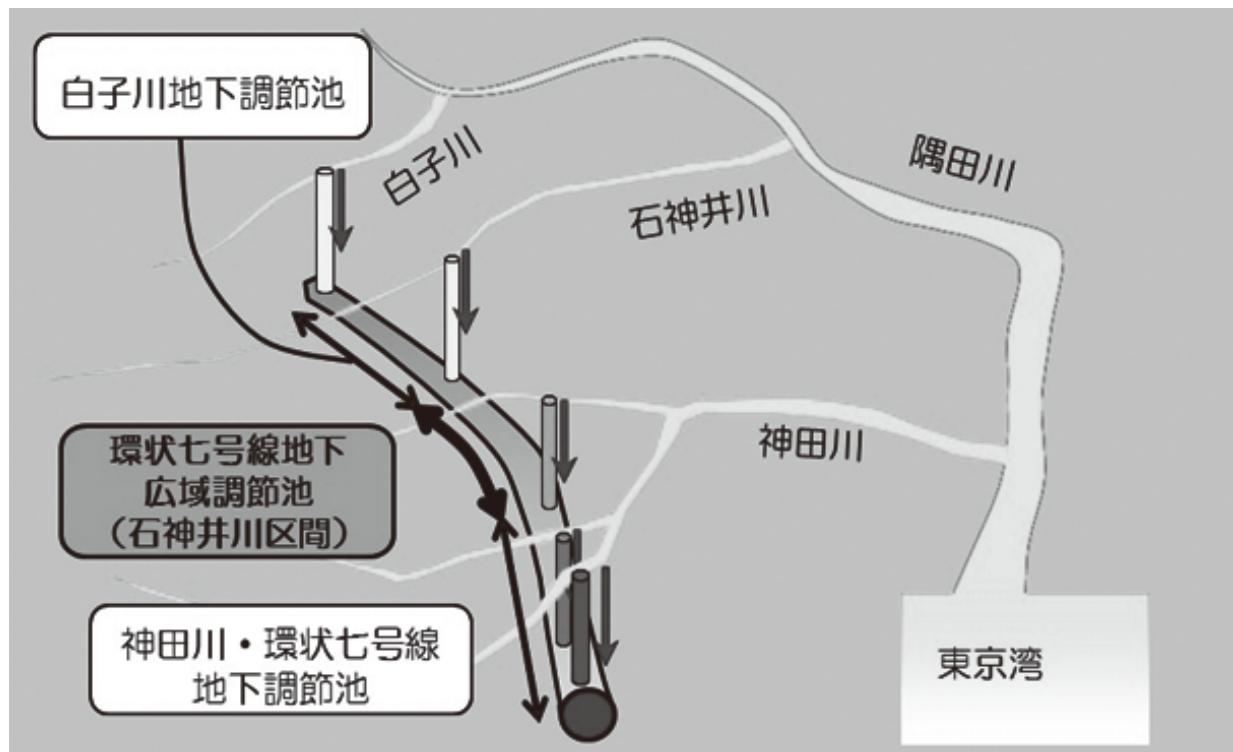
この調節池の整備に伴い、上記 3 流域の間にて調節池機能の相互融通が可能となり、局地的かつ短時間の集中豪雨（時間 100 ミリ程度）に対しても、大きな効果を発揮することが期待されている。

シールドトンネル本体工事である「環状七号線地下広域調節池（石神井川区間）工事」については、基本設計（平成 26 年度）及び詳細設計（平成 27~28 年度）を経て平成 28 年度末に工事着手し、令和 7 年度の完了を目指して工事を実施している。

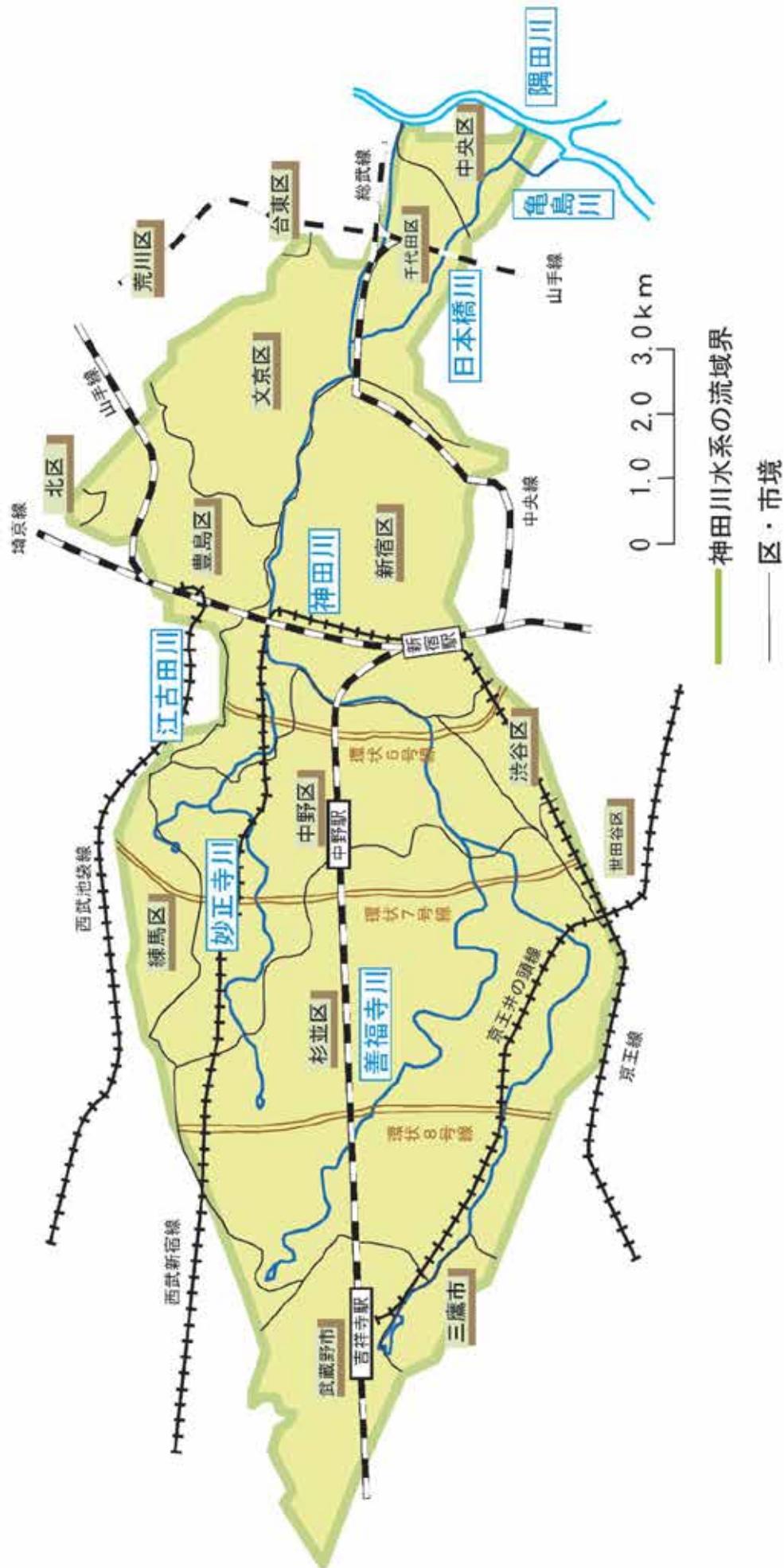
本体工事の他、排水や換気設備等の機能向上を図るための増強工事を実施し、3地下調節池が連結した「環状七号線地下広域調節池」として、令和7年度末の稼働を予定している。

表－8 環状七号線地下広域調節池 基本諸元一覧表

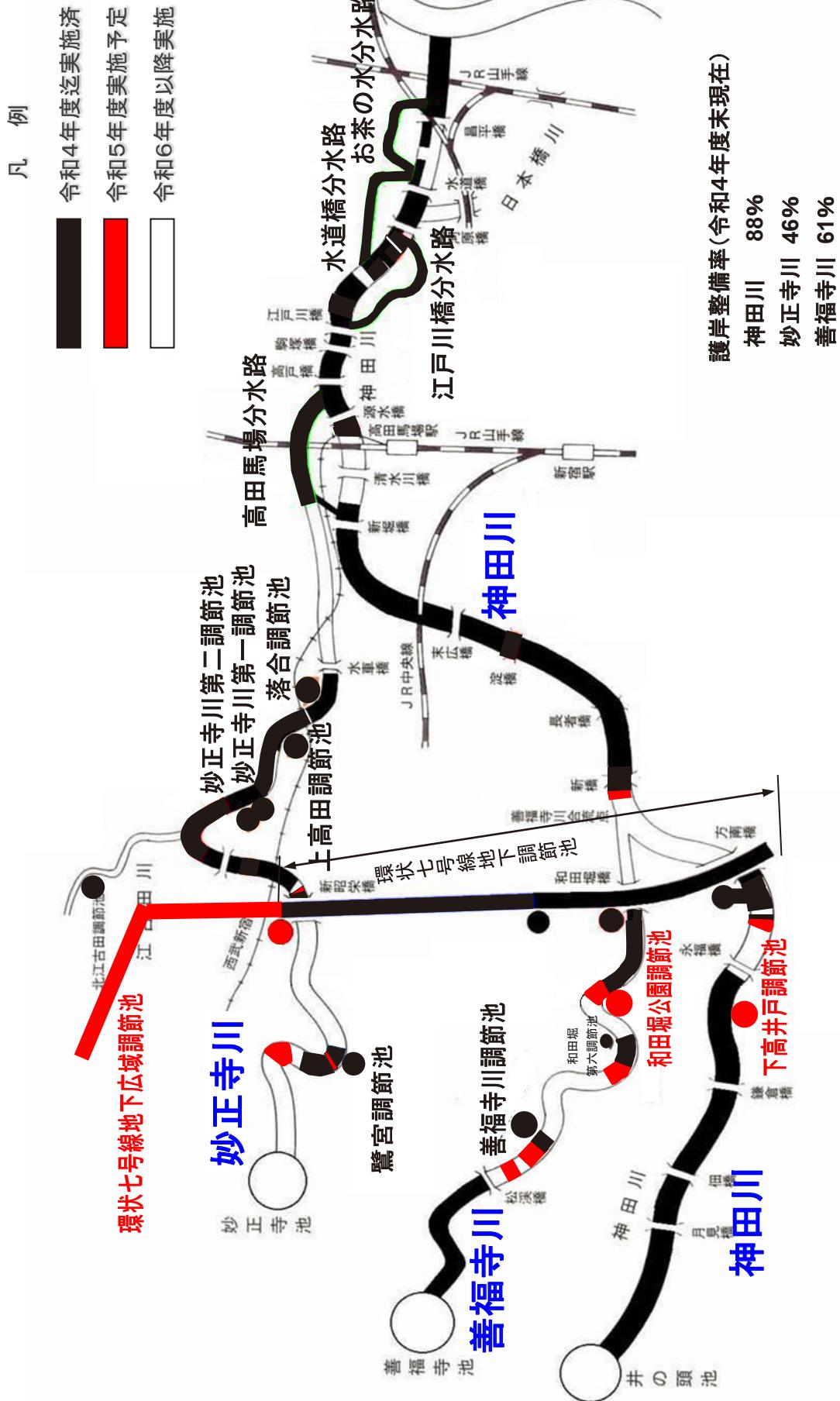
基本 諸 元	環 状 七 号 線 地 下 広 域 調 節 池		
	神田川・環状七号線 地下調節池	環状七号線 地下広域調節池 (石神井川区間)	白子川 地下調節池
貯留量(m <sup>3</sup> )	540,000	680,000	212,000
調節池トンネル延長(km)	4.5	5.4	3.2
調節池トンネル内径(m)	12.5	12.5	10.0



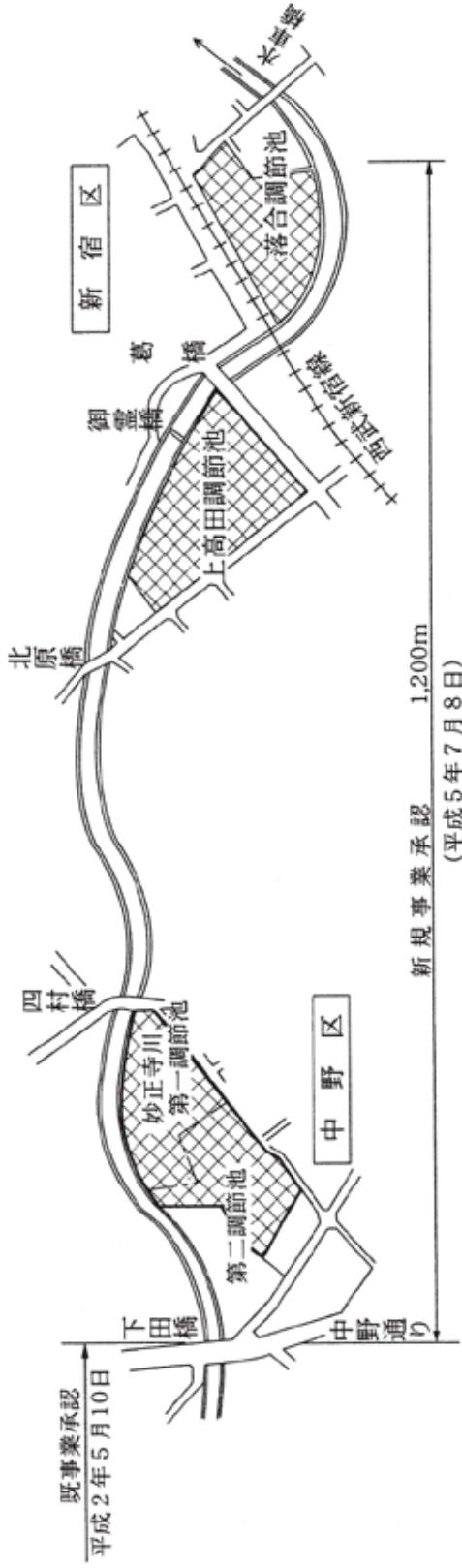
# 神田川流域図



# 神田川水系の整備状況図

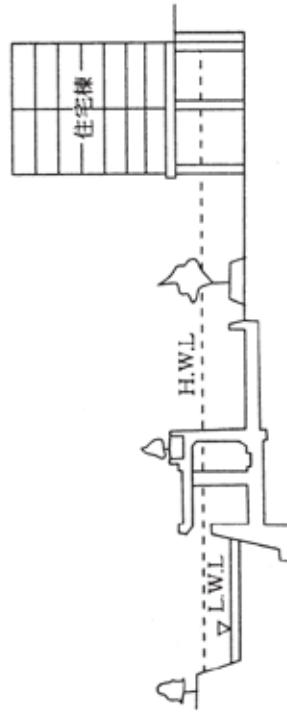


妙正寺川調節池群

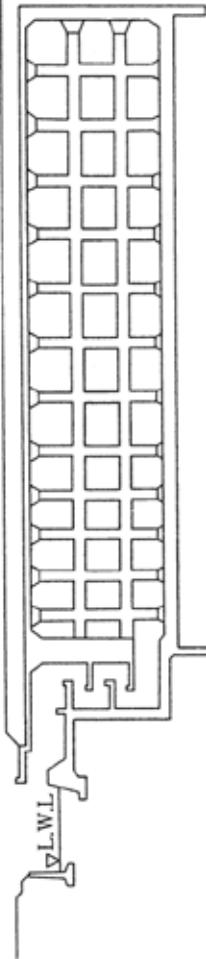


名 称	貯留容量	完成年度	備 考
妙正寺川第一調節池	30,000m <sup>3</sup>	昭和61年度	
妙正寺川第二調節池	100,000m <sup>3</sup>	平成7年度	地下式
上高田調節池	160,000m <sup>3</sup>	平成9年度	"
落合調節池	50,000m <sup>3</sup>	平成6年度	"

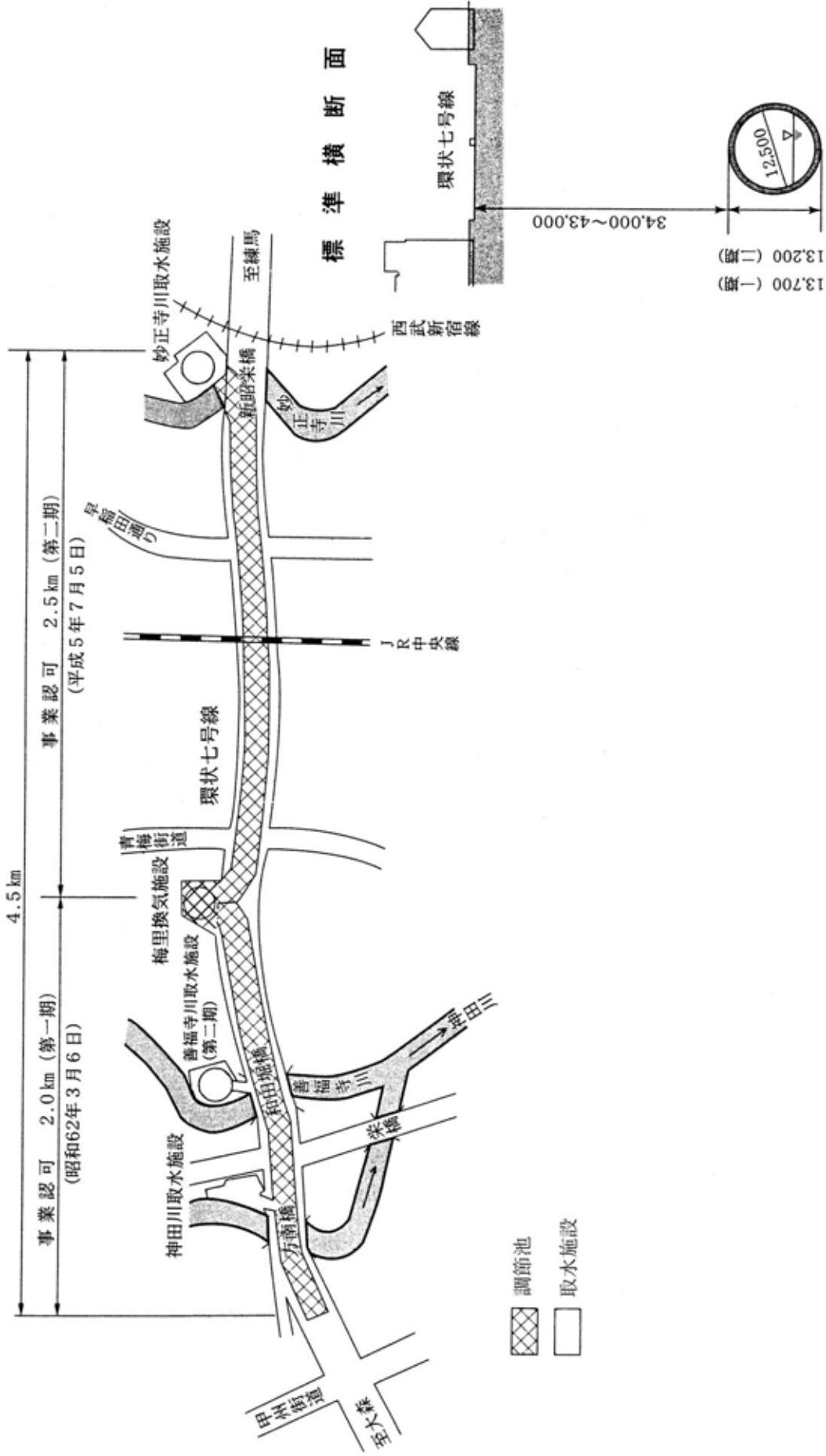
妙正寺川第一調節池標準横断図



落合調節池標準横断図



神田川・環状七号線地下調節池



### 3. 河川用地の取得状況

現在、管内において事業承認及び河川予定地の指定に基づき、用地取得を実施しているのは、神田川及び妙正寺川で、取得状況は下記のとおりである。

神田川・妙正寺川事業承認及び河川予定地の指定一覧表

河川名	区間	事業承認又は河川 予定地の指定年月日	延長	用 地 取 得 状 況
神田川	源水橋～清水川橋	平成2年5月10日	約600m	令和4年度末までの進捗率83%
	新橋～寿橋	平成16年5月24日	約540m	令和4年度末までの進捗率96%
妙正寺川	三谷橋～新昭栄橋	※令和元年12月18日	約380m	令和4年度末までの進捗率6%

※河川予定地の指定

表-9 河川用地取得状況

河川名 (区間)		全体計画	令和4年度迄の実績		令和5年度予定	
			規模(m <sup>2</sup> )	規模(m <sup>2</sup> )	執行率(%)	規模(m <sup>2</sup> )
神田川	源水橋 から 清水川橋	4,686	3,908	83	0	0
	新橋 から 寿橋	1,864	1,795	96	0	0
妙正寺川	三谷橋 から 新昭栄橋	200	12	6	17	15
環七広域地下調節池		172	172	100	0	0

## 4. 水防業務

水害から都民の生命と財産を守るために、中小河川の護岸整備や調節池、分水路などの整備を促進するとともに水防活動により被害を最小限にとどめることが重要である。そのため建設局では、都内の水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう「東京都水防計画」を策定している。その計画は、水防組織、水防機関の活動及び情報の伝達、水防上注意を要する箇所、水防用資器材等を定めたものであり、当所においても水防月間中（5月1日～5月31日）に水防連絡会を開催し、水防管理団体である区役所、消防署、警察署、その他関係機関との意見調整を行うとともに、計画の周知徹底を図るとともに、水防上注意を要する箇所について区、消防と共同点検を行っている。

防災情報の提供においては気象庁と共同で、洪水予報を神田川では平成21年3月より、妙正寺川では令和2年8月より発表している。また、善福寺川においては、平成26年3月に水位周知河川に指定し、氾濫危険情報を都独自で発表している。

洪水予報とは、気象庁の1時間先までの予測雨量をもとに河川水位の変動を予測し、河川が溢れる恐があるとき、東京都と気象庁共同で、対象となる河川沿いの区市に発表するものである。

水位周知河川における氾濫危険情報は、流域面積が小さいなど洪水予報のための水位予測が困難な河川を対象に基準点と氾濫危険水位を設定し、水位が氾濫危険水位に達した場合に都独自で発表する。

これらの情報は、報道機関や関係区市から電子メールや防災行政無線で、皆様にお知らせするほか、東京都水防災総合情報システムのホームページで、発表中の洪水予報（氾濫危険情報）等を確認することができる。また、平成27年6月から新たに、洪水予報河川及び水位周知河川の基準点における河川監視映像を同ホームページで公開している。令和5年3月には、ホームページがリニューアルされた。

◇東京都水防災総合情報システム <http://www.kasen-suibo.metro.tokyo.jp>

【携帯版】<http://www.kasen-suibo.metro.tokyo.jp/k/>

さらに、令和3年6月からは、河川監視カメラの動画配信を行っている。

◇YouTube 東京水防チャンネル <https://www.youtube.com/channel/UCaydvLwWthLMbfKLEQSY2UQ>

### 注意報・警報の種類と発表基準

種類	区市町村等をまとめた地域	区	発表基準
注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき 具体的には、各区で各々の基準に到達することが予想される場合		
大雨注意報	23区西部	新宿区	表面雨量指数基準 <sup>〔注1〕</sup> 11 土壌雨量指数基準 <sup>〔注2〕</sup> 127
		中野区	表面雨量指数基準11 土壌雨量指数基準129
		杉並区	表面雨量指数基準11 土壌雨量指数基準123

洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき 具体的には、各区で各々の基準に到達することが予想される場合		
	23 区西部	新宿区	流域雨量指数基準 <sup>〔注3〕</sup> 神田川流域 17.8 妙正寺川流域 9.9 複合基準 <sup>〔注4〕</sup> 神田川流域 (5, 17.7) 妙正寺川流域 (5, 9.9)
		中野区	流域雨量指数基準 神田川流域 12.1 妙正寺川流域 8.3 複合基準 神田川流域 (8, 9.4) 妙正寺川流域 (11, 8.1)
		杉並区	流域雨量指数基準 妙正寺川流域 5.7 神田川流域 9.2 善福寺川流域 8.3 複合基準 妙正寺川流域 (10, 4.2) 神田川流域 (11, 9.2) 善福寺川流域 (11, 8.2)
大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき 具体的には、各区で各々の基準に到達することが予想される場合		
	23 区西部	新宿区	表面雨量指数基準 19 土壤雨量指数基準 180
		中野区	表面雨量指数基準 20 土壤雨量指数基準 183
		杉並区	表面雨量指数基準 23 土壤雨量指数基準 174
洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき 具体的には、各区で各々の基準に到達することが予想される場合		
	23 区西部	新宿区	複合基準 神田川流域(8, 19.7) 妙正寺川流域(8, 11.1) 指定河川洪水予報による基準 <sup>〔注5〕</sup>
		中野区	複合基準 神田川流域(20, 13) 妙正寺川流域(14, 9.1) 指定河川洪水予報による基準
		杉並区	流域雨量指数基準 善福寺川流域 10.4 複合基準 妙正寺川流域(13, 4.7) 神田川流域(23, 10.3) 善福寺川流域(16, 9.1) 指定河川洪水予報による基準

〔注1〕 表面雨量指数：短時間降雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。

〔注2〕 土壤雨量指数：降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壤中に貯まっている雨水の量を示す指標。

〔注3〕 流域雨量指数：河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通って時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指標。

〔注4〕 複合基準：(表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値

〔注5〕 指定河川洪水予報による基準：「神田川（番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋）」「妙正寺川（鷺盛橋・千歳橋）」基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する。